

令和4年第3回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 8 月 3 1 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 2 号

提案～審議

第 7 議案第 3 号～議案第 8 号

提案～付託

第 8 議案第 9 号～議案第 14 号

提案～審議

第 9 議案第 15 号

提案～採決

第 10 議案第 16 号

提案～採決

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	武井	香織
総務課長	伊藤	弘美	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	宮澤	文敏

会議のてんまつ

令和4年8月31日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ここ数日、朝晩は秋を感じる季節になりました。ようやく猛暑の峠は越えたようです。しかし、新型コロナウイルス感染症は先の見えない闘いが続いています。終息へ向かうことを祈るばかりです。

そんな中、土日の番組で24時間マラソンを見ました。走った彼は最後まで笑顔で走り切る、チャラ男の美学として走り切り、ゴールしました。彼は見ている全ての人に勇気と希望を与えるきっかけになればとの思いから、自分から立候補して走り切りました。美化の精神、大切な行動です。私たちの行動もこうありたいと考えます。

ただいまから、令和4年第3回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番、笹沼美保議員、6番、都志今朝一議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました、令和4年第3回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は議案16件、報告1件です。このうち、議案第15号、第16号は議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、陳情2件が提出されております。

会期は、本日8月31日から9月14日までの15日間とし、この間で9月1日から9月11日までは本会議を休会といたします。

また、最終日14日の開会時刻は午後3時を予定しています。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月14日までの15日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和4年第3回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席を賜り開会できますことに、まずはお礼を申し上げます。

今年は例年になく期間の短い梅雨でありましたが、6月末以降日本各地で大雨による災害が発生し、甚大な被害が出ております。被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願います。

そのような中でありますが、県の感染警戒レベルが6に引き上げられたことを受けまして、村の総合防災訓練は中止とさせていただきます。その代わりというわけにはまいりませんが、できる対策といたしまして、9月号の村報は災害に備えるを特集いたしました。いざというときにどう動くか、事前に自分の行動を時系列にまとめる計画である通称マイ・タイムラインや、避難先や非常時の持ち出し物品をあらかじめ確認しておくための確認資料、通称チェックシートを掲載しておりますので、ぜひ各御家庭で事前にマイ・タイムラインやチェックシートの記入をお願いいたします。

また、災害時の避難に当たって、支援が必要な方の個別避難計画の作成については今年度から開始をしております、その内容にも村報で触れております。その個別避難計画であります、9月から個別具体的な作成を開始してまいります。今年度は浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にお住まいの高齢者や障がい者・要介護認定者など、避難行動に支援が必要と思われる方を対象に、村の職員や介護・福祉の関係機関の職員が順次訪問をして、必要に応じて民生委員や自主防災会の皆様の御協力もいただきながら進めてまいります。

これから本格的な台風シーズンを迎えます。災害対策については一層気を引き締めてまいります。

新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

感染者数の増加に伴い医療の逼迫が懸念される状態でありますことから、県は8月8日に医療非常事態宣言を発出し県内全ての圏域の感染警戒レベルを6に引き上げ、8月24日にはBA5対策強化宣言を発出いたしました。県の対応はこれまでの同レベルの対応とは異なりまして、強い行動制限は求めず、重症化リスクが高い方及びその同居者、身近で接する方は感染リスクが高い場面・場所を避け、最大限慎重な行動をお願いするといった内容にとどめられております。

また、引き続き場面に応じた適切なマスクの着用や手洗い、三密の回避といった基本的な感染対策の徹底や、ワクチン接種の積極的な検討を求めています。

また、医療機関への負担を軽減するため、20代から40代の方が利用できる若年軽症者登録センターを設置し、ウェブ申請による抗原検査キットの配布や陽性者登録ができるようになっております。

村の対応といたしましては、基本的に県の対応に準じてはおりますが、BA5対策強化宣言が発出される前から、施設利用や行事・イベント等につきましては、感染に対して重症化リスクが高い方たちへのリスクの軽減を図ることを基本とした対応を進めております。

そういった中、村の最大イベントであります大芝高原まつりも中止といたしました。楽しみにしていただいた皆様、また花火の寄附をいただきました皆様には大変残念な結果となってしまいました。大芝高原まつりについては今後に向けて反省点を洗い出し、行政が事務局

を持っていることがよいのかも含めて、これからの実施方法について開催理念から検討してまいらなければならないと感じています。

ワクチン接種であります。3回目接種の接種率は全人口に対して65.8%となりました。また、4回目接種は6月下旬から60歳以上及び医療従事者・高齢者施設従事者等を対象に実施をしております。60歳以上の接種率はこちら8月26日現在、54.3%となっております。

報道されておりますとおり、9月から小児接種が努力義務となり、またオミクロン株に対応したワクチン接種が秋から始まってくる予定であります。オミクロン株対応ワクチンについては、2回目までの接種を終えた全ての方を対象とすることが現在想定をされております。しかしながら、接種間隔など詳細はまだ分かっておりませんが、できることから準備を進めてまいります。

今後も、医療機関・医療従事者の皆様に御協力をいただきながら、村も全庁を挙げて取り組んでまいりますので、御協力をお願いいたします。

次に、物価高騰に対する支援の取組であります。10月から一人当たり5,000円分の商品券を配布する第4弾南箕輪村限定地元応援商品券事業を実施いたします。今回は物価高騰に直面する方への支援のため、住民税非課税世帯の方への追加の生活支援として、一人1万円分の商品券をプラスで配布いたします。8月上旬に対象と思われる世帯に案内を通知し、申請を受け付けておりました。商品券のお届けは9月下旬ごろを予定しております。合わせて商工会からも協力をいただきましてスタンプラリーを同時に行い、村内事業者の支援にもつなげてまいります。

さらに、福祉灯油券交付事業は、冬季における燃料費高騰に対する負担軽減のため、高齢や障がいの方などがおられる住民税非課税世帯を対象に、灯油購入の際に使用できる券を交付するものであり、今年度も実施する方向で補正予算を計上させていただいております。御審議をお願いいたします。

また、暖房に灯油を使用しない家庭も増えていることもありまして、今年度から灯油だけでなく、ガソリンや軽油の購入にも使用できるよう調整をしております。

さて、9月議会は決算議会でありますので、令和3年度の各会計の決算認定をお願いいたします。詳しくは特別委員会の中で申し上げますが、決算の状況につきまして少し触れさせていただきます。

一般会計の歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策の給付金や対策事業等により、前年度には及びませんが、引き続き規模が大きく対前年度比11.4%、約9億2,000万円減の71億5,000万円ほどとなっております。歳入であります。こちらも同様に新型コロナウイルス感染症対策の給付金、対策事業等に充てた国庫支出金などにより対前年度比5.4%、約4億7,000万円減の81億2,000万円と規模が大きくなっております。

また、新型コロナウイルス感染症関係以外の通常の歳入部分であります。村税につきましては対前年度比1.9%、約4,000万円増の21億9,500万円となっております。コロナの影響も予想されましたが、税収につきましては回復傾向が見られております。

次に地方交付税であります。普通交付税では通常分の約18億2,000万円に加えて、新型コロナウイルス感染症対応として約1億3,000万円の追加交付もあり、対前年度比19.5%、3億2,000万円増の約19億5,000万円と、こちらは大幅増となりました。

次に財政状況でございます。令和3年度の財政力指数、こちらは0.56で、前年度から0.03

ポイントの減となっております。経常収支比率は64.8%で、前年度と比べ7.5ポイントの大幅減となりました。健全化判断比率の4つの指標は、いずれの数値も基準値以下となっております。

令和3年度決算に関する報告は以上となりますが、最後に令和4年度の普通交付税についてであります。交付決定額は18億5,838万円、前年度の通常分18億1,788万円から約4,000万円、2.2%の微増となっております。

次に村の人口であります。令和4年8月1日の人口は1万5,966人となりまして、昨年の8月と比べまして197人の増加となりました。間もなく人口1万6,000人の到達がみえてまいります。私もおととい担当者に現状の数字を聞いたところ、8月の末現在で1万5,998人であるということをお聞きしたところでもあります。

地域づくり推進に関する事業の状況であります。

D X推進であります。5月に立ち上げた庁内の情報化推進部会において、行政手続のオンライン化、行政内部事務のD X推進のそれぞれについてワーキンググループを設け、具体的な検討を進めております。村づくり委員会では、令和3年度の地方創生関連事業の検証を行い、村総合戦略のK P I達成に有効であったと評価をいただいております。行政評価委員会では、行政評価を実施する令和3年度の26事業を選定をいただきまして、7月から順次評価を行っていただいております。

地域おこし協力隊の隊員数は11人、10月に教育委員会事務局でさらに1人採用予定となっております。総勢で12人となります。協力隊の活動拠点の整備も終わり、先日開催したイベントでは多くの住民と交流することができました。

男女共同参画推進事業として、9月に村主催の男女共同参画セミナーを予定しております。そのほか、庁内で推進会議を行い、令和4年度の活動について決定したところでございます。今後は区や商工会へ働きかけ、ワークショップなどを行ってまいります。子育て女性再就職支援事業として令和3年度に好評でありました、つながるパパ&ママフェスティバルを今年も10月に開催をいたします。

V C長野トライデント関係では、トライデントが8月に住民との交流イベントを大芝高原で予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で残念ながら中止となっております。10月からはいよいよシーズンが開幕いたしますので、住民との絆をより深められるよう応援イベント等の開催を現在計画しているところです。

元気づくり支援金を活用いたしましたスケートボードイベントを7月から開催をしております。大芝高原のプールの形状をそのまま利用した仮設のパークをつくり、スクールや一般開放を行っております。各回とも予想を超える人気をいただいております。スケートボード熱の高さを感じました。9月以降も2回イベントを実施してまいります。

また、先週の日曜日には、3年ぶりとなる小学生フラッグフットボール交流大会を開催することができました。今後、合宿での利用や各世代、大学生等にもすばらしいフィールドです。使っていただけるよう、活動の幅を広げてまいりたいと思っております。

7月には銀座NAGANOのイベントスペースを利用いたしまして、首都圏の居住者に向けて移住の推進イベントを実施いたしました。5組8人から具体的な相談を受けたところでもあります。また、村のよさもしっかりとPRすることができました。

次に、産業課関係でございます。

村内の農地利用状況調査を8月23日から26日まで、農業委員会と地区営農組合の役員さんの御協力の下、実施をいたしました。農業委員会が主体となり今後結果の集計を行い、現状を把握し農地相談会や農地利用調整会議につなげてまいります。

鳥獣被害につきまして、8月7日に南原において熊による人的被害が発生をいたしました。警察・長野県・鳥獣被害対策実施隊と連携し、熊おりの設置、パトロールや看板設置、防災無線による広報などを実施しておりますが、住民の皆様もラジオや鈴などを身につけて出かけていただけるようお願いいたします。

なお、南部小学校通学区内の小中学生を対象に通学時の安全、また下校時もそうですが安全を図るために、熊よけの鈴の配付をいたしました。鈴の購入予算につきまして、議会の開催を待っている余裕がない緊急的な対応でありましたので、後日詳細を議会全員協議会で説明をさせていただきますので、御理解をいただければと思います。

御心配いただいております南原焼却灰撤去工事、こちらにつきましては焼却灰の撤去が完了いたしまして、埋め戻しや周辺復旧等、予定どおりの進捗となっております。8月6日には南原区の皆様と現地視察会も実施をしております。

次に建設工事関係であります。上半期の進捗状況は、地区計画事業を中心に現在約41%が発注済みとなっております。今後は農繁期の終了時期に合わせて水路改修工事等を発注するとともに、黒川や北沢川の護岸改修工事を実施をしております。

国庫補助事業では、継続事業であります村道1098号線歩道設置工事、村道3008号線道路改良工事や橋梁の定期点検が発注済みとなっております。今後は継続事業である村道5号線歩道整備工事、村道10号線舗装修繕工事や橋梁補修工事を発注してまいります。

上水道関係では、令和3年度からの繰越事業であります久保地区配水管布設替工事と国道153号配水管工事が予定どおり竣工いたしました。現在は水道施設台帳データ作成業務などの事業を進めており、大芝地区の下水道管渠工事に合わせた補償工事の設計と村道2217号線配水管布設工事発注に向けた関係機関との調整を進めております。

下水道関係では、下水道事業計画ストックマネジメント計画、総合地震対策計画に基づく浄化センター及び管路施設等の改築・更新、未接続地区及び住宅新築等に伴う管渠整備を進めております。

県の事業関係となりますが、国道361号南原であります。歩道設置工事について先日説明会が開催され、路線測量を実施し設計を始めることになりました。また、国道153号塩ノ井交差点南の歩道設置工事と県道吹上北殿線の中部保育園西側交差点付近道路改良工事につきましては、一部工事が着工される予定となり、進捗状況が少し早まっております。引き続き、早期改正に向けて要望活動を続けていきたいと思っております。

次に子育て支援施策であります。村内保育園では8月1日から使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止いたしました。保護者の負担は減ったところでありますが、園の負担も減る取組も今後検討する必要があると考えております。また、保育園だけの話ではありませんが、村と保育園、村と小学校・中学校の保護者との連絡方法の利便性向上のため、来年度から新しいシステムの導入を予定しております。

システム構築委託料を今回の補正予算に計上させていただいておりますので、こちらも御審議をお願いいたします。導入後には各種欠席等連絡、児童生徒の体調報告等がこのシステムを使って行うことができるようになります。

続いて学校関係であります。小中学校では夏休みも終わり2学期が始まっております。2学期は運動会や音楽会、若竹祭など様々な行事が計画されております。新型コロナウイルス感染症の状況も大変危惧されるところではありますが、引き続き保護者の方の御協力、小中学校・保育園が連絡・連携を取り、感染拡大を防ぐ対策を講じて、子供たちの安全安心を第一に学びを深める取組を今後も続けてまいります。

そのような中、今年度の最大の施設整備事業であります学校給食センター建設事業であります。現在造成工事が完了し、杭工事を進めております。建設に伴う建築・電気設備・機械設備の各工事につきましては、9月8日に入札会を予定しております。いずれの工事につきましても議会議決をお願いする契約となりますので、本議会において追加提案を申し上げる予定であります。よろしくお願いたします。

南部小学校の雨水排水対策工事につきましては5月連休明けから着手をしており、授業や学校行事に支障がないよう工程の管理、登下校時の安全確保に努め、実施しております。今後予定どおり工事が進みますと、9月中には完了する予定となっております。

社会教育・公民館関係についてであります。こちらでも行事や講座等、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、夏季村民体育祭や村駅伝競走大会は中止としております。人権後援会については会場への参加人数を制限し、オンラインでの参加もいただき実施をすることができております。また、11月村民文化祭につきましては、今後の感染状況を見ながら判断をしております。

令和4年度も5か月が経過し、これから後半に入っております。コロナ禍にあつて変更や中止を余儀なくされる事業もあり、その対応に苦慮することも多々ございます。また、オミクロン株対応のワクチン接種、こちらでも始まっております。住民の安全安心のため、そしていつまでも幸せに暮らせる村づくりのために全庁で実施してまいりますので、皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

本定例会に提出いたしました案件は、議案16件、報告1件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年5月分から令和4年7月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。これを許可します。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり、地方自治法第180条第1項の規定により1件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、報告書を御覧いただきたいと思います。

以上で行政報告とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） これで行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、陳情2件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、今後の機構改革及び育児休業職員の増加に対応するため、職員定数を増員したいので提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

提案説明にございましたとおり、今後予定の機構改革及び育児休業職員の増加に対応するため、職員定数を増員する改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案の2ページを御覧ください。

第2号に規定する職員定数のうち、第1号の村長の事務部局の職員を151人から154人に3人増員し、第7号の教育委員会の事務部局の職員を12人から14人に2人増員するものでございます。この改正によりまして、職員定数の総数を175人から180人にするものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則としてこの条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第2号「南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、人事院規則の改正に伴い、国家公務員の育児休業取得要件の緩和措置等が講じられたことを受け、国と同様の措置を講じる改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

本案は、令和3年度に人事院が行いました国家公務員の育児休業に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に関わる妊娠・出産・育児と仕事の両立支援のために講ずる措置として示されたものにつきまして、令和4年6月に人事院規則が改正され、国家公務員の育児休業取得要件の緩和措置が講じられたことを受けまして、国と同様の措置を講ずるための改正をお願いするものでございます。

今回の人事院規則の改正は、育児休業の取得回数制限の緩和と育児参加のための休暇の対象期間の拡大等が主なものになりますが、その中で村の条例として規定する必要のある部分について、改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案の4ページを御覧ください。

第2条は、育児休業をすることができない職員の規定でございます。第3号ア、（ア）の下線部分でございますが、第3条の2に規定する期間内とは、出産日以後の57日間を示すものでございますが、この間に育児休業を取得する場合の任用期間の要件を、これまでの1年6か月から57日に6か月を加えた期間に改めるものでございます。

次の5ページにわたりまして、この号におきましては第2条の3、3号の改正に伴い条文の整理を行っております。5ページから7ページまでの第2条の3並びに第2条の4につきましては、育児休業の取得期間とその取得要件を規定しております。

まず、5ページの第2条の3第3号でございますが、取得期間を子供が1歳6か月に達するまでとする場合の規定となります。6ページのアとエが追加となり、ほかは号の細分ずれと条文を整理したものでございます。アは、子供が1歳に達した翌日から配偶者と交代して育児休業を取得していた職員の規定であり、エは、子供が1歳に達した日以降についての育児休業の取得回数を規定するものでございます。

7ページを御覧ください。

第2条の4は、取得期間を子供が2歳に達するまでとする場合の規定となります。第4号において、子供が1歳に達した日以降についての育児休業の取得回数の規定を追加しまして、号ずれと条文整理を行うものでございます。

8ページでございますが、改正前の第3条第5号でございますが、育児休業の取得回数が緩和されたことに伴いまして、これまで特別な事情があった場合に提出するというにされておりました育児休業等計画書の提出が不要となったため削除をいたしまして、第3条内の条ずれと条文整理を行うものでございます。

8ページ下段の第3条の2につきましては、法改正に伴い引用規定が項のただし書から号に繰り下げられたため、改正前の第2条の5から条文整理をするものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、下段の附則でございます。

第1項といたしまして、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。第2項は、この条例施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する経過措置でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第3号「令和3年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第4号「令和3年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第5号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第6号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第7号「令和3年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第8号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第3号から議案第8号までは令和3年度各会計決算の認定に関する6議案でありますので、一括して提案理由を申し上げます。

南箕輪村一般会計、南箕輪村介護保険事業特別会計、南箕輪村国民健康保険事業特別会計、南箕輪村後期高齢者医療特別会計、南箕輪村水道事業会計、南箕輪村下水道事業会計について、令和3年度の決算の調整が済み、地方自治法及び地方公営企業法の規定により監査委員の審査を受けましたので、議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要につきましては、この後会計管理者及び建設水道課長から、細部につきましては決算特別委員会の際、担当課長及び担当係長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をいただきますようお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 一般会計及び特別会計の決算概要について説明を求めます。

城取会計管理者。

会計管理者（城取 晴美） それでは、議案第3号から第6号までの令和3年度一般会計及び特別会計の決算概要につきまして、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしてございます資料の水色の薄い冊子、決算調書を御覧ください。

目次をおめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。

一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。そちらに沿って御説明申し上げます。なお、この調書に示してございます数値でございますが、それぞれの表、明細により単位が異なっております。また、端数処理の関係で末尾一桁の数字が一致しない箇所がございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、1の一般会計から御説明申し上げます。

令和3年度当初予算につきましては、4月の村長選挙を控え、経常経費及び継続事業を中心としました骨格予算でございましたが、新型コロナワクチン関係や感染症対策、経済対策として年度当初から早期に対応が必要なものなどを盛り込みまして、前年度比3億4,000万円減の62億4,000万円となりました。

補正第2号では肉づけ予算を盛り込みまして、総額64億1,564万8,000円となりました。また、令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束のめどが立たない中、社会の変化を見据えながらコロナ対策に対応した住民の安全・安心の確保、地域経済の回復などの取組を実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時

交付金等によりまして感染防止対策を実施するなどし、最終予算額は79億6,102万2,000円となりました。

歳入決算総額は前年度対比5.4ポイント減の81億1,988万3,000円となり、歳出決算総額は前年度対比11.4ポイント減の71億5,215万9,000円となりました。この結果、歳入歳出差引残高は9億6,772万3,000円となりました。

次に、(1)の歳入でございます。

村税収入は前年度対比1.9ポイント増の21億9,508万4,000円となり、村税が歳入総額に占める割合は前年度対比1.9ポイント増の27.0%となりました。村税のうち個人村民税は、前年度対比0.3ポイント増の8億586万円となりました。法人村民税は前年度対比22.6ポイント増の1億6,681万円となりました。固定資産税につきましては前年度対比0.6ポイント減の10億1,694万5,000円で、村税収入全体の46.3%を占めました。軽自動車税は前年度対比6.6ポイント増の6,814万8,000円、村たばこ税は前年度対比8.0ポイント増の1億1,317万4,000円、入湯税は前年度対比0.4ポイント増の2,414万6,000円となりました。

村民税ほか村税全体の徴収率につきましては、現年度分が99.6%で前年度対比0.7ポイントの増、滞納繰越分につきましては39.1%で前年度対比13.2ポイントの増、全体では97.8%で前年度対比0.8ポイントの増となりました。

ほかに主な歳入といたしまして、地方交付税は前年度対比16.6ポイント増の21億3,193万1,000円となりました。新型コロナウイルス感染症関連の給付金等が含まれました国庫支出金は、前年度対比48.4ポイントの減の12億5,755万円となりました。ふるさと納税につきましては、前年度対比33.5ポイント増の2億394万7,000円となりました。

次に、(2)の歳出でございます。

歳出は衛生費が前年度対比で33.4ポイント増と最も増加率が大きく、次いで民生費が16.7ポイントの増となりました。これらの要因といたしましては、衛生費は新型コロナワクチン接種等によるものです。民生費につきましては、新型コロナウイルス対策の子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルス感染症対策福祉給付金によるものでございます。

一方、減少した費目としましては、総務費が前年度対比52.8ポイントの減、次いで農林水産費が前年度対比で23.5ポイントの減となりました。これらの要因といたしましては、総務費と農林水産費につきましては、大きな事業や工事がなかったことによるものでございます。

なお、歳入歳出決算の前年度との比較につきましては、この調書の14ページから16ページに特別会計も合わせまして、負担別決算比較表をお示ししてございますので、後ほど御覧ください。

次に、(3)の村債でございます。

村債につきましては、防災減災国土強靱化緊急対策事業債800万円、公共事業等債950万円、一般事業債820万円、緊急浚渫推進事業債200万円、単独災害復旧事業債40万円、公共災害復旧事業債60万円の借入れを行いまして、これまでの起債元金4億4,807万6,000円を償還をいたしました。この結果、年度末残高は57億6,027万3,000円となり、前年度末より2億499万8,000円の増となりました。

村債の詳細につきましては、この調書の43ページから49ページに村債明細をお示ししてございますので、後ほど御覧ください。

次に、(4)の基金でございます。

基金につきましては、まずキャリア教育推進等の財源としまして、人づくり基金を60万円を取り崩しを行いました。新たに財政調整基金1億1,000万円、減債基金9,159万1,000円、大芝高原温泉関連施設整備基金500万円、新型コロナウイルス感染症緊急対策振興資金基金980万円の積立てを行いました。また、基金の利息分の積立ても行いました。

基金の状況につきましては、この調書の30ページから42ページに基金の明細としてお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

次に、(5)の主要事業でございます。

ソフト事業、ハード事業を分野ごとにお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

お進みいただきまして、6ページを御覧ください。

次に、繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、第2回議会定例会におきまして御承認をいただきました。年度内に支払いが終わらない見込みとなった17事業、2億6,421万円につきまして、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しをさせていただきました。内訳につきましては列記してあるとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

次に、(7)の継続費でございます。

学校給食センター建設工事の令和3年度予算計上額4億8,000万円が翌年度に逡次繰越しとなっております。

一般会計につきましては以上でございます。

次に、特別会計について御説明申し上げます。7ページを御覧ください。

2の介護保険事業特別会計でございます。歳入決算額は前年度対比2.1ポイント増の10億9,342万4,000円となりました。主なものは保険料が2億4,037万1,000円、国庫支出金2億4,013万9,000円、支払基金交付金2億6,805万2,000円、県支出金1億5,081万7,000円、繰入金1億4,905万5,000円となっております。徴収率につきましては現年度分99.54%、滞納繰越分12.21%、全体では98.8%で前年度と同率となりました。

歳出決算額は、前年度対比0.5ポイント減の10億2,434万円となりました。うち保険給付費が前年度対比0.8ポイント増の9億6,673万2,000円で、歳出の94.4%を占め、地域支援事業費は前年度対比0.2ポイント減の3,267万3,000円となりました。この結果、歳入歳出差引残高は前年度対比2,759万7,000円増の6,908万4,000円となりました。年度末の第1号被保険者数は3,771人で、前年度末対比28人の増となりました。

次に、3の国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入決算額は前年度対比5.3ポイント増の11億7,408万3,000円となりました。歳入の基本となる保険税は前年度対比1.1ポイント増の2億7,734万8,000円となりました。保険税以外の主な収入につきましては県の支出金となりまして、前年度対比6.7ポイント増の8億572万4,000円となりました。繰入金につきましては、前年度対比7.2ポイント増の7,532万9,000円となりました。徴収率につきましては現年度分97.6%、滞納繰越分26.3%、全体では前年度対比1.6ポイント増の88.8%となりました。また、応能・応益の比率につきましては、53対47となっております。

歳出決算額は、前年度対比4.2ポイント増の11億5,664万9,000円となりました。保険給付費につきましては、前年度対比6.5ポイント増の7億9,177万2,000円で、歳出総額の68.5%を占めました。年度末被保険者数につきましては2,774人となりまして、前年度対比22人の

減、加入世帯数につきましては1,779世帯となりまして、前年度対比9世帯の減となっております。

おめくりいただきまして、8ページを御覧ください。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。歳入決算額は、前年度対比1.3ポイント増の1億4,960万3,000円となりました。主な収入は保険料となりまして、前年度対比0.5ポイント増の1億1,696万5,000円となりました。徴収率につきましては現年度分99.9%、滞納繰越分100%、全体では前年度対比0.2ポイント増の99.9%となりました。

歳出決算額は前年度対比3.1ポイント増の1億4,939万円となりました。このうち後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度対比3.2ポイント増の1億4,895万円で、歳出の99.7%を占めました。この結果、歳入歳出差引残高は21万3,000円で、前年度対比252万8,000円の減となりました。年度末被保険者数につきましては2,014人となりまして、前年度対比45人の増となりました。

以上が、令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要でございます。

決算書・主要施策成果説明書及び決算添付書類等の詳細につきましては、決算特別委員会の際に御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

なお、決算添付書類につきましては、決算統計の作成ルールに基づきまして作成がされておりますので、性質区分の違い等によりまして決算書とは一部集計数値の違うところがございますが、合わせて決算特別委員会の際に御説明申し上げますので、お願いいたします。

では、以上で一般会計及び特別会計の決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算概要について説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第7号「令和3年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」及び、議案第8号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」、一括で概要説明を申し上げます。

主要施策成果説明書及び決算書添付書類を御覧ください。

初めに、水道事業会計からお願いいたします。61ページの令和3年度南箕輪村水道事業報告書であります。

1、概況の（1）総括事項、イ、一般事項でございます。

令和3年度の年間総配水量は約176万3,000トン配水し、前年度に比べ約1万5,000トンの増加となりました。これは配水管から漏水が発生したことと給水人口の増加によるもので、有収水量は約139万8,000トン、前年度に比べ約1万5,000トンの増加となりました。これは、給水人口の増加と日帰り温泉施設や学校関係施設の再開、工場での生産が回復したことによるものであります。

上伊那広域水道用水企業団からの受水量は約157万7,000トンで、前年度に比べ約2万トンの減少となりましたが、自己水源である大泉川の表流水から安定して取水ができたものと考えられます。

資本投資の事業は、令和2年度からの繰越事業であった加圧式給水車購入事業と大泉区内配水管布設工事のほか、村道2217号線配水管推進詳細設計業務、大芝公園内井戸排泥弁設置

工事、村道5号線舗装復旧工事、計量法に基づく水道メーターの交換業務などを実施をいたしました。また、久保地区配水管布設替工事と国道153号配水管布設工事に着手をしましたが、全国的な水道用資材の品質問題から資材の出荷が一時停止となりまして、現場着手が遅れたため年度内竣工が困難となり、繰越事業として進めました。これにつきましては、6月に全て竣工したところであります。

次に、ロの決算の状況でございます。

令和3年度は水道事業収益2億6,617万8,791円に対し、水道事業費用2億5,171万9,598円、消費税及び地方消費税1,062万2,300円を除いた差引、2,508万1,493円の純利益となりました。水道事業収益の内訳は営業収益2億3,635万479円、営業外収益2,982万8,312円となり、営業収益の主な財源である給水収益は2億3,413万4,017円で、前年度と比較して564万8,812円、2.5%の増収となりました。これは給水人口が増加し、一般家庭の使用料が増加したことと、従量料金の単価が高い大口使用者の使用料が回復したことによるものでございます。

営業外収益の主な財源は、長期前受金戻入で2,847万9,524円となり、前年度と比較して38万8,319円、1.4%の増収、雑収益は消費税及び地方消費税が還付金でなくなり121万4,088円となり、前年度と比較して172万9,605円、58.8%の減収となりました。

水道事業費用の内訳では、営業費用が原水及び浄水費で8,689万8,078円、配水及び給水費1,350万2,997円、総係費5,691万8,848円、減価償却費8,134万3,893円、資産減耗費17万8,345円となり、営業外費用は支払利息が223万5,526円、消費税及び地方消費税1,062万2,300円、雑支出1万9,611円でありました。特別損失はなく、予備費の執行もございません。

資本的収支は総収入額1,458万8,000円、総支出額5,410万1,893円で、差引不足額3,951万3,893円は過年度損益勘定留保資金3,767万4,294円と、当年度消費税資本的支出調整額183万9,599円で補填をいたしました。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政指数の資金不足率はゼロとなっております。

続きまして、下水道事業でございます。75ページの令和3年度南箕輪村下水道事業会計事業報告書を御覧ください。

1、概況の(1)、総括事項でございます。

本村の下水道事業につきましては、平成3年度から積極的な整備に努めてきており、現在では南箕輪村第5次総合計画の基本目標の一つである、住みやすい環境づくりを進める村を基に、村民の生活環境の改善、河川等公共用水域の水質汚濁の防止・保全を視野に入れ、投資的なインフラ整備から、維持管理を柱に事業展開をしてまいりました。

今後は浄化センター及び管渠の維持管理の費用や改築更新投資の増加、将来的な人口減少による使用料収入の減少等を踏まえ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に努めてまいります。

また、下水道施設については、ストックマネジメント修繕改築計画に沿ったコスト縮減に努め、より一層健全な経営に努めてまいります。

公共下水道の普及状況でございます。

排水区域内面積856ヘクタール、処理区内人口1万5,615人、下水道整備率98.4%となり、前年度と比べ処理区域内人口は132人増加いたしました。水洗化人口は1万4,561人、水洗化率は93.3%となり、前年度と比べ水洗化人口は122人の増加、水洗化率は0.1%の増加となっております。

また、有収水量は153万1,497立方メートルで、前年度と比べ4万4,661立方メートル増加となっております。公共下水道の建設改良の状況でございますが、建設改良工事のうち新たな住宅造成等に伴う水洗化のための管渠接続工事など、下水管の布設延長は約278メートルの増加となり、下水道管布設総延長は160.6キロメートルとなっております。

施設改良工事については国庫補助金を活用し、ストックマネジメント計画に基づく修繕及び改築として、南箕輪浄化センターの電気設備改築工事、マンホールポンプ場のポンプ交換工事等を実施し、これらの費用として、管渠施設建設改良事業費9,948万8,653円を設備投資いたしました。なお、南箕輪浄化センターの使用電力低減と土地の有効活用・二酸化炭素排出の減少を目的として平成29年度に設置をいたしました浄化センターの太陽光発電施設につきましては、ほぼ計画どおりの発電量が確保できております。

会計及び経理でございます。

収益的収支は収入5億8,836万5,959円に対し、支出5億7,395万8,585円から消費税及び地方消費税1,502万9,100円を除いた額、5億5,892万9,485円の差引金額、2,943万6,474円が当年度の純利益となり、これに前年度繰越欠損金2億9,764万2,086円を加えると、当年度未処理欠損金の額は2億6,820万5,612円となりました。

下水道事業収益の内訳として、営業収益2億7,728万6,835円、営業外収益3億1,107万9,124円となり、営業収益の主な財源は下水道使用料で2億7,597万2,964円、前年度と比較して1,014万8,672円、3.8%の増収となりました。

営業外収益の主な財源は一般会計からの補助金で、1億2,667万5,000円となりました。対しまして下水道事業費用の内訳は、営業費用が管渠費679万2,935円、処理場費7,429万4,007円、総係費2,518万4,667円、減価償却費3億6,637万3,084円となり、営業外費用は支払利息8,628万4,792円となっております。

資本的収支は総収入額3億1,788万5,650円に対し、総支出額は5億1,833万3,703円で不足額2億44万8,053円は当年度消費税資本的収支調整額444万8,002円、当年度損益勘定留保資金1億8,223万1,033円、及び過年度損益勘定留保資金1,376万9,018円で補填をいたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政指数の資金不足比率はゼロとなっております。

以上で、令和3年度水道事業会計決算及び下水道事業会計決算認定についての概要説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 以上で、議案第3号から議案第8号までの説明が終わりました。

ここで決算審査の結果について、監査委員から報告を求めます。

原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） それでは、令和3年度南箕輪村各会計決算審査の結果を報告いたします。

お手元の令和3年度南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況並びに健全化判断比率等の審査意見書を御覧ください。

この決算審査意見書は、地方自治法・地方公営企業法・地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、丸山監査委員と合意の下に作成した意見書でございます。

1ページを御覧ください。

まず、審査の概要ですが、（1）のとおり令和3年度の南箕輪村一般会計歳入歳出決算か

ら下水道事業会計決算までの6会計について、7月21日から8月9日までの間で6日間をかけて実施をし、18日にまとめをいたしました。その方法につきましては、村長から提出されました関係書類及び監査委員から提出を求めました調書に基づき、(3)の①から④について、会計管理者及び各課長・係長から説明を聴取しました。また、例月の出納検査や昨年10月に実施した定期監査の審査結果を参考にし、工事・事業の実施の状況について現地調査も合わせて行いました。

また、財政援助団体等に対する審査として、南箕輪村社会福祉協議会に対する審査を実施しました。

審査に付されました一般会計・各特別会計・水道事業会計・下水道事業会計の決算書、付属書類の各計数は関係帳簿・証書類と照合の結果、審査した範囲では特に誤りが認められず、おおむね適正に処理されていたものと認定しました。

また、公有財産に関する調書、基金の運用状況についても誤りは認められず、おおむね適正な管理がなされているものと認定しました。

2ページ以降には、審査の意見及び決算状況を前年と対比しながら表にし、意見を記載してあります。決算数値等については、先ほど会計管理者また建設水道課長から報告がありましたので、説明は省略させていただき、後ほど御覧ください。

17ページを御覧ください。

現地調査につきましては、記載の7か所を実施いたしました。おおむね適正に処理されていました。

次に、財政援助団体等における監査であります。決算審査に合わせ南箕輪村社会福祉協議会の監査を実施しました。対象は南箕輪村社会福祉協議会に支出した社会福祉事業補助金についてであります。記載のとおり、収支につきましては会計諸帳簿、証拠書類とも適正に処理をされていました。内容についても、目的に沿った支出が行われていたものと認めました。

監査委員の総括意見として18ページを御覧ください。

資金運用はおおむね良好であったと判断します。村税、保険税・税、使用料、負担金等の収入未済額については、一般会計・特別会計では減少、公営企業会計の水道使用料及び下水道使用料は減少、下水道受益者負担金は増加しています。担当課を中心に新たな滞納が発生しない努力がされており、今後も引き続き徴収業務に努めていただきたい。また、不納欠損については一般会計・特別会計では大幅に増加し、公営企業会計は減少、公平性の観点から不納欠損に至らぬよう、滞納額の減少、徴収率の向上と事前の対策を立てて実行していただきたい。

財政力指数など、財政状況を判断する各種比率を見る中では、引き続き健全財政の確保に努めていただきたい。各種契約事務についてはおおむね良好であると判断しましたが、長期継続契約については条例制定からかなり期間経過していることや、行政の多様化・複雑化などにより、見直しについて検討をしていただきたい。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症対応などにより職員の事務量が増加し厳しい労働環境であったが、業務内容の見直し・繁忙期の応援体制など働き方改革に努め、職員の健康管理を図られたい。補助金・交付金を活用した事業についてはおおむね良好であったが、事業の効率化・妥当性等について検証されたい。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きいですが、より効率的な村政運営を目指し、今後も鋭意努力されたい。

19ページの監査委員意見について、時間外手当については通常分、コロナワクチン対応で増加している。働き方改革関連法、時間外労働上限規制月45時間、年360時間を超える職員がいるようであるが、今後は業務内容の見直し、繁忙期の応援体制を含む庁内・課内でのOJTの実践など、風通しの良い職場づくりによって業務の平準化を目指し、働き方改革に努め職員の健康管理への配慮を願いたい。

長期継続契約については、平成17年に条例制定して運用しているが、かなり期間経過していることや行政の多様化・複雑化などにより、見直すことを検討されたい。入札結果による請負率は一般競争96.39%、指名競争83.05%、昨年とほぼ同じレベルです。一般競争入札が高い請負率を示している。今年より総合評価方式の導入を聞いているが、村民の注目するところでもあり、公正性・透明性はもとより競争性の発揮できる入札方法に取り組みたい。

地域生活支援事業ほか、7項目の各種事業委託を社会福祉協議会と当初3,731万3,000円で一括契約し、精算額2,714万3,000円余となっている。コロナ感染症拡大による事業展開縮小と利用者増につながる事業などであるが、1,000万円余が村への返還となっている結果では、予算計上時の一層の精査に努められたい。必要に応じて、成果品などの関係書類の提出を求め、確認・検証すべきであり、提出された関係資料は委託者が保管すべきである。

令和3年度定期監査の給食センター建設におけるポーリング調査の意見に対し、長野県住宅供給公社や技術指導員の指導等により、適正な業務の執行に努めていきますと回答があった。村事務処理規制第3条では、その事務がほかの課等の権限に重大な関係があると認めるものについては、関係課長等に合議しなければならないと規定している。上記の内容からも、給食センター事業の設計積算業務については、合議を徹底されたい。

国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者に対し予防・健康づくり・医療費適正化等の取組状況に応じて交付金を交付する制度であるが、本村は管内においては評価が低い状況である。とりわけ主な要因は、特定健診・保健指導・収納率や地域包括ケア一体的実施の取組となっている。村民の健康維持・財源確保のためにも関係各課と連携を深め、すぐにというわけにはいかないが評価点数のアップを目指し、粘り強く取り組まれたい。また、介護保険の保険者努力支援制度についても、同様な取組をとされたい。ファミリーサポート等ボランティア活動の担保について検証されたい。

補助金交付について、所管課は交付規則・要綱等に規定する趣旨、補助対象経費や補助率等の要件に基づいて、提出書類を含む実績報告等を審査し、事業の内容・成果が交付目的・条件に適合しているかを判断し、額を確定している。一部補助対象とならない支出もあったが、全庁的にはおおむね良好であり、引き続き事業の効果・妥当性について検証されたい。交付要綱等の定期的な見直しも必要で、適切な支給をされるように取り組みたい。

最後になりますが、22ページをお開きください。

令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見であります。審査の対象・審査の期日・審査の手続は記載のとおりであります。健全化比率の算定基準となる事項を記載した書類を確認しましたが、いずれも適正に処理されていました。また、23ページの水道及び下水道事業ですが、資金不足比率とこの算定の基準となる事項を記載した書類も適正に作成されていると認められました。

以上で、審査報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） 以上で、審査の結果報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第3号から議案第8号までにつきましては、質疑を省略し議員10人全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第8号は、議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算特別委員会の正副委員長には、令和2年1月14日の議会全員協議会において、委員長に福祉教育常任委員会委員長、副委員長に福祉教育常任委員会副委員長が就くことが決定されていますので、委員会での互選を省略し議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員長には三澤澄子議員、副委員長には笹沼美保議員を指名します。

ただいまから、10時45分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前 10時28分

再開 午前 10時45分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、先ほどの議案第3号から議案第8号までの説明の中で、訂正があるそうです。会計管理者と建設水道課長から訂正を願います。

城取会計管理者。

会計管理者（城取 晴美） 先ほど決算調書の御説明を申し上げた中で、決算概要の中で説明の中に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

決算調書1ページの上から5行目の肉づけ予算を盛り込み、総額64億1,546万8,000円の数字を誤って御説明をしてしまいました。正しくは、総額64億1,546万8,000円となります。大変失礼をいたしました。

議長（百瀬 輝和） 武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 先ほど、下水道事業会計の事業報告書の中で、間違えた形で説明をさせていただきましたので訂正をさせていただきたいと思います。

決算添付書類の75ページになります。

下水道事業会計の事業報告書の中の普及状況の2行目になります。下水道接続人口は1万4,561人、接続率は93.3%となりというところですが、ここの下水道接続人口を水洗化人口というふうに先ほど間違えて説明をさせていただきましたので、こちらに書いてあるとおり、下水道接続人口は1万4,561人、それから接続率、これにつきましても水洗化率という形で先ほど説明をさせていただきましたが、こちらに書いてあるとおり接続率で正しく

なっております。接続率は93.3%ということで訂正をさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

議長（百瀬 輝和） 日程第8、議案の上程を行います。

議案第9号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第9号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では地方交付税の減額、繰越金及び国庫支出金の増額、また歳出では企業振興補助金、福祉灯油券関連費用、原材料高騰に伴う各種工事費用の増額が主なものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,249万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億6,405万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第9号の細部説明を申し上げます。

議案書12ページをお開きください。初めに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から御説明を申し上げます。

2款総務費、1項5目0221財産管理事務6万8,000円の減額につきましては、先に次の次、12目0244移住定住対策事務を御覧ください。同額の6万8,000円を増額しておりますが、地域おこし協力隊1名の活動費用といたしまして、12節委託料20万円、18節負担金45万円の計65万円を増額し、4節共済費、10節需用費、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費、それに加えて、今申しました0221財産管理事務の13節の地域おこし協力隊の車両レンタル料をそれぞれ減額し、予算科目を組み替えるものでございます。

8目0256交通安全施設整備事業60万円でございます。10節需用費で、材料高騰によりまして今年度予定しておりますカーブミラーの修繕料等、これが不足する事態となっております。今後予定しております交通安全施設の修繕・移転等8か所になりますけれども、費用60万円を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、13ページをお願いいたします。

3項1目0265戸籍住民基本台帳事務4万3,000円は、10節需用費で今年度から土日の庁舎管理、これを外部委託しております。手書き用の死体埋火葬許可書の在庫が不足しておりますので、10冊分ではありますが、4万3,000円を追加するものでございます。

次の14ページであります。

3款民生費、1項1目0301社会福祉総務事務603万9,000円でございます。冒頭、村長挨拶にもございました初めに19節扶助費で、例年11月1日現在の灯油価格に基づいて交付しております福祉灯油券につきまして、今年度も1世帯1万円、600世帯分の600万円、10節につきましては需用費、それに伴う福祉灯油券の印刷費3万9,000円をそれぞれお願いするものでございます。

0302福祉医療費給付金事業30万円は、20節貸付金で利用者が1名増える予定でございます

ので、不足する福祉医療費貸付金30万円を追加するものでございます。

0306障がい者福祉事業45万1,000円でございます。1節報酬、8節旅費で、これは障害支援区分認定に伴う調査員といたしまして、会計年度任用職員1名、月3日程度であります。6か月分の報酬及び通勤費、それぞれ12万5,000円、4,000円をお願いするものでございます。18節負担金は、障害福祉関係のシステム改修に伴う情報センター負担金32万2,000円でございます。

3目0312高齢者の生活支援事業312万1,000円でございます。18節負担金であります。伊那福祉協会との協定に基づきまして、養護老人ホームの決算が赤字の場合は各市町村が補填することになっております。令和3年度決算で約3,300万円が赤字となっております。均等割・人口割に基づきまして、全体の約9.4%に当たります本村の負担分312万1,000円をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、15ページをお願いいたします。

2項2目0340保育園運営事業64万2,000円でございます。これも、村長の冒頭挨拶にもありましたが、12節委託料の保育園等ICTシステム導入業務委託料でございます。令和5年度から導入を予定しております保育園・小中学校の連絡業務情報配信システムの初期費用、これ55万円を新たをお願いするものでございます。このシステムにつきましては、クラス単位でも連絡情報をデジタル配信できるものでございまして、その配信以外にもアンケート、欠席・遅刻連絡、あるいは健康連絡など双方向でのやり取りが可能となるシステムを構築する予定でございます。今年度は一旦保育園の施設整備事業で費用を計上しておりますが、導入した際には利用料等は関係部署において計上する予定でございますので、こちらも御理解をお願いいたします。

次の保育園広域入所委託料9万2,000円につきましては、広域保育として箕輪町に入所いたしましたお子様1名分の入所委託料をお願いするものでございます。

0341保育園施設整備事業75万円でございます。14節の工事請負費で西部保育園の改修あるいは照明LED化工事につきましては、こちらも材料高騰によりまして不足する工事費でございます。改修工事費のほうで65万円、LED化工事で10万円の合わせて75万円を追加するものでございます。

0342児童発達支援事業10万円でございます。こちらも14節工事請負費で、材料高騰によりまして不足する予定であります。たけのこ園でございます。こちらのLED化工事費を追加するものでございます。

次の16ページであります。

4款衛生費、1項1目0413新型コロナワクチン接種事業665万3,000円でございます。9月末までの予定が、来年3月に延長されることが想定されております新型コロナワクチン接種に必要な費用をお願いするものでございます。1節報酬から8節旅費までの人件費は、コールセンター職員2名分の会計年度任用職員報酬180万円及び手当・通勤費、また11節役務費は接種券の郵送料ほか通信運搬費302万4,000円、13節は予約システムほか使用料33万円、18節は3回目及び4回目の接種券封緘作業、及び4回目の接種システム改修に伴う情報センター負担金129万1,000円でございます。

2項2目0411塵芥処理事業99万9,000円でございます。12節委託料で南原焼却灰の運搬処分料でございます。これが30トン増えたことによる処分委託料184万8,000円、そのほか運搬

詰め替え作業の効率化、また焼却灰の実証実験の検査項目削減等によりまして、減額も合わせて差し引いて90万9,000円を追加をお願いするものでございます。

18節負担金につきましては、ただいまの処分料増に伴う処分先の伊賀市への負担金3万円、次の補助金は生ごみ処理機、さらに2基設置予定ということでありまして、不足する補助金6万円を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、17ページをお願いいたします。

7款商工費、1項2目0702商工振興事業710万円でございます。18節の企業振興事業補助金ですが、令和4年度指定の村内企業による建物及び償却資産の取得が予想を上回りました、不足する補助金710万円を追加するものでございます。

3目0720大芝高原観光事業43万円でございますが、17節備品購入費で現在大芝の湯厨房のテーブル型の冷蔵庫1台が故障により使用不可となっております。修繕も検討をいたしました、老朽化に伴いまして修繕が相当額の費用がかかってしまうことが分かりましたので、ここで今回新たに買い替えをお願いする費用でございます。

次の18ページ、8款土木費、4項2目0850大芝公園管理総務事務18万円でございますが、7節報償費で現在大芝荘の利活用に関する関心表明を募集中でございます。その提案を受けまして、今後の大芝荘の在り方について御意見をいただくために、識見者あるいは関係機関等の方々20名程度を委嘱いたしまして、年度内に3回程度懇話会を開催する予定でございます。それに伴う会議出席費用、報償費、これをお願いするものでございます。

おめくりいただきまして19ページをお願いいたします。

9款消防費、1項3目0910消防施設整備事業99万円でございます。これは、前回補正予算第4号で救助資機材の盗難に伴う備品購入費をお願いしましてお認めいただいておりますが、その後盗難防止対策を検討しました結果、防犯カメラを設置することといたしました。14節工事請負費で1か所9万円、当初9か所の設置工事費81万円を、また18節補助金では盗難後既に設置されております2地区、沢尻区・南原区の消防団に対しまして、1か所9万円を限度に補助金として交付をするということとしまして、18万円を新たにお願いするものでございます。

5目0930防災対策事業9万4,000円でございますが、10節需用費で災害時応急対策消耗品として今不足しております吸着マット、これを2セット分5万4,000円を追加するものでございます。光熱水費につきましては、防災無線の関係、箕輪町の撤去・撤退によりまして、9月以降萱野中継局の電気料、これを本村が直接支払うこととなっておりますので、当初次の18節で計上しました負担金22万円、これを減額しまして不足分を加えた電気料、こちらを10節のほうで26万円、光熱費に組み替えて計上するものでございます。

次の20ページでございます。

10款教育費、6項6目1058村民センター管理事務450万円でございます。14節工事請負費でこちらも原材料高騰によりまして不足する村民センター、図書館の照明設備LED化工事、この費用を追加するものでございます。

7項1目1060保健体育総務管理事務226万円でございます。7節報償費でこれは村民が参加できるスポーツイベントの企画等がありますけれども、スポーツの普及活動を目的に地域おこし協力隊1名をまた新たに採用する予定でございます。6か月分の報酬138万円、また13節の使用料及び17節備品購入費は、こちらは今年度から既に活動していただいております。

地域おこし協力隊1名の業務に関わる動画配信のための編集用ソフトの年間ライセンス料及び、北殿の拠点施設で指導するダンススクールというものが予定しております、こちらに必要なガラスミラー3台としましてそれぞれ7万3,000円、44万9,000円をお願いするものでございます。

18節負担金につきましては、今申しました10月採用予定の地域おこし協力隊1名の家賃及び活動費負担金約90万円、これが必要となるわけではありますが、当初予算に計上済みの負担金から、今申しました使用料、備品購入費への組み替えを行うため、差引不足分の35万8,000円を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、21ページをお願いいたします。

14款予備費、1項1目予備費でございます。1億1,724万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の調整をさせていただくものでございます。

次の22ページから23ページの給与費明細書につきましては、先ほど申しました障害支援区分認定調査員1名、ワクチン接種のコールセンター職員2名、計3名の会計年度任用職員の報酬192万5,000円の明細となりますので、お目通しをお願いいたします。

7ページにお戻りをいただきたいと思います。

歳入であります。12款地方交付税、1項1目地方交付税1億4,162万4,000円の減額でございます。確定によるものでございますが、こちら提案理由のとおりであります、この減額につきましては、先の議会全員協議会でも御説明をいたしました、例年当初予算につきましては、9月から10月にかけての村3か年計画の実施計画の基礎となる財政フレームに基づきまして計上してきております。当時はコロナ禍でもありまして、令和3年度の税収につきましては対前年度比で2～3%落ち込むものと見込んでおりました。結果的には、法人村民税をはじめ地方特例交付金、地方消費税交付金あるいは法人税交付金などが増収になりまして、基準財政収入額の大きな伸びによりまして、その分交付額が減額となりましたので、御理解をお願いいたします。

次の8ページ、16款国庫支出金、2項3目民生費国庫補助金2,166万1,000円ではありますが、4節障がい者福祉費補助金、こちらはシステム改修に伴う費用32万2,000円の2分の1の16万1,000円、それから次の2,150万円、重度訪問介護の関係ではありますが、こちらは当初自立支援給付費として補助金を計上してきておりますが、基準額、これを超える分が約2,900万円ありまして、その4分の3が国から措置されるものでございまして、今回計上しております。

4目衛生費国庫補助金665万3,000円ではありますが、こちら先ほど説明申し上げました新型コロナワクチンの接種体制の確保、補助金ということで、全額665万3,000円の国庫となるものでございます。

おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

21款繰越金、1項1目繰越金2億7,333万5,000円あります。こちらは出納閉鎖後の数値、確定してきておりますので、今回計上しているものでございます。

次の10ページでございます。22款諸収入、5項1目雑入33万4,000円ありますが、3節でこちらは地域おこし協力隊の公用車、個人負担分の燃料費ということで3万4,000円、次の6節につきましては、医療費の貸付金の返還分ということで30万円を計上しておるものでございます。

おめくりいただきまして、11ページであります。

23款村債、1項10目臨時財政対策債786万6,000円の減額でございますが、これは確定によるものでございます。

以上、議案第9号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、山崎議員。

2番（山崎 文直） 2番、山崎です。

19ページの消防費の関係であります。消防屯所の盗難事件がありまして、先日容疑者が逮捕されたという話も新聞に聞きましたけども、ここに載ってきている工事請負費、沢尻・南原等については補助金という部分もありますが、特に南箕輪は何箇所も盗難に遭っているという被害も大きいようではありますが、これで検討結果としてはこの防犯対策ということでは完全な形という対策ということで考えていいのかどうか、ふだんは今まではシャッターのところを鍵をかけなくて、緊急の場合にすぐ出動ができるっていう体制であったわけですが、今後も体制としてはそういうことか、この辺検討の状況で結果としてこうなったっていうような部分についての説明があればお願いしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） 防犯対策ということでございます。

完全かと言われると、完全ではないと思っておりますと申しますのも、屯所関係ですけども緊急性があるということで現在鍵がかからない、議員さんおっしゃってございましたけれどもそのような状態でございます。鍵をかうかどうかの検討につきましては、屯所にAEDを設置している、そういったような地域もございますので、その辺も含めてまた考えていかなければならないのかなと思っております。とりあえず防犯カメラを設置することで対応ということで、その対策の中の一つということでの対応でございますので、よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員、いいですか。

ほかに質疑はございますか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

14ページです。老人ホームの赤字分の補填であります。養護老人ホームは1棟今使っていないのはそのままなのかどうかちょっと分かりませんが、そのことも含めて赤字になっている原因について教えていただきたいと思っております。

それと、16ページの南原の焼却灰についてです。とりあえず運搬は済んだということですけども、ここで伊賀市の負担金があります。伊賀市で受け入れていただけたということで、次に処理するのが今までと同じように中央開発で処理の段取りになっているのかどうか、そこもお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） 養護老人ホームの赤字補填負担金に際して、現在

の養護老人ホームの状況や赤字の原因についてという御質問でしたので、お答えしたいと思います。

上伊那福祉協会でもっている養護老人ホームは南箕輪村養護老人ホームとゆめゆりの里、2か所ございます。その全体の上伊那の傾向としまして、各市町村が措置する措置者数が年々減少してきている中で定員がそのまま置いてありましたので、その定員の規定によって職員配置も保たなきゃいけないわけですが、措置者数が少なくなっていく中で職員配置をそのまま置いておくとやはり人件費がかかるということで、定員数を年を追って減少させてきております。

令和3年におきましては、その二つの施設で90名という定員、令和4年度からは80名という定員に変更してきております。ただ、この80名も若干まだ空室がございまして、この定員をさらに減らすかという議論がなされている中の今回の赤字の補填という話になってきております。この赤字補填につきましては、令和3年2月に市町村と上伊那福祉協会の間で協定が結ばれて、補填をするということになってきたという経過がございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、三澤議員さんの御質問にお答えいたします。

焼却灰の関係ですけれども、伊賀市のほうは1トン1,000円ということをお願いをしております。今回30トン増えたということで3万円の増加分ということですが、9月5日ぐらいから一時仮置き箕輪の倉庫から伊賀市のほうに運びますけれども、その辺の打ち合わせのほうはしっかりやっておりますので大丈夫と思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

5番、笹沼議員。

5番（笹沼 美保） すみません、15ページの民生費、2項2目保育園運営事業なんですけれども、保育園のICTシステム導入業務委託料に関してです。先ほどの説明で、このシステムに関しては欠席連絡・体調報告はできるということだったんですけれども、そのほか心配なことでとか学校側のほうに確認したいことなんかを保護者が文章として送って、それに対しての学校側の回答みたいなものが双方向でやり取りできるシステムであるのかということをお聞きしたいのと、あとはこのシステムを導入する前にPTA関係のアンケートで一度アンケート機能を使ったものが送られてきたことがあったと思うんですけど、そのときにはクラスですとか名前、保護者の名前なんかも入力しないといけない状態のアンケート機能でした。それが万一そういうようなことにならないようにということで思っているわけですけれども、スマホを登録すれば一々クラスとか名前とかを入力しなくても回答を送ることができるのかということを確認したいということ、もしできるのであれば、システム名を教えていただけるようであればお願いします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

武井子育て支援課長。

子育て支援課長（武井 香織） 保育園等のICTシステムの導入要望についての御質問にお答えいたします。

まずこのシステムですけれども、双方向のやり取りができるということなんですけれども、どういったことを今やり取りをするかということまで決めておりません。アンケート機能があるということもあるんですけれども、無記名で行うのかどうかということもまだちょっと詳しいところまでは決めていません。ただ、登録自体は、お子さんに対して何名というような形で決められてきます。それぞれのIDですとかそういったものを登録していただくようになりますので、記名と同じような状態での回収になってくるのではないかなというふうに思っております。

システム名ですけれども、ちょっとまだこちらのほうで業者の選定が終わっておりませんので今回はちょっと控えさせていただきますが、幾つかの業者さんのほうで検討させていただいて、保育園のほうですとか小中学校、あと地域づくり推進課の情報政策係のほうと検討をいたしまして、使い勝手のいいものを選定していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員、よろしいですか。

笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） じゃあまだ委託先が決まっていなけれども、補正でこれだけ立てたという形ですか。それは何でなんだろうと思って。ちょっとすみません、お願いします。

議長（百瀬 輝和） 武井子育て支援課長。

子育て支援課長（武井 香織） 大体絞り込みはしてあります。幾つか業者さんのほうで見積りを取らせていただいて、一応初期設定でこのくらいが必要というふうにこちらのほうで判断いたしましたので、今回の補正予算に計上させていただいております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑は終わります。

議案第10号「令和4年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第10号「令和4年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定により所要の補正をお願いするものであります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,883万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,553万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） それでは、議案第10号について細部説明を申し上

げます。

初めに、予算書6ページを御覧いただき、歳入から説明をいたします。

5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金であります。昨年度分の介護給付費負担金の精算により、不足分が追加交付されるものであります。

おめくりをいただきまして、7ページの14款繰越金でございますが、前年度決算による繰越金の確定見込みによりまして増額するものであります。

歳入につきましては、以上となります。

続いて、8ページから歳出となります。

1款総務費、1項1目一般管理費、介護事業所台帳管理システム改修業務でありますけれども、法改正により新たな介護報酬が創設されまして、令和4年度10月から実施するに当たりましてシステム改修が必要となり、増額をお願いするものであります。

おめくりをいただきまして、9ページの2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費であります。これは増減はありませんが、財源組み替えを行うものであります。

続きまして、10ページの8款諸支出金、1項2目償還金利子等では、国庫支出金等過年度分精算金であります。これは昨年度中の介護給付費及び地域支援事業費に対する国・県支払基金からの交付金について、精算に伴い差額を返還するものであります。

おめくりをいただきまして、11ページの9款1項1目予備費であります。歳入歳出調整を行い、増額するものであります。

歳出につきましては、以上であります。

1ページにお戻りいただきまして、以上のことから既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,883万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,553万5,000円とするものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第11号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第11号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定等により所要の補正をお願いするものであります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,783万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,309万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第11号について細部説明を申し上げます。

初めに歳入から説明をいたしますので、予算書6ページを御覧ください。

4款1項1目保険給付費等交付金でございますが、新型コロナウイルス感染症に罹患した方の増加により、特別調整交付金として傷病手当金分を追加するものであります。

おめくりいただきまして、9款1項2目繰越金でございますが、令和3年度の決算の確定によるものでございます。

続きまして、8ページの歳出でございます。

2款保険給付費1565傷病手当金給付事業であります。現在5人が支給対象となりますが、今後の増加を見込んで8人分の40万円を追加するものであります。

おめくりいただき、9ページの10款予備費でございますが、歳入歳出調整を行い、1,743万2,000円を増額するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第11号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第12号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第12号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定等により所要の補正をお願いするものであります。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ176万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,103万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第12号について細部説明を申し上げます。

歳入から説明をいたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

4款1項1目繰越金でございますが、令和3年度決算確定によるものでございます。

おめくりいただき、5款2項1目保険料還付金でございますが、過年度分保険料が県の広域連合から交付されるものになります。

続いて、8ページの歳出でございます。

2款1804後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、繰越金と同額を減額するものでございます。

おめくりいただき、3款諸支出金1805保険料還付金でございますが、過年度分の保険料還付金を追加するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第13号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第13号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を30万円増額し、支出総額を2億7,091万1,000円とするものです。また、資本的収入及び収出では、収入の資本的収入を200万円増額して収入総額を1,454万円とし、支出の資本的支出を400万円増額して支出総額を7,907万円とするものです。

これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、及び過年度分損益勘定留保資金で補填する額を6,453万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第13号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書6ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項5目総係費の31節補助金30万円の増額は、伊那市営水道区域の水道料金差額に対する補助金につきまして、大口の申請者が増えたことによりまして補正をするものでございます。

おめくりいただき、8ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきまして、支出から説明いたします。

1款1項2目配水施設改良費の27節工事請負費400万円の増額につきましては、これから工事を予定している配水管布設替工事について、コロナ禍に加え、円安水準などの影響により資材価格の高騰ということで予算が不足するため、補正をお願いするものでございます。

7ページにお戻りいただきまして、資本的収入でございます。

1款4項1目負担金の1節工事負担金ですが、先ほどの支出で申しました工事請負費の中の下水道工事に伴う補償工事について、資材価格高騰による工事費増額のため、負担金を200万円増額補正するものでございます。

以上、議案第13号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたしま

す。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第14号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を200万円増額し、支出総額を5億7,821万1,000円とするものです。また、資本的収入及び支出では、支出の下水道事業資本的支出を120万円増額し、支出総額を5億4,957万4,000円とするものです。

これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、及び当年度分損益勘定留保資金で補填する額を1億3,350万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第14号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書5ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項1目管渠費の29節補償金であります。先ほどの下水道事業会計補正予算の細部説明でも申し上げたとおり、水道補償工事について資材価格高騰により工事費が増額となるため、水道補償を200万円増額補正するものでございます。

6ページを御覧ください。

資本的支出を説明いたします。1款1項2目施設改良費の27節工事請負費120万円の増額ですが、ストックマネジメント計画関連による工事につきまして、先ほどから申しております資材価格の高騰に伴い予算額が不足するため、補正をお願いするものであります。

以上、議案第14号の細部説明とさせていただきます。

議 長（百瀬 輝和） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第15号「南箕輪村教育長の任命について」を議題といたします。

清水教育長の退席を求めます。

議 長（百瀬 輝和） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第15号「南箕輪村教育長の任命について」の提案理由を申し上げます。

清水閣成教育長が9月30日で任期満了となります。引き続き、清水閣成氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所、南箕輪村2921番地2、氏名、清水閣成、生年月日、昭和29年1月7日満68歳。経歴

につきましては、議案の添付資料を御覧ください。

よろしく御同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第15号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第15号は同意することに決定しました。

清水教育長の着席を求めます。

議長（百瀬 輝和） ただいま、南箕輪村教育長の任命について全員賛成で同意することに決定しましたので、清水教育長の挨拶を求めます。

教育長（清水 閣成） 9月の本定例会の会議を最後にこの場に立つことはないな、そんな思いがありました。今年度に入り、藤城村長さんから10月以降の話を何度か重ねていただきました。ありがたい思いもあります。正直申して、私としては珍しく、悩んで考えて数箇月を過ごしてきました。また、相談させていただいた方もおられます。そして、意を決してきた経緯がございます。1期3期、2期6年、辞表を脇に置きながらということかっこいいですけど、本当脇に置きながらということで日々空を見上げて、あるいは経ヶ岳を見て、これでいいのかな、私でいいのかなというそんな日が過ぎてきました。

ただいま議長から議会の同意をいただいている、そういうお言葉をいただきましたので、今後も自問自答する日々が続くな、自分に今言い聞かせているところであります。何分力のない、また器もないそういう男であります。しかしながらできることはしっかりやりたい、そう思っております。

15年ほど前になるんですが、私が学校にいたときに近しい保護者の方が、きれいごとって誰でも言えるよ、そういう言葉を私はいただいて、それ以来肝に銘じながら今に至っています。直面していることを含め、いろいろな課題が山積しております。子供たち一人一人の幸せに向け、私はモットーとしてやさしさと確かさを自分に言い聞かせてきております。そのキーワードをもちながら課題を願いとして受け止め、尽力してまいります。

議員の皆様方の御指導・御鞭撻、またお力添えを何とぞよろしくお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 日程第10、議案第16号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第16号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」の提案理

由を申し上げます。

薄田東教育委員が9月30日で任期満了となります。引き続き薄田東氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所、南箕輪村6073番地4、氏名、薄田東、生年月日、昭和31年12月5日満65歳。経歴につきましては、議案の添付資料を御覧ください。

よろしく御同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第16号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第16号は同意することに決定されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前11時41分

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年 9 月 1 2 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 一般質問 (質問順位第 1 番から)

3 番 原 源 次

7 番 加 藤 泰 久

4 番 登 内 瑞 貴

5 番 笹 沼 美 保

8 番 唐 澤 由 江

6 番 都 志 今朝一

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	武井	香織
総務課長	伊藤	弘美	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長			建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	宮澤	文敏

会議のてんまつ

令和4年9月12日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に、御報告いたします。

本日、高橋地域づくり推進課長が病気療養のため欠席する旨の届出がありました。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

3番、原源次議員。

3番（原 源次） おはようございます。議員番号3番、原源次です。通告に基づいて、主に3項目について質問いたします。的確な御答弁をお願いいたします。

まず、3年前に発症しました新型コロナウイルス感染症も過去増減を繰り返し、第7波まで来てしまいました。この頃は減少ぎみではありますが、第7波においては感染者が急増しております。県内及び村内でも最多を更新しています。

そこで、改めて村としてコロナ対策をどのように取り組むか、お聞きします。

3年前に発症した新型コロナウイルス感染症は世界中に蔓延し、日本では感染者累計1,900万人を超える人数になってきました。県内でも9月3日現在、18万人に迫る勢いです。第7波抑制のために、8月24日から全県に出されているBA5対策強化宣言を確保病床使用率と新規感染者数を減少に転じさせる目標が達成できたと9月4日で終了、しかし、医療提供体制の負荷は依然高く、8月8日に出した県独自の医療非常事態宣言を継続し、感染防止に向けた注意喚起を維持、秋の行楽シーズンに向けた感染再拡大にも警戒が必要としています。

私は4回目のワクチンを接種しましたが、ネット等を見ると現場のクリニックでは4回目の接種のキャンセルが急増しているという。岸田首相が4回目の接種後感染したこと、10月半ばからオミクロン株対応の新しいワクチンが始まることがあるようです。これは、4回目を接種してから一定期間置かなければ接種できないということです。

現在、村でも4回目の接種が進行しているが、その実情はどうですか。

先に述べましたが、ある研究機関によれば3回接種である程度効果があり防止できるとあるが、4回目未接種者、またオミクロン予防のワクチン接種に対する今後の方針はどうかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 3番、原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ワクチン接種の実情・効果また今後の方針はという御質問であります。

まず4回目接種の実情であります。4回目接種は60歳以上の方と18歳から59歳で基礎疾患を有する方、さらに7月からは重症化リスクが高い方々に対してサービスを提供している医療機関や高齢者施設・障がい者施設等の従事者、こちらも対象になっております。

8月末現在、村におきまして60歳以上の方の4回目接種、こちらの接種率は55.59%となっております。議員からお話もありましたが、感染者が増加していた8月中旬、岸田首相の件もありました。その際に予約が増えたため、村として集団接種の日程を追加して対応をしてみました。現在、そういった方々も含めまして接種を希望している方につきましては、9月末までに全員が完了する見込みとなっております。

次に、効果に関してであります。

3回目の追加接種によりオミクロン株に対する感染予防効果・発症予防効果・重症化予防効果、これらが一定程度回復するとうたわれております。ワクチンにつきましては、接種から月日が経過すると抗体価が下がってくること、さらに現在拡大しておりますのはオミクロン株でありますので、国ではオミクロン対応ワクチンの薬事承認の手続を進めているところであります。

それも含めまして、接種者に対する今後の方針であります。オミクロン対応ワクチンがまだ承認前の事務レベルの情報でありますので、今後変更が生じる可能性もある話としてここからはお聞きいただければと思います。

村では、10月から医療機関や集団接種会場で接種しているワクチンをオミクロン対応ワクチンに切り替えてまいります。オミクロン対応ワクチンの接種順につきましては、まずは4回目接種を終えていない高齢者や基礎疾患を有する方が最初となります。続いてエッセンシャルワーカー、具体的には保育士・教師・警察官・消防団・整骨院・接骨院・治療院・鍼灸院等で働かれている方々を対象とします。ここまで申し上げた方々につきましては、10月末日までに接種を終えたいと考えております。

続きまして、12歳以上60歳未満の俗に言う一般の方を対象に接種間隔が空いている方から順番に接種を進めてまいります。こちら対象が約6,000名と多く、この接種を終えるのに4か月以上かかる見込みであります。長期間になりますので、そこに従来ワクチンの4回目接種を既に終えた方、高齢者や基礎疾患のある方ではありますが、そういった方々がオミクロン対応ワクチン、いわゆる5回目接種ができる時期が途中で重なって、恐らく12月頃にやっけてまいりたいと思います。

ただし、接種体制には限りがあります。どちらを優先させるのか、一般の方かそれとも高齢者・基礎疾患の方の5回目接種、どちらを優先させるかというところではありますが、現在のところは高齢者や基礎疾患のある方の5回目接種を優先してまいりたいという方針であります。この点につきましては、議会から御意見を寄せていただければと思っております。

なお、オミクロン対応ワクチンにつきましては1回目・2回目接種、いわゆる初回接種を終えていない方は接種ができませんので、もしこれからまだ一度もワクチンを打っていない方がオミクロン対応ワクチンを打ちたいよという場合は、従来ワクチン、オミクロン対応でない従来ワクチンを2回打っていただいた後に、3回目に初めてこのオミクロン対応ワ

クチンが接種できる形となります。

また小児用ワクチン、こちらも9月6日に努力義務が適用となっております。また、こちらも初回接種から相当期間が経過しておりますので、小児用の3回目、こちらはオミクロン対応ではありませんが、こちらも10月から接種できる体制を整えてまいります。

ワクチン接種につきましては長期間にわたっており、いろいろな情報が複雑化もしております。御協力いただいております地域の医療機関や伊那中央病院の医師・看護師等の負担も相当大きくなっていることが課題であります。そのため、状況によっては接種体制を整えることができずに、ワクチン接種のスピードを遅らせなくてはならないことも想定されますので、御理解いただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 今お聞きすると、大分複雑で手続も大変らしいですが、きちんと村民に行き渡るようお願いしたいと思います。

次にいきます。

保育園・学校における集団感染防止のための対策は。基本的には手洗い・マスク着用・密を避ける対策となるが、ほかにどのような対策が取られているか。また、既に文科省や県教委では学級閉鎖や休校の判断、また部活動の在り方等、市町村教委に方向が示されているようですが、村として園児や児童生徒の蔓延防止対策、特に集団行動、クラス対応はどのように指導しているかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 原源次議員、コロナ感染対策についてということでございます。

保育園も合わせて、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

BA5対策ということになりますが、基本的なことは今議員お話のところかなというふうに思っております。保育園も学校も今までの対応と同じことをしっかりやってきている状況がございます。拡大防止対策ですが、家庭へのお願いとして園児、児童生徒の毎日の健康観察の徹底をしていただく、学校においては健康チェックカードを活用しております。園児・児童生徒に発熱等のかぜ症状がある場合は、必要に応じて医療機関の受診をお願いしております。

園児・児童または生徒、同居の家族の方が濃厚接触者となった場合、園児・児童生徒は登園・登校しない、それを基本と考えております。同居の方が陽性になった場合ですけれども、基本的に濃厚接触とみなしているという状況がございます。ただし、保育園のクラス閉鎖あるいは小中学校の学級閉鎖等でその兄弟関係は、今申し上げた濃厚接触者に該当しないということできております。医療機関の診断、それから伊那保健所の指示につきまして、園・学校に御家庭から連絡をお願いしております。

今までも園・学校との保護者との連絡・連携、本当にそこが大事であり、御家庭のお力をいただいているなというふうに思っています。全ての方から連絡をいただいております。引き続きお力をいただきます。

保育園・学校生活においてですが、感染拡大防止策として3密回避、うがい・手洗い・手指消毒、基本対策徹底を重ねてでございます。それからエアコンを使用して現在きておるわけですけれども、換気の徹底、扇風機の活用も含めてでございます。特に換気がポイントか

なというふうに思っております。小学校で建物の構造上といいたいでしょうか、風がなかなか抜けないところがあったりして、それも学校のほうでは留意しながら、そんな点もございます。マスクの関係、運動中は外す。熱中症に注意、会話のときは着用等々をしています。保育園あるいは小学校の低学年では、マスクに関しては若干難しさがあるかなという点も御理解をいただきたいと思っております。

学校においてリスクの高い活動も慎重実施ということで、先ほど部活動のお話もありましたけれども、県教委からの指示を参考にしながら共有しているところであります。保育園も準じている、学校に準じているはいるんですけれども、園児の発達段階等により難しさがある状況でございます。

子供たちが長時間、近距離で対面形式のグループワークや近距離での大きな声を出す等々の活動、それから、音楽における屋内・室内で近距離で行う合唱、それからリコーダー、鍵盤ハーモニカ等々の楽器演奏等などでございます。

続いて行事関係でございますが、可能な限り実施、園においても学年ごとに日時をずらすなどして感染が拡大しないように工夫したり、知恵を出し合ったりして実施の方法を検討しております。村内学校の関係ですが、3校において旅行行事实施ガイドライン、これも8月の24日に改正をして、それに基づきながら行事等を進めているところであります。ガイドラインは必要に応じて塗り替えております。

感染状況に応じて、感染拡大防止のためクラス閉鎖等の対策のところでございます。

保育園では感染者が1名でも判明した場合は、最終接触日、最終登園日の翌日から5日間当該クラスを閉鎖、拡大防止に努めております。学校においては、学級閉鎖はクラスで1人陽性、5日以内に2人目の陽性または複数の体調不良等、クラス全体の子供たちの状況によるわけですけれども、その状況に応じて学級閉鎖を行ってきております。ただし、感染者が複数であっても感染経路が家庭内感染である場合、全員が家庭内感染である場合は、学級閉鎖を行う必要はないと現在のところ考えております。

学年閉鎖は複数の学級の状況によるかなというところであります。今年、年度ですれ複数の学級が閉鎖になりましたが学年閉鎖は行ってきていない、そんな状況もございます。

いずれにしましても、感染の状況を踏まえて保育そして学びを止めないために、できる対策を行ってきておるところでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3番（原 源次） いずれにしましても、子供たちのために良い手腕をお願いしたいと思っております。

次にいきます。

村や関係団体での行事の取組について質問します。

県では、この4日にBA5対策強化宣言が終了し、医療非常事態は継続されて要請が緩和され、団体行動やイベントの開催には開催内容等再検討をと表現を改めるなど、内容を緩和しました。強い行動制限が出ていないとはいえ、開催には主催者側が責任を持ち、それなりの対策が必要ではないかと思われま。

コロナにより多くの行事や団体活動が中止となり、地域住民の交流や親交も少なくなりました。しかし、村民の交流や行事での地域のつながりの継続もある程度は必要になってきま

す。その対応や考えはどうか、お聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議員御指摘のとおり、今回レベル6になっても県から行動制限は課されませんでした。しかしながら、これは現在においても県が示す基準はウェブサイトにおいてレベル6では外出自粛、分散登校の実施、施設に対する営業時間の変更、イベントの中止または延期の検討の要請等、強力な措置の実施を検討という記載がありまして、これは内容が改訂をされておられません。ですので、行動制限があるということ、そういった記述を参考にして対策を進めておりました市町村の立場からは、これはどうなのかなと思うところがありまして、先日県議を通して県に訴えたところではあります。

そういった県の対応でありましたので、村では行動制限を全く出さないという県の方針に完全に準拠することはやめました。村独自で重症化リスクの高い方やその関係とする方に限りまして、感染リスクの高い場面や場所をできるだけ避けていただくことを目的として、レベル6が発出された時点で重症化リスクの高い人たちが集まるようなイベントや村主催の行事は取りやめたところでありまして、

その後、県も8月24日に発出したBA5対策強化宣言、この中においては重症化リスクの高い方に対しての行動に初めて触れたところでありまして。レベル6になった段階では、村としては長野県が求める以上のお願いを村民の皆様にも求めたわけではあります。私は間違った判断ではなかったと考えております。現在、陽性者数は減ってきております。再開に向けて各課で今検討をいただいているところでありまして、

今後も、基本的な感染症対策の徹底をお願いするとともに、新たな会食のすすめや旅のすすめに示された行動等を心がけていただき、活動していただければと願っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3番（原 源次） いずれにしましても、早く良いワクチンとか薬ができて、このコロナ感染症がゼロになることはないと思いますが、早く収束されてふだんのおりの生活ができればいいかなと思っています。

それじゃあ次に行きます。

次に、温室効果ガスの排出量ゼロの取組について質問します。

今、世界各国で地球温暖化による気象災害が連日報道されています。干ばつで穀物が収穫できなく、また自然発火などによる山火事が発生しています。豪雨であつたり氷河が溶けるなど、洪水による災害が起きています。国内でも、線状降水帯などの局地的大雨にて災害が至るところで発生しております。

世界では2050年、温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けて動いています。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な排出量と植林・森林環境管理などによる吸収量を均衡させることです。日本でも2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しております。温室効果ガスの排出量の削減、吸収作用の保全及び強化が求められています。

国は、温室効果ガスの排出実質ゼロに向けた生活に密接な8分野を重点とし、5年間を集中期間と位置づけております。その一つでもある対策に、重要な役割を果たす森林や農地などによる温室効果ガスの吸収量は2020年度時点で5,000万トンを超えていたんですが、19年度からさらに減少したことが政府のまとめで分かったとあります。目標の30年度との隔たり

は埋まっています。

また、公共施設分野では自治体庁舎の省力化とあります。村では、既にLED化に移行しています。村の地球温暖化対策事業の目的は、異常気象など自然災害の危険性が高まり、生活に大きな被害が及ぶとされる温暖化現象を、ガス等排出量を抑制することにより防止に努めるとあります。

そこでお聞きします。役場事業で排出される温室効果ガスの排出量を把握しているか、またその結果と対策を質問します。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 温室効果ガスの排出量を把握しているか、またその結果と対策はという御質問です。

役場の事務事業で排出される温室効果ガスの排出量につきましては、各課のエネルギー使用量調査を実施し、そのエネルギー使用量を基に算出をして把握をしているところです。令和2年度の結果は9月号の村報に掲載をさせていただきましたが、1,596トンCO₂となり、令和元年度に比ばまして2.4%の増となっております。

増加の要因といたしましては、小中学校にエアコンを全て配置したことや、下水処理量の増加などが考えられております。また、委員からお話がありましたところもありますが、南箕輪村は人口増対策、こちらを優先した関係でこういった温室効果ガスに関する対策はどちらかという手が入ってこなかったというのが実情であります。私もこの部分は少しスピード感を持って取り組まねばならないということで、まずは実施の効果が非常に角度が高いということで、LEDこちらを今年度から3年間かけまして実施をしまっているところであります。

また、各課におきましても地球温暖化防止のために取組目標を設定いたしまして、各職員は年に2回、自己点検チェックによりまして省エネやごみ減量等への取組への自己評価を行いまして、電気など資源の節約に努めているところであります。この自己チェックは続けていきまして、一人一人の職員の意識向上・啓発にもつなげてまいりたいと思います。

また、村の施設の建設や改修、また公用車の購入などに対しましても、温室効果ガスの排出量を削減できるものを積極的に取り入れていけるよう各課で取り組んでいるところであります。先日も私から直接のお願いといたしまして、小型電気自動車の採用を積極的に実施するよう、庁内の会議で働きかけたところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3番（原 源次） 今までは手薄だったようではありますが、積極的によろしくお願ひします。

次にいきます。

村の温暖化対策実行計画に基づいた取組の結果は。また、その計画の村民への周知はどうなっているかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村では、令和3年3月に第3次南箕輪村地球温暖化対策実行計画の事務事業編を作成しまして、先ほど答弁させていただきましたとおり、役場の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいるところであります。

この計画の期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間でありまして、令和7年度における温室効果ガスの排出量を令和元年度比で5%削減するという目標を設定しております。この事務事業編の計画等につきましては、村のウェブサイトに掲載をして周知を図っているところです。

地球温暖化対策実行計画につきましては、今申し上げました村が一事業者として取り組む事務事業編と、企業・一般家庭も含めた村全体で取り組む区域対策編というものがございます。区域対策編につきましては、国の改正地球温暖化対策推進法におきまして、指定都市・中核市・特例市は策定が義務化されております。それ以外の市町村、南箕輪村もそうですが、おいては努力義務となっております。

地球温暖化対策につきましては、企業・一般家庭を含めた村全体での取組が重要であります。そのためには、この区域施策編の計画を策定し実施していくことが重要であると考えています。かなりリソースが必要な計画になりますので、実施に当たっては人的資源、予算との兼ね合いがございます。まずは、村3か年計画へ計上し、村全体の予算調整等を行った上で区域施策編を作成してまいりたいと考えているところです。

先ほど、議員からも排出量だけでなく森林による吸収量、こちらについても御説明がありました。この区域施策編の中で調査し、吸収量につきましても可視化をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3番（原 源次） これらは私たち個人個人も責任を持ってやっていかなければならないと思います。

新エネルギーについては、オイルショックになどによる石油等の価格高騰や地球温暖化防止を背景に、非化石エネルギーのうち技術的には実用段階であるが、経済的な理由から普及が十分進んでおらず、利用促進を図るべきエネルギー源として分類されるもので、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの中に含まれるとあります。

先にも述べましたが、新エネルギーは身近なものでは太陽光発電や風力発電がよく知られています。大泉所では、小規模ながら水力発電ができます。村において新エネルギーについて調査・研究はしているかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 新エネルギーの調査・研究についての御質問であります。

村では、平成20年度に南箕輪村地域新エネルギービジョンを策定し、新エネルギーの導入を図ってまいりました。住宅用新エネルギー施設設置補助金事業の平成21年度から令和3年度までの実績の累計は、太陽光発電施設447件、これは途中で補助が打ち切られておりますので、実際は該当するところはもっと多いと思いますが、補助をしたのは447件、太陽熱利用施設29件、薪ストーブ85件、ペレットストーブ21件で、二酸化炭素排出量の削減量はこれにより1,490トンCO₂となっております。

また、村の公共施設におきましても、平成21年度から令和2年度にかけて各保育園・小学校・中学校・浄化センターに太陽光発電設備を、南原保育園にペレットボイラーを、こども館に薪ストーブをそれぞれ設置をしてまいりました。

この平成20年度に策定いたしました南箕輪村新エネルギービジョンの中におきましては、

新エネルギーの導入・可能性についても調査をしております。地域の自然条件・社会的条件やコスト、その効果それらを基に評価いたしますと、村におきましては太陽エネルギーを利用した太陽光発電、太陽熱利用、さらに木質バイオマス、これらが本村に最も適しているという結果でありました。

現在、先ほども申し上げましたが、3年間で完了予定の公共施設のLED化に億単位の予算を投下しているところでもありますので、それが完了いたしました4年目以降に新エネルギーの促進につながる事業、もしくはこのエネルギーの消費を抑える事業、こちらを村として準備してまいる所存であります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 積極的に取り組んでいただければと思います。

次の質問に移ります。

農家、特に中小農業経営者に支援を、を質問します。以前、経営規模所得100万円以上の大規模農家には支援がありよかったですと思いますが、中小の経営規模農家に何らかの支援が必要ではないかと思い、質問します。

村の農業経営は、稲作・園芸・畜産農家がほとんどです。令和2年度農業を営まれている農家が591軒、そのうちおおよそ専業農家44軒、兼業農家155軒となっています。そのうち、前回の支援を受けられた農家は47軒です。皆さん御存じのように、当村の経営は米作農家が大部分を占めています。米の値段は30年近く下がり続けている状況です。22年度産、今年度の米は資材高や需給を踏まえた上で上げに向かっているようですが、19年度産水準には届いていません。食料品等帝国データバンクの調査によると、今年度7月末時点で予定を含むと、約1万8,500品目あまりが値上げされると言っています。今後さらに値上げ品目が増えていくことが予想されています。

農業にとっては生産資材価格の高騰、高止まりによって生産現場は営農継続が危ぶまれるほどの甚大な影響を受けています。経営形態はいろいろあると思います。例えば勤めながら、兼業農家ですね。年金をもらいながら、自分で食べるだけといろいろあると思います。また経営形態は大小まちまちですが、生産に関わる生産費は同じです。農業者にとって資材高は営農を続けるか諦めるか厳しい選択です。

担い手不足の問題もありますが、食糧の安定確保のためにも、これ以上栽培放棄地を出さない、またこの美しい風光明媚な田園風景をなくすことができません。前にも述べましたが、区分分け等は大変難しいと思います。例えば、小規模でも一定出荷している農家に肥料・機械燃料代・機械購入補助等、また農業機械リースやAI技術導入などを補助することができないかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 中小規模農家に支援はできないかというところの御質問、またAI等のそちらについても支援が検討できないかという質問であります。

まず、今回の支援であります、農業所得を税務申告し農業収入が100万円以上、農業収入が前年または一昨年より減少している農家を対象に、県交付金を活用し5月31日までを期限として10万円の応援事業を実施してまいりました。実施実績は議員から御説明いただいたとおりであります。

また、そのほかに飼料の価格高騰により経営に大きな影響が出ている村内畜産農家の経費等を補填するために、緊急的に牛1頭につき5,000円、上限50万円の補助事業を7月29日までを期限に行ってまいりました。さらに、現在農林水産省では肥料高騰への対策として、肥料価格高騰対策事業を現在進行形で実施しておりまして、農家の皆様には当事業の活用をお願いしているところであります。

加えて、コロナ禍における収入減少におきましては、農業共済を活用することで補填される保険がありまして、その保険料の補助事業を村でも新たに開始いたしました。こちらの活用もお願いしているところであります。

今回、中小規模の農家への支援であります。議員からもありましたが農家さんの形態も様々でありまして、農業収入の100万円以上という基準を下げて実施して支援することは、ちょっとなかなか難しいのかなど。理由といたしましては、今回100万円以下の方を対象といたしますと、人によっては住民税非課税世帯に該当する方も出てまいります。その支援を受けることができる方もいらっしゃるのであると、この非課税世帯の方には国でも村でも別口で支援を行っているところでありますので、その部分のバランスというのが難しくなってくるのではないかと考えております。

ですので、今後につきましてはいろいろな経費、こちらが上がっておりますので、その部分の支援を引き続き検討いたしまして、必要に応じてやってまいりたいと考えております。

A Iについては、担当課で何か検討しているところがあればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

先日、まっくんファームに導入いたしました新しいコンバインですかね、あれもA Iが導入されていまして村でも一部補助しておりますが、各田んぼごとの収穫量を自動で把握できるので、それが例えば10年間たまっていくと、非常に役立つデータとして活用できるかなどというのは感じたところであります。そういった間接的にA I導入の支援というのは既に実施しているところであります。私からの説明は以上となります。

議長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） 先ほどのA I支援の関係ですけれども、これから農業形態の関係等を踏まえまして、どのようなA I技術のほうができるのか、また担い手等を含めまして、担当課のほうで検討してまいりたいと考えております。

具体的にはまだ決まっておりませんので、今後どんなような導入が各圃場またできるのかというのも含めまして、検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3番（原 源次） ぜひ中小規模農家、私のところもそうなんです。ぜひつぶさないように積極的な支援ができればと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、3番、原源次議員の質問は終わります。

ただいまから、9時50分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時50分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、加藤泰久議員。

7番（加藤 泰久） 7番、加藤泰久です。

通告どおり、4件について質問をいたします。

先ほどの原議員の質問もありましたので、重複する部分においては割愛して質問したいと思えます。

9月10日の朝日新聞によりますと、新型コロナウイルスの国内感染者は7月14日で1,000万人を超えたばかりであります。それから2か月弱で1,000万人が増え、9月9日現在では国内累計感染者が2,000万人を超えたと報じられております。要因については、強い感染力を持つオミクロン株の異変のBA5、これが主流になったことと、3年ぶりに行動制限のない夏休みやお盆休みとなり、知人や親戚などの会う機会やら、また会食が増えたことも一因となっていると解説されておりました。

上伊那においても、伊那で100人以上の感染が続き、本村においても20人以上の感染が数日続いたところでもあります。しかし、近日は減少を見せ、少し落ち着きを見せております。ワクチン接種やアルコール消毒、マスクの着用、大勢の会合の中止等、感染防止には村民皆で細心の注意に努めてまいりました。

本村の感染者が保育園等の年少者か学童や生徒等の学校関係者であるのか、また高齢者であるのか、家庭内感染であるのか、感染者の年代層のデータ、情報が示されていないので分からない状況ではありますが、分かれば集中して感染防止に努められると思えます。

ただ、県の発表で内容については分からないというような話も聞いておりますが、実情はどうでしょうか。質問をいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 7番、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの対応についての中で、まずは新規感染者の年代層の明示をという御質問であります。年代層の明示は非常に重要な観点でありまして、私も自分が運営するブログで、今年の1月から6月についてはその明示を自分でデータを集めて行ったところあります。

まず、最新ではありませんが、1月から6月については10歳未満の方が28%、10代が14%、20代が13%、少し増えてまいりまして30代が19%、40代が14%、50代以上の方は10%程度ということで、非常に低い年代の方とその親御さんに感染が広がっていたというのが1月から6月までの状況であります。

最新の情報であります。この陽性者の情報につきましては基本的に県が把握をしておりまして、村に詳細なデータが都度送付されてくるわけではございません。また、県が日々発表しているデータは、データとしては取り扱いにくいPDF形式で公開されております。集計するのも一苦勞であります。業務が立て込んである保健所にこのデータの提供を求めるのはばかられるところでもあります。

そこで、私が県から日々発表されるデータを一日一日PC上で手作業で集計をいたしまして、お答えをできる形に整えました。しかしながら、手作業でありますので人数のカウントに一人、二人、軽微にずれがある恐れもあります。その部分は御容赦いただければと思えます。

7月から8月27日までの村の新型コロナウイルス感染者の陽性者であります。合計で656人ありました。内訳であります。10代未満が90人、10代が90人、20代が134人、30代が114人、40代が84人、50代が73人、60代が37人、70代が18人、80代が13人、90歳以上が3人です。割合で申し上げますと、10代未満が14%、10代が14%、20代が20%、30代が17%、40代が13%、50代が11%、60代が6%、70代が3%、80代が2%、90歳以上がゼロから1%の間であります。

重症化リスクが比較的高いとされております60歳以上の方々につきましては、約11%となっております。同時期の県が発表する県全体のデータを見ますと、こちらは60歳以上の方々には16%を超えておりますので、南箕輪村は高齢者の陽性者の割合は、県全体と比較して5%ほど低くなっております。

しかしながら、そもそもこの南箕輪村は高齢化率が県より低い状況でありますので、その数字を当て込めると大体県と同じような分布となっております。ですので、村が若いという要因がこのデータのところでは表面化しているとも言えます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） ただいまのデータ等について説明を受けましたが、このデータについて村民が知る機会が多ければより対応しやすいというようなことでありますので、ぜひともこういう細かいデータを開示して、村民がそれなりきの感染防止に努めるような体制でいていただきたいと思っております。

次に移りまして、村長は全員協議会で抗原検査の取扱店が2か所というようなふうに説明がありましたが、店名については不明でありました。

そこで、北殿の毛利薬局のところに桃太郎旗に抗原検査無料というような旗が立っておりまして、毛利薬局で対応をされているということが分かったところであります。ほかの店も含めて、村報等に検査や利用の説明を掲載して広く進めたほうがよいではないかと思うところであります。村長のお考えをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 抗原検査キットの取扱薬局は。また、村報等で広報をしたほうがいいのではないかと御質問であります。

議員御指摘のとおり、私が説明した薬局については、毛利薬局に加えて春日街道にありすほたる薬局さんが該当いたします。これは、県が行っている無料調査というのがありまして、その該当店舗になっております。正確には、感染拡大傾向時の一般検査事業といたしまして無料検査を実施していただいております。感染したかもしれないと不安がある方は、実施事業所で検査を受けることができます。実施薬局等は県のウェブサイトに乗っております。9月30日まで期限を定めて実施をしております。

ただし、この検査につきましては発熱などコロナの症状が見られる方、もしくは濃厚接触者はこの無料検査を受けることができません。そういった方々は県の受診相談センターへ御相談を促しているところであります。

また、取扱薬局というところでもあります販売につきましては、各薬局やドラッグストア、インターネットでも購入することができます。注意していただきたいのは、検査キットの中には研究用として販売されているものがありますが、こちらは国の承認を受けたものではない

く、性能等が確認されているわけではありません。購入の際には、医療用または一般用抗原検査キットを手にとっていただくようお願いいたします。

また、これは取扱薬局という観点ではないんですが、県は20代から40代の今度は症状がある方に向けまして、ウェブでこの抗原定性検査キットを無料で送っていただける、そんなサービスも始めているところでもあります。これら長野県の取組については、まずは村のウェブサイトにリンクを張り情報を探しやすいようにしたいと考えております。

村報につきましては、タイミングタイミングで対応できる場所は対応してまいりたいと思いますが、どうしても例えば9月号の村報ですと、もう8月の16日とかには校正が終わってしまっておりますので、なかなか県の発表するタイミングに瞬発力高く反応することが難しい状況であります。必要に応じて折り込みをするなどした対応をやってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） ウェブサイト等にすることが一番広報的には効果があるかと思いますが、高齢者もしくはそういう関連でない人は、やはり活字の村報等に頼らざるを得ないという現状でございます。

検査キットの内容・説明等があったらいいかということではありますが、全員協議会においてもワクチン接種の人数や接種率の発表のみであります。桃太郎旗があった毛利薬局でお聞きしたところでは、5月から取り扱いをしておったということでございます。今までに300件ほどの利用があったと。検査の希望の方は車に乗ったままで、薬局の方が車のところに行き検査をし、結果を知らせてくれると。今後も継続していく、無料であるというような説明がありました。コロナがまだ収束が見られない中での不安のある方は、今説明があった濃厚接触者だとか発熱のある方以外、不安のある方は検査を勧めてはいかがでしょうか。

以上です。お願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 先ほど御説明いたしましたこの県の事業、9月30日までと申し上げました。目的としては、感染拡大傾向時の一般検査事業というところで、やはり感染拡大を防ぎたいというところで行っているものであります。これが、これから願っていますが、感染が落ち着いてきたときに無料検査を実施するべきかどうかという、なかなか難しい問題であります。そういった時期には、心配のある方は各個人で購入いただいて対応していただくのが、私としてはいいのかなと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） それぞれの村民が細心の注意をしながら感染防止に努めて、感染者数が減少し減っていくことを希望するところでもあります。

次に移りまして、全国一斉学力検査について質問をいたします。

正式には、全国学力学習状況調査というのが正式名であるようであります。先に行われた全国一斉学力検査の結果が発表されました。新学習指導要綱に基づき学習し、この試験の調査の結果により、課題等を各学校での参考資料として授業や学習や学校生活に活用するものと考えられます。

この調査は小学校6年生、中学校3年生を対象にし、国語・算数・理科によって年1回行われるものであり、結果は全国平均数値・各学校の結果数値を表し発表されております。平均値以下の学校では、課題を修正し学習指導していけばよいと私は考えております。今年は、コロナ禍において学級閉鎖や休校などで思うような学習ができず、ばらつきがあるとも聞いております。

最近では、小中学校、学校において偏差値にこだわる傾向があると感じます。個人の能力、家庭環境等に関わるので、点数だけにこだわるのではなく、総合的な評価を望むところであります。義務教育の9年間においては、特に小学生においては身体や感性の成長が著しく、感性を学ぶ時期であり情操教育も非常に大切な時期と考えております。

以上は私の考えであります。専門的立場であります教育長さんの所見をお伺いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 加藤泰久議員、全国学力調査を受けてということでお答えいたします。

今、議員お話しされたこと、非常に大事なことかなというふうに受け止めております。今回学力状況調査ということで、いわゆる先ほど議員がおっしゃられた教科、あるいはそのほかに質問紙等々があるわけですが、学校の中での営み、子供を育てる教育っていうのは、今議員がお話しされたお言葉の中に含まれているなって、そんな受け止めをしています。

まず共有したいことなんです。議員がお話しされた学調っていう学力状況調査でございます。学力検査、テストではないということで、試験結果ではなくて調査結果というふうなことで受け止めておるところでございます。それを共有したいなと思っております。よろしく申し上げます。

これを結果を基にしながらですが、示唆される課題を日々の授業づくりにどう生かしていくか、これが大事かなというふうな思っておるところであります。

今年ですが、令和4年度の学力状況調査でございますが、4月19日に行われました。国語・算数・数学・それから理科の教科でございます。

本村ですが、南箕輪小学校の6年生が実は学年閉鎖、4月の19日ということで、その後実施しました。なので、南箕輪小学校は参考的な結果というふうな受け止めております。正式な調査結果からは外れております。ですので、南部小の6年生、それから南箕輪中学校の3年生が調査に参加したという状況です。

この調査の特徴ですが、平成31年度からそれまでA問題・B問題があったわけですがそれが一本化され、知識理解と活用等を取り交ぜた出題となっております。令和4年度は新学習指導要領が小学校で3年目、中学校で2年目を迎えており、一人一台パソコン、それからそれが日々の授業でも調べ学習とか意見交換等々で活用されるようになってきております。学びの環境が大きく変わってきている、そのことを踏まえながら、主体的・対話的で深い学びを具現していくための調査結果から示唆されること、課題を先ほど申し上げましたが、日々の授業づくりにつなげていく、これが大事というふうな受け止めております。

続きまして、本年度の学力定着について結果と考察を端的に述べさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、南箕輪小学校が学年閉鎖のため後日実施、よって南部小の結果が南箕輪小学校の結果としてということになります。本年度は小中ともに国語・算数・数

学・理科が全国平均を数ポイント程度上回っております。学習内容の定着がそれからは図られているという解釈ができるかなというふうに思っております。一方、南箕輪小学校を含め小学校・中学校とも課題も当然あります。2学期以降、課題のある内容を踏まえ、指導においてさらなる工夫を図っていく必要があるというふうに受け止めております。

御質問に関わり、この調査の捉え方ですが、年度によって子供たちが違って来る、異なってきますので、その問いの通過率、点数という見方もありますけど、通過率を見ることとして当該学年の小から中の3年間での伸びしろや、児童生徒質問用紙との内容をその相関関係を大事に見ていきたいというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、今年の中3の生徒たちは、小学校6年生のときも学調は全国平均より1ポイントから数ポイント、3ポイント程度でしようか上回っていた、そういう学年でございます。小学校で定着した学習内容を土台に中学校でそれを生かしながら、さらに学力を定着している、そんな評価ができるかなというふうに思っております。小学校での一つの結果を踏まえながら、中学校3年間義務教育が終わるときに、どこまでの学力が定着しているかなという一つの見方になるかなというふうに思っております。

また、児童生徒質問用紙の内容との相関関係を大事に考察しますので、その点について少しお伝えさせていただきます。

小学生のよさとして、同じ時刻に就寝・起床をする。いじめはどんな理由があってもいけないと思うというような子供たちの答えがあります。課題としては、先生はあなたの良いところを認めてくれるかと思いませんかについて、なかなかそうではないというふうな状況、それから困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できますかに、子供たちはうーん、なかなかないというそんなことがあります。

また、中学生のよさなんですが、家で学校からの課題で分からないことがあったときに自分で調べる、それから学級活動で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている等々が子供たちから上がってきているよさでございます。課題はスマートフォンの使用時間が非常に長い、あるいは家庭学習の時間が短い、これはずっと言えるかなと思っております。それから自分によいところが言えるかな、思いませんか、よいところがありますかっていうところが、なかなか子供たちの苦しさとして表れている、課題として受け止めております。

報道でもありますけれども、ゲームやスマートフォンの利用時間が多いと家庭学習の時間が不足、生活リズムが崩れる、視力低下、学習にも大きな影響が出ることが明らかになっております。子供たちに家庭の中でルールをしっかり確認したりとか、あるいは、村では毎月23日にアウトメディアデーを設定していますので、そういうようなことも含めて、子供たちが自己管理といましようか、自分でしっかり組み立てていく、そこを大事にしていきたいというふうに思っているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） ただいま説明をいただきましたが、次の質問に移りまして、この調査に基づいて現場の教育方針や授業、家庭での教育方針や学習について望むことを教育長さん、お聞かせ願いたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 現場の教育方針や授業に望むことについて述べさせていただきます。

小中学校ともに知識・技能の定着、思考力・判断力・表現力等の活用において課題が見られる部分については、それぞれの学校の課題として丁寧に洗い出し、日々の授業、教材研究につなげてほしい、そのための調査でございますので、そこをしっかりと各学校でやってほしいというふうに伝えてあります。

また、学調では学校の教職員に対しての質問もしております。中学校を中心に先生方がよく行った、そう思うと回答した内容は、例えば一例でございますが、調査対象の学年の生徒に対して学級生活をよりよくするために学級活動で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法等を合意形成できるよう、共有できるような指導を行っているなどでございます。

課題としては、ICT機器を活用した、共に学び合いながら資質能力を高める日々の授業の充実、ICT機器が入って、得意な先生もいればなかなかということも正直なところかな、ICT支援員さんのお力をいただきながらもいかに授業をつくっていくか、そこが一つの課題かなというふうに思っております。

教材研究あるいは子供理解からスタートした授業づくり、それを基本にということの本調査を生かしていくということになります。分析・検討・授業改善、それから共に学び合う温かい学級づくりに向け、それを結果を生かしていくことを学校にお願いしているところでございます。

なお、該当学年の児童生徒・保護者の方には、今申し上げた各学校の受け止めを今後便り等々を通しながら、あるいは個別の三者懇談とかあるんですけども、そういうようなところでお伝えしていく予定でございます。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 学校教育も大変な難しい局面に直面しております。教育委員会・教育長もさらなる御尽力をお願いいたします。

続きまして、大芝高原について質問をいたします。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員、3番があります。

7 番（加藤 泰久） 3番があります。

3番の学童の送迎について。失礼しました。質問をいたします。

このことは、家庭教育の家庭内の問題であり、教育長に質問することではないかと思いますが、学校教育・家庭教育とは関連するところがあると思いますので、質問をさせていただきます。

下校時に役場・体育館の駐車場等に児童の父母の車があり、注目してまいりました。小学校入学時にはランドセルが重そうでかわいそうと思うようにみえましたが、6年生になると体も成長し大きな成長が見られてまいりました。

私の中学生の頃の体験であります。校内マラソン大会がありまして、北原や大芝等、遠くから通学している生徒は常に上位に入賞しておりました。これは6年間通学で培われた体力、脚力であると感じました。また、雨の日も風の日も冬の寒い日でも通学することによって、精神的にも強固になったと思われまます。身体に障がいのある児童は生徒玄関まで送迎が必要と思われまます。駐車しておりました迎えに来た車に乗る児童は、皆元気そうでありました。

この時期、通学で培われた体力や精神力は今後の人生においても基礎となるものと考えて

おります。下校時の児童の車での迎えについて、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。
議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。学童の送迎についてという御質問でございます。

まず登下校に関することなんですけれども、学校保健安全法で児童生徒の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者と連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて警察署、その他関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体、その他の関係団体、地域住民、その他の関係者と連携を図るようということがあります。

登下校の責任、こういう言葉がいいか、基本的に保護者にあるかな、御家庭にあるかなと言えます。学校としては、登下校の際の交通安全ルールをしっかり教えること、それから地域の関係機関等との連携、警察や保護者との連携をすることとされ、子供の安心安全を保護者・地域・学校それから教育委員会で確保していくことを大事に、現在見守り隊の方々のお力、この間も南原では地域の方のお力、それから安プロ、交通安全プログラム等の遂行等が行われているところでございます。

議員さんお話のように、下校時・登校時も含めて保護者による送迎は小中学校とも結構見受けます。雨の日など、村民体育館の前は大変混雑、そんな状況もございます。

先日9月1日ですが、実は雷雨、雷が大分厳しくて3時過ぎに保護者の方の迎え、特に低学年の児童のお迎えというそんなメールも流させていただいたわけですが、願いはふだんは自分の足で登校、下校、歩いて。それを基本というふうに私自身も願っているところです。

そこまででよろしいでしょうか。お願いします。

議 長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 一部の生徒が父兄の車に乗って下校すると、こういう現実には教育長も把握していることだと思います。これは家庭内の問題でありますけれども、学校としても異常気象や特殊なことを除いては、なるべく子供それぞれが徒歩で登校することを望むような文書配布等をして父兄の意識改革をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 加藤議員と同感でございますが、先ほども議員さんお話しされたんですけれども、体の調子がとか御家庭、子供さんの状況でいろんなことがあるかなという、そこを大事に見ていく必要があるかな。健康面あるいは防犯、安全防止上とかで家庭、子供たち個々の状況があるかなというふうに思っていますが、必要によって歩くことへの助言とかあるいは御家庭へのアプローチ、そこを丁寧にしていく必要があるかなというふうに思っていますが、何度も申し上げてあれですが、基本的には保護者の方の御意向、それがベースにあるかなというふうに思っております。

歩いて登校・下校、仲間とあるいは一人でもですけど、途中で道草したりとか地域の方に声をかけられたとか、おはようとか、元気か、今日は元気ねえじゃねえとか、どうしたのとか、そういうことってうんと議員おっしゃっていた体力面とかっていうだけではなくて、情操面といいましようか、いろんなことが培われていくというのは重々承知、それは御家庭でも承知だというふうに思っていますので御理解をお願いして、タイミングを見ながら必要に応じて先ほど申し上げたように御家庭へのアプローチも考えていきたい、そんなことを思っております。お願いします。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） ただいまの答弁によりまして、今後の対応はというようなところはただいま説明をしていただきましたので、今後の対応については省かせていただきます。

続きまして、大芝高原について質問をさせていただきます。

8月の村報の暮らしの情報のページに大芝高原マウンテンバイクコースの常時無料開放の記事が載っておりました。大芝のマウンテンバイクコースについては、3年ほどかけて600万円ほどの補助をいただいてコース設定ができ、3年目、去年あたりにそれぞれのイベントもなされたということで、私は小学生や子供たちには非常に良い運動、もしくは自転車で行ける会場と大変注目し、期待もしております。

コロナ禍で夏休みに大芝高原でのマウンテンバイクに乗るのは、やっぱり子供たちにとっても最高であると考えておりますが、たまたまこの8月の村報に出た時点では、もう子供は夏休みに入っております。そうした中で、この無料開放の決定がいつされたのか、報道が遅いのではないかというふうに考えましたが、この決定はいつなされたかお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原についての中で、マウンテンバイクのコースの常時無料開放はいつ決定したのかという御質問であります。

常時無料開放につきましては、令和3年9月の定例議会におきまして、加藤議員から頂戴した御質問の中では無料で常時開放すべきだと御意見をいただき、私からも基本路線としては常時開放と回答をさせていただいたところであります。そのような中、マウンテンバイクコースの維持・管理業務の委託先であります村観光協会、こちらの総会が令和4年7月7日に開催されまして、その事業計画の中で開放していくことを提案し、承認をいただいたところであります。

今年の常時無料開放期間につきましては、コースの整備が完了しないとできません。6月に完了いたしまして、7月1日から10月31日までを今回今年のコースの無料開放期間としております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 村報でこの無料開放が報じられた以外に、村では村報以外にどのような形で広報をしたか、子供たちにどんなように周知をしたか、それをお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村報以外で広報をどのようにしたかという御質問であります。

コース整備が完了したことに伴いまして、6月27日に村のウェブサイトで大芝マウンテンバイクコースが無料で利用できますというタイトルにて広報を開始いたしました。

以上になりますが、現在残念ながら7月27日に大芝で熊の出没情報があったことから、熊の脅威がなくなるまで、利用者の安全確保を目的といたしまして、今もコースを閉鎖している状況であります。今後の熊の捕獲や出現状況を踏まえまして、コース開放がまた可能と判断でき次第、改めてウェブサイト・南箕輪村メールメッセンジャー・LINEやSNSで広報をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 私はコース整備等を行いましたので、解放されたあとのコースの状況等を見にまいりましたが、今言われたように7月27日熊の関係で閉鎖したということがありますが、中で見たところトラロープによってそれぞれのコースや施設が閉鎖されていて、これはどのぐらいの人が利用したのかというようなことを思いまして、また入り口についても北側になったというようなことでありますので、無料開放をどんな方法でし、また利用者はどのぐらいあったのか、その辺のことについてお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 開放中の利用者数はという御質問です。

常時無料開放しておりまして、あそこは野外で林の中で受付施設もないことから、村といたしましては利用者数の集計は行っておりません。ただ、担当課では一般開放についての問い合わせを5件ほど受け付けているというところをお聞きしております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 今後、熊等の危険性がなくなった中で、10月31日までとありますが毎日開放なのか、どのような日程で開放するのか、その予定をお聞かせ願いたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 熊の状況によりますが、毎日解放というところで考えております。しかしながら、天候によってコースが利用できないときもあります。安全確保のために委託先の観光協会の職員がコースを確認して、開放についての判断を行ってまいりたいと思います。基本的には、10月31日まで熊の脅威がなくなれば毎日開放してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 10月31日までの開放ということですが、開放時にはトラロープでみんな縛ってあるところへ、あそこへ開放中とか何かそんなような看板、そんなものを設置していただけたら利用者も利用しやすいというように思いますので、よろしく願いいたします。

それで、マウンテンバイクに関連してであります、伊那谷観光局による自転車めぐりのマップというように新聞にも報道されておりますし、南箕輪の観光係の方も参加していると書いてありました。このマップの概要、これを説明願いたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 伊那谷観光局による自転車めぐりマップの概要はという御質問です。

観光局によりますと、令和2年度の県元気づくり支援金を活用いたしまして、伊那谷を遊び尽くしているサイクリングガイドの方々を集め、初心者から超上級者まで楽しめるサイクリングマップ、伊那谷マップを作成したとのことでした。

マップを拝見いたしますと6つのコースがありまして、南箕輪村に関連するコースはその

うちの一つで、上級者向けの天竜まったりライドと名づけられたコースであります。距離は45キロ、所要時間3時間20分、消費カロリー850キロカロリー程度のコースであります。コースの途中にあります大芝高原や味工房、大芝の湯、また民間の飲食場所として国道沿いのサブウェイなどが紹介されております。その他のコースも同様であります。上伊那地域の景観や食・歴史・暮らし等が紹介されておまして、サイクリングを通じた交流・体験につなげていこうという趣旨が伺えるマップとなっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） そのように広域的な自転車等のこれから催しが多くなると思いますので、底辺拡大の意味にもおきまして小学生児童等の皆さんの大芝は平地で良いコースでありますので、あそこで練習してそれぞれのイベントに臨んでいただくと、そんなようなことを希望するところでもあります。

次に、観光協会と地域振興係との連携が上手にあるのかということ、村報の記載記事がばらばらで掲載されているようなところがありまして、これは大芝特命担当室のうまい取りまとめができていないように感じますけれども、これはそのことについては……。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員、今（8）を言っていますか。（6）は。

7 番（加藤 泰久） あ、はい、ちょっと飛ばしました。すみません。

それじゃあ6番、大芝プール跡利用としてスケートボードのイベントの開催が行われたようですが、その状況についてお知らせをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） スケートボードイベントの件についてであります。

こちらは、村の観光協会が県の地域発元気づくり支援金を活用した事業で、今年度から始まった事業です。6月にプールの清掃などボランティア作業、7月からはスケートボードのスクールや一般開放を行っております。

主催は村の観光協会ですが、村の施設を利用しておりますので、村の企画部門である地域づくり推進課も計画段階から関わり、また当日のスタッフとしても参画をしております。

開催の状況であります。6月には45人のボランティアの方々が集まり、ごみ拾いなど清掃作業を行いました。7月には1回目となるスケートボードスクールを開催したところ、25人の一般参加がありました。同様に8月には22人の参加があり、7月・8月共にスタッフを合わせて40人程度が会場に集まり、イベントを盛り上げていただいたところでもあります。

課題といたしましては、スクールは申込が始まった日の開始から2時間を待たずに上限定員に達してしまい、スケートボードの人気の高さが伺えたところでもあります。その後、上限に達したので10件以上お断りをしていますので、その部分は課題であります。今後も9月、10月にそれぞれ1回ずつスクールを実施予定であります。

開始して3か月ほどの事業ですが、参加者の満足度も高く、回数を増やしてほしい、定期的に開催してほしいという要望をいただいているところです。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 今後長いイベント運営を希望し、多くの利用者が来ることを望む

ところであります。

時間もちょっと迫っておりますので、ただいま示した7番の今後どのように運営していくかというような話も今お聞きしましたので、8番の記事がばらばらであるというようなところも担当課が違うというようなことで理解しましたので、最後に9番目、大芝湖のしゅんせつ事業が頓挫しておりますが、調査・研究は継続しているのか。私の見落としかもしれませんが、4年度予算には調査研究費が計上されていないようではありますが、今後の予定についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝湖のしゅんせつ事業、調査・研究に関する予定はあるのかという御質問であります。

大芝湖は基本的に西と東の二つの池からなっておりまして、西側の小さな池については大変苦労いたしました。一昨年にしゅんせつ作業を完了したとお聞きしております。そこで、昨年東側の大きな池、こちらのしゅんせつを実施する予定で入札まで行いましたが、不落となりました。原因といたしましては、しゅんせつは池の底の土砂を掘り運搬する作業となるわけではありますが、大芝湖は長くこの作業をしてこなかったこともありまして、池の底の堆積物はヘドロ状であり、トラック積載による運搬作業が難しい状況であり、提示された予算では難しいというところで不落となりました。

作業工程といたしましては、バキュームでの吸引運搬が一つ案として考えておりますが、しゅんせつ作業前の池の水抜き時に予想される悪臭への対策、堆積物が固形物とならず泥状となりますと廃棄物処理法の規制の対象になるなど、実施に当たっては課題も多く、現在同様のしゅんせつ作業を実施しているほかの自治体へのヒアリングなど、調査をしているところであります。

いずれにしても担当課では期限を定めまして、令和6年度に迎える村政150年の記念事業の一つとして実施してまいりたいとお聞きしております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 調査・研究を継続していただけるということですので、何らかの作業方法等についても研究していただいて、大芝湖が大芝高原の目玉でもありますので、美しい大芝湖、これは皆が誇れる大芝高原の大芝湖となることをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（百瀬 輝和） これで、7番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

4番、登内瑞貴議員。

4番（登内 瑞貴） 議席番号4番、登内瑞貴です。提出した通告書に基づいて質問させていただきます。

まず、若年女性の地域流出について質問させていただきます。

お手元に資料を配付しておりますが、配布資料①、先月8月23日の長野日報の一面に上伊

那広域連合で取りまとめた若者人材確保研究についての報告書の記事が取り上げられました。先日の議会全員協議会にて当報告書の概要版が配布されましたが、その際一緒に配布された上伊那の高校に通う高校生の将来の希望に関する考察概要版の中でも、都会で就職したい女性が男性の約1.5倍と女性の希望が多く、課題だとまとめていました。

また、本資料掲載データを基に私のほうでまとめた資料、裏面になりますが資料②を御覧ください。

こちらは上伊那地域での就職希望者とそれ以外について集計を行ったものですが、男性の55.5%、女性の58.8%が地元以外への就職を希望しており、そのほか未定を含めると、全体の72%が地元以外への流出可能性があるということが分かります。特に女性は男性よりも3.3%、その他未定を含んだ場合4.3%ほど数値が高く、男性よりも流出傾向が高いことが伺えます。

若年女性の主な転出理由としては、東北活性化研究所センターの行った意識調査によると、進学先の選択理由は希望する進学先がその場所にあったが7割で圧倒的、就職先の選択理由は、希望する就職先があったが半数超で他よりも圧倒的としており、地方から流出する一番の理由は、やりたい仕事・やりがいのある仕事がないとしております。

そこで伺います。

本村の第5次南箕輪村男女共同参画計画では、基本目標として誰もが自分らしく働き、暮らし、生きられる南箕輪を目指して掲げており、重点目標7、男女双方の意識改革、理解の促進の④では、多様な進路の選択・職業選択を可能にする環境づくりを上げておりますが、第5次南箕輪村男女共同参画計画の進捗状況はどうなっていますでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号4番、登内議員の御質問にお答えをいたします。

若年女性の地域流出についての中で、まずは第5次南箕輪村男女共同参画計画の推進状況はという御質問であります。

この計画につきましましては、令和4年度が計画期間の初年度であるため、まずは識見者で構成される男女共同参画推進委員会の会議を現在まで2回開き、今年度の取組などについてこの地域流出に限られず協議をしたところであります。

結果、今年度は9月と12月に研修会を開くほか、女性向けワークショップの開催を予定しております。ここの御質問いただいている地域流出に関連する部分につきましましては、まずは地域や企業への男女共同参画の浸透を図り、女性が活躍できる場の創出を目指し、女性に選んでもらえる村にしていきたいというところで意見がまとめられたところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 次の質問ですが、今のお話のとおり予定はお聞きしましたが、施策推進における現状の課題についてお伺いいたします。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 施策推進における現場の現状の課題ではありますが、まずは議員御指摘のとおりこれは国全体の問題ではありますが、女性のほうが地方で選べる仕事の幅が狭く、

都市部に集まる傾向が強いというのは大きな課題であります。しかしながら、これは構造上抜本的な改変が困難な事象でありますので、この状況をどうにかしようとする施策に村レベルの自治体が、一つの自治体のリソースを投下するのは賢いとは言えないと思います。

どちらかといいますと、これからの労働需要の変化を見据えた対応を行政と地域・事業者が連携して、次に御質問いただいている地域経営計画がその具体となりますが、進めていかなくてはなりません。上伊那地域振興局・上伊那広域連合も問題意識を共有しておりまして、紹介していただきましたが、先日若者人材確保調査研究、こちらが上伊那広域連合で取りまとめましたが、改めて女性の地域外流出があらわになったところでもあります。

本村だけで取り組めることではありませんので、上伊那の地域経営改革をどのような体制で進めていけるか、機運をより醸成し具体の施策を打っていけるのか、そういったことが現場の課題として捉えています。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） じゃあ今も含めまして、次の質問をさせていただきます。

国土交通省がまとめたレポート、地域における女性活躍の2050年に向けての地域関係者に対しての中で、議員に向けて30年後を見据えた地域経営改革には、地域の機運醸成が必要と提言しております。同レポートでも、地域創生と女性活躍については目標や課題で重なる部分も多いとしており、女性参画こそが地域にとってのラストチャンスともしています。

今後より選ばれる地域となるためには、地域経営の主体として地域循環経済構造の確立、ひいては住民所得の向上といったものが必要になるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

本村が目指す姿に対して、地域構造改革への取組や支援はどのようになっていますでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 地域経営改革への取組や支援はという御質問であります。

議員のおっしゃられたこととも少し被りますが、なぜ女性が東京に流出するのかであります。地元でやりたい仕事が無かったため結果的に東京になっていた。地方は給料が安い。加えてアンコンシャスバイアス、日本語にしますと性別役割意識が強いこと、それが主な原因であると国土交通省は分析をしております。また、経済産業省が示す未来人材ビジョンにおける2020年から2050年にかけて、主な産業ごとの必要となる労働者数の相対的变化では、医療福祉・教育学習支援・製造業・運輸業・情報通信業に今後労働需要が高まるとされております。

これから労働需要が高まるとされた製造業・運輸業・情報通信業は、男性労働者が多い傾向にあります。特にこの上伊那地域は製造業が盛んであり、こういったところに労働需要が集まるという事象に関しては非常にポジティブな要素であります。女性の産業別就職先は80%以上が第3次産業のサービス業であります。15%程度は第2次産業でありますので、その第2次産業、これから労働需要が伸びるとされている製造業はキーとなると考えております。

そういった中、若い女性の流出問題につきましては、製造業の経営者間でも既に共通の問題として認識が広がっておりまして、文系の女性でも可能な業務の創出を進めているとお聞

きをしているところであります。本丸の改革はそういった各民間事業者が主導となりますが、村といたしましてもできることからというところで、まずは来年度に向けて託児スペースの整備など、男女が共に働きやすい環境づくりのための施設整備に対する補助金の検討をしているところであります。

さらに、この上伊那地域は医師・看護師、特に看護師の数が県内一少ない地域であります。また、長野県は県内大学の収容力が全国で45番と最下位に近い状況になっておりまして、その県が実施しているAIシミュレーションでも県内大学の収容力の改善が最も効果的な取組であると示しております。

そこで、上伊那で不足しさらにこれから労働需要が高まる医療・福祉の人材育成に向けて、例えば駒ヶ根にあります長野県看護大学、こちらの収容力を向上させることも効果の高い一手であると考えます。先日、この大学収容力の向上に関しましては阿部知事にも直訴いたしましたので、継続してこういった大学の収容力に関してはトライをしてみたいと思っております。

最後にアンコンシャスバイアス、性別役割意識についてであります。性別役割意識は50代以上の世代でより強く見られ、また地域の結びつきが強いほど性別役割経験も多くなる傾向があります。南箕輪村は移住者が多いこともあり、地域の結びつきが比較的弱いと危惧されておりますが、こういったところでは良い面もあるのではと、そういったところも意識しながら、今後のコミュニティ形成を進めていかねばと思った次第であります。

最後にこれは余談であります。私は様々な場面で若者とお話をする際には、都市部に出て挑戦することをまずは応援しているということをお伝えしております。しかしながら、大学卒業・就職・結婚・出産など、様々な人生の節目節目で地元を思い出してほしいと、就職先もそれなりにあるし、何よりここでの生活はすばらしい、そういったことをお伝えをしているところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 先ほど村長がおっしゃられておりましたが、構造的な改革は難しいというお話でしたが、やはりとにかく質の高い仕事を確保する、アンコンシャスバイアスの解消が必要になってくる時代ではないかと思えます。

また、地域のスペックスホルダーとして、私たち議員も含めて地域経営の改善を進めなければなりません。また、行政機関としてもなすべき責任があると思えますので、皆様には一度御一考いただければと思えます。

次の質問に移ります。

近年、地域コミュニティの希薄化が問題視されており、コロナ感染症もそれに拍車をかけているように感じます。本村においても、コミュニティの希薄化による様々な問題が発生していると感じています。特に、これまで地域コミュニティが担ってきた行政補完機能が十分に機能しなくなるのではないかと危惧しております。

現在、村ではパンフレット配布など区加入促進の取組を実施されていますが、高齢者や単身者が区・組を抜けるといった既存コミュニティの問題についても取組を進めるべきではないでしょうか。

そこで伺います。

現在の地域コミュニティの状況についての認識はどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 地域コミュニティについての御質問であります。

まずは、現在の状況についての認識はという御質問です。ほかの自治体も同様に感じていると思われませんが、ここ2～3年の間は新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、地域コミュニティ活動が中止や延期となっております。開催した場合でも例年どおりの活動とはならず、そういった規模を縮小したりだとか大変苦勞する中、運営をしていただいていると思っております。その結果、おっしゃられるとおり、地域のつながり、区民どおしのつながりが希薄化している、これは確かなことであると思えます。

そういった中、本村はこれもコロナの影響なんですけど、予定より人口の増加が多くなっているところでもあります。転入者も多く、そうなるまいりますと多種多様な考えを持つ住民も増えてきておりまして、価値観の多様化・プライバシー意識の高まりなどで、隣近所との関わりやつながりを求めない方も一定程度いらっしゃると感じます。

そういった中、区の加入率でありますけど、令和5年1日現在の数値となりますが、アパートを除いた持ち家世帯の加入率は87.2%となっております。昨年5月1日現在が87.8%でありましたので、0.6%の微減であります。また、転入してこられた持ち家世帯の令和3年度の加入率は80.7%で、令和2年度が80%でありましたので、転入して来られた方の加入率は0.7%の微増というところとなっております。どちらにしても、これらの数字はおおむね横ばいと言ってもいいのかなと思えます。

区や組の退会の主な理由といたしましては、転居や死去に伴うもののほか、御指摘のとおり高齢でありかつ独り暮らしのために役が回ってきてもできない、またひとり親世帯なので役はできないし、さらに経済的に加入金が払えないなど、様々な理由が挙げられます。

そういった中、南箕輪村第5次総合計画後期基本計画では、この持ち家世帯の区の加入率の目標を令和7年度までに90%としているところです。数値的に見てもこれからしっかり取り組んでいかなければ達成が不可能というところで、現状認識しております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 身近な御近所さんでも、高齢を理由に抜ける方が結構いらっしゃいまして、そのコミュニティそのものの問題もっていうところも感じているところでもあります。

次に移ります。

本村は人口が増加しておりますが、コミュニティの担い手不足や消防団員の不足といった問題は他地域と同様であり、これは現状のコミュニティ形成の在り方にも問題があるのではないかと思います。

そこで、地域コミュニティの課題とその認識と施策について質問いたします。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 地域コミュニティの課題の認識と政策はというところです。なかなか地域コミュニティ、いろいろな問題がありちょっと長文になります。申し訳ありません、

御理解いただければと思います。

地域コミュニティには様々な課題があると認識しております。まず一つ目は、未加入世帯への対応をどう進めていくのかというところです。地域コミュニティの活動を進める上で基本的なことですが、区や組へ加入してもらうことはとても重要であると捉えております。現在、その区加入促進といたしまして、職員による地区相談員を各地区2名置いているほか、今年度から新しく集落支援員の配置を行いました。現在集落支援員が住民異動手続の際に新たに転入された方々に対して、丁寧に加入の説明を行っていただいております。

その説明の際には、昨年度新規で作成いたしました、区長会の皆様にも御協力いただき作りしましたパンフレットを使用しながら行っております。このパンフレットはまだまだ出来立てで改良の余地がありますが、従来のような文字だけでなくイラストや図面などを取り入れまして、地区の概要や役割を記載するなど、基本的なことが分かりやすくなっており、区に関心を持っていただけるようこれからも改良してまいりたいと思います。

また、さらに今年度と来年度にかけまして各区ごとのパンフレット、こちらを作成予定であります。こちらは各区と相談をしながら作成を進めていく予定でありまして、内容につきましてはその区だけの地図だとかイベント、区費がどういうことに使われているのかなど、そういったところを写真やイラストなどを使って、少しでも地域を理解していただくためのパンフレットに仕上げたいと思っております。

特に本村の場合は、転入者の中で子育て世代の方々が非常に多いというのが特徴であります。地域コミュニティ活動のきっかけとなる一つの子供との関わりのある事業、そういったところや災害時などいざというときのための自主防災活動など、そういった地域のつながりとしてのところを大切に紹介をしていきたいと思っております。加えて、区や組に加入してよかったという御意見も集めて紹介することもできればいいなと考えているところであります。

次に、地域コミュニティの活動への支援をどうするか、こちらも課題であります。活動を進める上で住民間の交流はとても重要です。公民館活動などは交流に大切なものと捉えておりますが、ここ数年では、繰り返しになりますがコロナで思うような活動ができていないのが実情です。当然ながら、地域住民が集まる公民館活動は規模が縮小し制約をされております。こういった活動ができない中で、地域コミュニティの課題は住民同士のつながりが希薄になるというところでもあります。

そういった中でありますが、新しい動きもございます。コロナ禍で交流が失われたということもありまして、今年の4月に南原区の住民有志が公民館を活用した楽集会を立ち上げております。子供から高齢者まで気軽に立ち寄れる場所として定期的に開放しておりまして、そこに集まった方々が特に何の目的もなく集まってきているんですが、いろいろな会話ができる、また各世代間での例えば将棋をしたりだとか、そういった様子も見受けられます。

地域力の低下を懸念する中で生まれた活動であります。今後も支援をしてまいりたいと思っております。

そのほか、従来から各区で伝統的にいろいろなことを実施していただいている団体がございます。例えば、神子柴のかま塾さん、田畑の半沢を愛する会さんなど多数ございますが、そういった活動も、村といたしましても引き続き支援が必要であると思っております。また、村からの情報発信、こちらも必要であると考えております。

最後に3つ目です。地区の負担軽減、これが大きな課題の一つかと思います。

区長会の会議の中でも意見が多数出ております。村からの依頼が多過ぎるといった御指摘もいただいたところであります。仕事が多く、そのため役員のなり手が少ないなどといった声もございませう。こちらについては、後ほどの御質問で答弁をさせていただく部分もありますが、区の役割分担、村の役割分担の精査を現在も進めております。

私が村長になってから手をつけましたのは、小さなことではありますが、まずはすこやか係にお願いしていた健診の取りまとめ作業を、個人情報観の観点もあり村が郵送で行う形に改めました。さらに衛生部長にお願いしておりました仕分けされていないごみの分別についても、村で一括して実施するように改めたところであります。また、区の役員について、村で必ずお願いしたい役職を整理してお伝えをしたというところも実施いたしました。

こういった課題を小さいことから大きなことまで一つ一つ検討、解消しながら、このコミュニティについては積み重ねて改善をしていくべきものであると思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 丁寧な御説明ありがとうございました。

地域コミュニティについては、また引き続き今の御質問をさせていただきますけれども、なり手不足っていうところは、経済的のところも含めてですけど、勤務体系だったり定年延長だったりするところも絡んでくるのでなかなか難しいところだとは思いますが、継続的に取組をお願いいたします。

では、最後の質問です。

先ほど出ましたが、大きな問題として地域の関わり合いに不公平感を感じる人が多く、現状ではやっている方が損するだけの構造が見受けられます。

そこで伺います。

区・組加入者・未加入者の不公平感の是正に向けた取組をお聞かせください。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 加入者と未加入者と不公平感、この是正に向けた取組はということでもあります。

まずは、今までそういったところでやってまいりましたので、村長が変わって急激にそこを変えていくというのもなかなか難しい部分ではありますが、繰り返しになりますが、一つ一つ改善をしていきたい意向であります。

長年の懸案事項として引き継がれているものとして認識をしております。また、区長会などを通して毎度議論をしておりますが、簡単に解決できるものではないということは御理解ください。

私の中で役場の職員もそうですが、不公平感を感じるものの代表的なものとして、ごみの資源の分別管理の立ち会い、そういった問題がございませう。これは先ほど、先月行った区長会の中でも話題となりまして、ある区ではごみの分別に組の衛生係の人に立ち会いをしていただいているが未加入者は立ち会いをしない、区・組の加入者と未加入者との間に、加入者側から見れば不公平感を感じるというお声があったという話がありました。皆さん感じている方多くいらっしゃるのかなと思います。

また、ごみの分別ができていないものは区長さんが自ら対応しているため、役割の負担が大きいといった区もありました。分別ができておらず業者が持って行かないごみの処分方法については、村で統一的なルールを定めてくれないかという御意見もいただいたところでもあります。

現在、ごみ収集に関しましては、各区の衛生部長さんを中心に区・組加入の皆様には大変な御協力をいただいております。生活していく上で避けて通れないごみの問題ではありますが、地域コミュニティが存在し、区・組に加入している皆さんのおかげでこの分別収集が滞りなく行われることに、まずは感謝を申し上げたいところでもあります。

区や組に加入されている方からすれば、不公平感や不満を感じるのには繰り返しになりますがそういった実情であると思います。村といたしましては、衛生部長会を通じて各区との情報共有を行いまして、立ち会いの人を減らしたり外部に委託したりするなど、改善を図れるところは図っていただいているところではあります。

また、先ほど申し上げましたが、区や組の未加入者が出したごみ、またはごみ袋に氏名の記名がないごみで分別がきちんとされていないごみに関しては、昨年度より役場に持ち込んでいただければ村で処理するなど、御負担を減らすよう改善を図っております。

そういった中でありますが、これから区長会や衛生部長会で丁寧に御意見を諮った上で、冒頭のとおり慎重に進めてはまいります。現在24か所あります南箕輪の資源ごみの回収場所ですが、これについて全部委託ができないか、費用や委託先の調査を開始したところでもあります。こういった負担を減らせるような検討は重要であると考えております。

繰り返しになりますが、不公平感をなくすことは難しい課題であります。しかしながら、今回のごみの問題のようにちょっと専門性が高い、一回やっただけじゃこれどっちかなってわかんないようなところだと、そこで混乱といいますかが生まれます。地域コミュニティの醸成にそれほど寄与しない部分もあるのかなと思います。こういったところは公助で進めていくべきと感じますし、逆に昨日草刈りを南原でも行いました。本当に久々に皆さん顔を合わせて行いましたので、会話も弾んでどんどんきれいになって自分たちの地域がすごくきれいになっていきますので、非常に良い活動です。こういったところは引き続き共助でお願いしていくべきものなのかなというところを感じたところでもあります。

そういった公助でやるべきもの、そういったものの改善の積み重ねが区の役員のなり手不足の解消にもつながっていくと思いますが、冒頭に戻りますが今までそれでずっとやってきておりますので、急に变えるのではなく、慎重に御意見を伺った上で切り替えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 共助の部分に関してですけれども、地域に暮らしていて地域をきれいにしていきたいといった住民の思いが十分反映される形で進めていただければと思います。また、ごみ問題も含めましてですけれども、組に加入していると消防団に勧誘されるとかそういった問題もありますので、全体として不公平感の解消っていうのはなかなか難しいんですけれども、そこに目をつむることなく改革を進めていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、4番、登内瑞貴議員の質問は終わります。

ただいまから1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後1時30分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番、笹沼美保議員。

5番（笹沼 美保） 議席番号5番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問させていただきます。的確な答弁をお願いします。

まず1項目め、まっくん健康ポイントと活動量計ウォーキングポイントによる健康づくり推進についてとして、その参加状況についてお尋ねします。

まっくん健康ポイントとは、20歳以上の村民が楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、2015年度にスタートした村独自の事業です。特定健診・循環器健診・がん検診などの受診、またげんきあっぷクラブや今月号の村報で紹介されているウォーキング講座などの村が主催する健康づくり事業などに参加することでポイントがたまり、100ポイントたまると大芝共通利用券やクオカードなどの商品券1,000円分に交換できるという、とても魅力的な取組です。

また、活動量計ウォーキングポイントとは、活動量計を身に着けて1日に8,000歩以上歩くと、まっくん健康ポイントを1ポイントもらえるというもので、これもふだんから毎日よく歩く方はもちろん、健康づくりのために本当は歩きたい、でもなかなか始められないという方にもぜひおすすめしたい取組となっています。私も歩くことに抵抗感がありましたが、活動量計ウォーキングポイントをきっかけに活動量計を購入し、大芝高原セラピーロードを頑張って歩いているところです。

村民の健康づくりのためのまっくん健康ポイントと活動量計ウォーキングポイントの参加状況をお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号5番、笹沼議員の御質問にお答えをいたします。

まっくん健康ポイントと活動量計ウォーキングポイントによる健康づくり推進について、参加状況はという御質問であります。

まっくん健康ポイント事業は、健診や健康づくり事業、介護予防事業などの参加者に対しポイントを付与することにより、住民の主体的な健康づくりを推進し、運動の大切さの認知・向上と習慣化を目的としております。ポイントカードは対象事業に参加したときに現場でお配りをしたり、健康福祉課窓口で発行したりしております。令和3年度は述べ1,073枚を発行し、今年度令和4年度は、これまでに773枚を発行しております。

次に活動量計ですが、こちらは9月1日現在で153名に利用登録をいただいております。教室を開催した際や健診実施の際などに紹介をしております。健康ポイントを励みに教室に参加したりウォーキングを行ったりしている様子うかがえるところでもあります。どちらにしても、利用者については伸び悩んでいるというところが現状であります。

健康づくりにつきましては、取り組めば取り組むほどいいものであります。村には健康運動指導士もおりますので、皆様の健康づくり、何とか関心を持っていただくようあの手この手で健康づくり事業をこれからも多くつくっていくことで、こういったまっくん健康ポイン

ト等の活動も広がっていただければと願っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 次に、この活動量計ウォーキングポイントの周知についてです。

今月号の広報みなみみのわにオクトーバー・ラン&ウォークへの参加記事が掲載されています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で村駅伝競走大会が中止となる中、2020年から村として参加している全国展開のスポーツイベントで、無料のスマートフォンアプリを使って全国の参加者と走行・歩行距離を競いながら、毎日の運動習慣を身につけようというものです。

本村は、全国市区町村対抗戦に参加するので、参加村民の平均走行・歩行距離によって参加自治体内の順位が決定します。本村からの参加者は2020年にはランニングの部に19人、ウォーキングの部に30人の計49人、昨年2021年にはランニングの部に24人、ウォーキングの部に51人の計75人が参加し、昨年はウォーキングの部平均歩数ランキング部門人口2万人未満クラスで1位、また自治体対抗戦 a r b e e D o スポーツ賞受賞というすばらしい成績を上げています。今年もぜひ多くの皆さんに参加していただき、健康づくりに役立てていただきたいものです。

このような走ることや歩くことを目的とするイベントに合わせて、活動量計ウォーキングポイントのPRをもっと積極的にしていただけないでしょうか。本村にはコロナの影響で中止となってはいますが、経ヶ岳バーティカルリミットという村の三大イベントに名を連ねるイベントがあります。その告知の際にもPRはできると思いますし、元旦初走り、初歩きイベントなどはまっくん健康ポイントの対象事業でもあるので、折を見て活動量計ウォーキングポイントの周知を積極的に行い、村民の健康づくりに役立ててはいかがでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 御指摘のとおり、スポーツや健康づくりに関心があり、多くの方が参加するイベントでウォーキングポイント等を周知することは一定の効果があると思われま

す。まっくん健康ポイント事業は、村内に住所を有する20歳以上の方を対象にしております。村外からの参加者が多い経ヶ岳バーティカルリミットは対象者が限定されてはしまいますが、イベント内容や参加者層など、活動量計事業にも興味を持ってもらえそうな参加者が多いので、お示しいただいたようなイベントについては、健康ポイントの周知ができるか検討し取り組んでまいりたいと思っております。

併せて村広報誌やケーブルテレビ、健康ポイント対象事業に参加された方への周知にも力を入れていきたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） まっくん健康ポイント・活動量計ウォーキングポイントを知らなかった人や、ポイントカードはもらったが活用していない人にも改めてこれらの事業を積極的に周知することで、健康づくりのきっかけとしてもらえるのではないのでしょうか。私も意識してPRしていくので、ぜひ幅広い周知をお願いします。

次に、活動量計の購入と利用登録についてお尋ねします。

活動量計ウォーキングポイントをためるために初めに購入する活動量計ですが、5,100円と少々とつきにくい金額となっています。しかし、この活動量計をまっくん健康ポイントと連動させるための利用登録をすると、活動量計初回登録ポイントとして30ポイントもらえることになっており、そこは少しほっとするシステムになっています。

活動量計は大芝高原味工房でのみ購入することができ、ポイントをためるための利用登録は村役場健康福祉課窓口か大芝高原森の交流施設で行うことができます。森の交流施設は、現在健康コンシェルジュが常駐してるわけではないので、月に数回の限られた時間のみ利用登録ができるという状況になっています。

私が活動量計を購入したときには森の交流施設では利用できなかったもので、味工房から役場に赴き、健康福祉課窓口で利用登録を行いました。このとき、私は味工房で買ってすぐに利用登録をしてそのままセラピーロードを歩けたらいいのに、味工房でしか購入できなくて利用登録に役場まで行かなければならないのはなぜなんだろうと思わずにいられませんでした。

普通に考えれば購入と同時に利用登録ができたほうがいいですし、ウォーキングに最適なセラピーロードが大芝にはあるわけですから、味工房で購入後その場で、もしくはせめて大芝高原内で利用登録できるようにするべきではないでしょうか。それが無理なら、利用登録できる役場で活動量計を購入できるようにしてはいかがでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 活動量計の購入と利用登録をもっと便利にという御質問であります。

活動量計の購入につきましては、議員お示しのとおり、現在大芝高原味工房の売店で常時販売をしております。過去は取りまとめて購入というところでしたので、こういった常時買える場所がなかったので、こういった味工房で置くことで昔はいつでも買えなかったものが常時購入できるようになっております。

利用登録につきましては、こちらも議員御説明のとおり、大芝高原にあります森の交流施設と村役場にありますが健康福祉課の窓口で行っております。こうあれば議員よかったです、申し訳ありません。理想といたしましては、大芝高原味工房の売店で活動量計を購入していただきましたら森の交流施設で利用登録を行い、そのまま活動量計を持って大芝高原でウォーキング、計測を始めることができると、これが理想の姿であります。

ただ、議員御指摘のとおり、コンシェルジュが常にいるわけではありません。事業等をやっていると現場にはおりませんので、そういった場合は別日にお越しいただくか、村役場健康福祉課に来ていただきまして登録いただく必要がございます。

ただ、コンシェルジュの一応在籍する日時等は、売店や健康福祉課窓口や村報で周知はしておるところですが、そうは言っても御購入される方はそこまで配慮して購入するわけではないので、議員御提案のとおり、大芝高原で買ったときにどこか大芝高原のところで常時登録ができればというのは理想かとは思いますが。

ただ、現状その登録できる機械が大芝森の交流施設の中にありますそれを扱える職員をあそこに常駐しておくというのも、少し無駄が発生をしてしまいますので、現状では今の体制

でコンシェルジュがいるときは大芝高原の中で完結して、いないときは別の日に来ていただくか、もしくは役場に御足労いただく、そういった運用で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 活動量計ウォーキングポイントをおすすめしていく中で、今のままではどうしてもその不便さを伝えなければなりません。今後村民の利便性に目を向けて、改善方法はないのか検討していただきたいと思っております。

2 項目め、特別支援学級と通級指導教室についてお尋ねします。

今までも何度か特別な配慮が必要な子供の学びの場について一般質問させていただいております。まず、特別支援学級とは、小中学校において特別な支援を必要とする児童生徒が一人一人のニーズに応じた教育的支援を受けることができる少人数の学級のことです。LD等通級指導教室とは、LD、つまり学習障がいなど授業の中で配慮が必要な子供たちが通常学級に在籍しながら、一部の授業について個別あるいは少人数で特別な指導を受ける場のことです。本村では念願叶って令和3年度、南箕輪小学校に開室しました。開室後、子供たちの学びの状況はどのようになりましたか。お尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 笹沼議員、特別支援学級と通級指導教室の中で、LD等通級指導教室が開室ということで、子供たちの状況についてお伝えします。

南箕輪小学校に令和3年度よりLD等通級指導教室が開室されました。専任の担任が1人配置、学びの教室として運営されています。令和2年度までは、御存じのように、伊那北小学校のサテライトということで週1日教室が開かれている、そういう状況であります。そのときと比べて、より多くの児童が活用できる環境が整っております。

対象となる児童は、先ほど議員おっしゃりましたが、学習障がい、それから注意欠陥多動性障がい、ADHD等がある児童となっています。指導時間なんですけど年間10時間、1年間で10時間から280時間、週8時間という幅広い中で子供たちの教育的ニーズに応じながら指導をする教室でございます。

学びの教室ですが、子供たちの状況を把握して、先ほど申し上げましたけど教育的ニーズ、ここが非常に大事な点だと思いますが、それに応じた指導を行っております。困難さを感じている点だけではなくて、その子の持ち味といいまじょうか、よさに着目して達成可能な目標を設定、その中で自分はこういうふうになればできるということ、それを学び、安心できる環境を整え、自分も周りの人も楽しい、関係性をうんと楽しむというような体験を通して自分をしっかり感じていく、自尊感情を育てる、そういうことを大事にしていくというふうに思っております。

現在10名の子供さんが通級でございます。その子の状況に応じてコミュニケーション能力を育てる学習、あるいは刺激にかなり過敏に反応するお子さんもいますので、そこを調整あるいは整理する営み、あとは感情コントロール、そこをできる力の育ち、それからLD、LDというのは読み書き、話す・書く・計算する・推論する困難さを持つお子さんですので、そのお子さんに応じた教科面も入りますけど、指導を行っております。

子供たちの様子ですが、通級をはじめ通常学級での生活の仕方が少しずつ変わってきた、

それから読み書き、自分がこうすればできるんだと、先ほど申し上げましたが、そこを習得して自信をもって授業に臨む姿が少しずつ育ってきております。よく方略という言葉を使いますが、方略を自分で体得していく、そこが大事かなというふうに思っております。

子供たちの持ち味、それから親御さんの願い・思いを大事にしながら、学びの教室の担当者が通常級との連携がうんと大事ですので、そこをしっかりとつなぎながら取り組んでいる状況でございます。

また、学びの教室の担当者は学びの教室にいただけではなくて、通常級の授業を参観しながら子供たちの困り感に気づいたりあるいは相談に乗ったりということで、必要に応じて学びの教室の体験等を実施している、そんな状況でございます。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 通級指導教室があることによって、よりその子のニーズに合った学びの提供が可能になったということはどういうことですか。

次の質問です。

令和4年4月に、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についての通知が文部科学省から出されました。この通知に困惑する学校現場もあり、その状況を新聞などが報じていました。報道などでクローズアップされていたのは通知に記載されていた一文で、長いですがそのままお読みします。

特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において児童生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じた授業を行うことという一文です。

この一文を特別支援学級に在籍する児童生徒は、週の授業時間の半分以上を特別支援学級で過ごし、通常学級での授業を半分以下に減らすよう求めたものだとだけ解釈すると、障がいのある子もない子も共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育と矛盾するのではないかと心配する声があるとのことでした。

しかし、この通知は令和3年度に文部科学省が行った特別支援学級及び通級による指導の実態調査を踏まえて出されたもので、特別支援学級に在籍しながら特別支援学級で十分な時間の指導を受けていないなどの事例に対し学びの場を検討する必要があるということを示したもので、必ずしもインクルーシブ教育と矛盾するものではないように思います。

南箕輪小学校には通級指導教室があり、一人一人の教育的ニーズに柔軟に対応できる環境が整っていると思いますが、この通知を受けての教育委員会の考え方、本村小中学校の対応はどのようなお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） すみません、自分も整理整頓ができない男で、今順番があれっと思いながら大変失礼しました。

と申しますのは、今議員おっしゃられた通知なんですけれども、今新聞等でも今の状況も報道されているところですが、一つはいわゆる学校生活の半分以上を特別支援学級で生活する場合のお子さんについて、それからもう一つの観点で、中には大事なことがあるなというふうに私は受け止めております。

まず、今議員がおっしゃられた特別支援学級に在籍している児童生徒が大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきである、

そのことについて考えを示させていただきます。

村教委の考え方、小中学校の対応ということになりますけれども、現状として特別支援学級に籍を置きながら、学びの場の大半が通常級である生徒もいます。令和3年度の調査、実は南箕輪小学校さん、それから中学校さんが抽出の中に入っている、そんな状況もあるわけですが、そういうお子さんがいます。学びの場の大半は、通常級の児童は通級指導教室を一つの選択肢として見ていく、学びの場としていくっていうその検討がうんと大事であります。

そのことも含めながらですが、それぞれの子供さんの状況があります。ですので、一概にじゃあ2分の1で線引き、線引きという言葉がいいか、そこでじゃああなたはこっちってそういうことはなかなか難しさがあるかなというふうに思っています。子供さんの状況をしっかり見ながら、先ほどインクルーシブという言葉を使われましたが、いわゆる交流及び共同学習をどういうふうに展開していくかということ、担任あるいは通常級の担任と連携を取りながらしていく必要があるかなというふうに思っております。

それとよくありがちなのは、支援級に入級すれば卒業まで支援級っていうそんな状況もあります。お子さんの状況に応じてそれもうんと大事だと思うんですが、そのところを毎年あるいは都度都度校内支援委員会、あるいは村の教育支援委員会でしっかり学びの場についてどうだとそこを見ていく、そこが今後さらに求められているなどそういう受け止めをしています。

そのためなんですが、それに向けて大きく3点。

1点目ですが、子供たちの困り感にしっかり基づくという、よく検査結果でこのお子さんはこうだからこうだ、支援級がとかそういうのになりがちな面がありますが、そうではなくてあくまでも心理検査等を参考にしながら子供さんの困り感、あるいはどういう配慮が必要なのかそこをしっかりと見ていくということ。

それから2点目ですが、小学校に入学するお子さんは可能な限り、できる限り通常級スタートはどうか。そこを大事にしながら、先ほど申し上げましたけれども都度都度お子さんの状況を見て就学の場、学びの場についてみんなで検討していく、そこを大事にというふうに思っております。

子供たちって本当に横一線じゃないです。凸凹があるし、個人の中にも当然凸凹がありますのでそこを大事に見ていく、そんなことをみんなで共有しながらというふうに思っております。今のことにつきましては村の教育支援委員会、それから園長会、校長会でも共有しておるところでございます。

それからもう一つ3点目なんですが、校内の教育支援委員会、ここが非常に大きな役割を持つ、校内でお子さんの様子を見て、じゃあこのお子さんについてはこうしよう、この方向がいいんじゃないか、そのところを見ていく立ち位置でございますので、そこが非常にこれからもしっかり見ていくということになります。

それからもう一点、大きく二つあるというふうに私は受け止めたのもう一点についてですが、特別支援教育の中で自立活動というそういう療育がございます。自立活動は人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服する、そのための療育なんですけれども、それが支援級にいるお子さんあるいは学びの教室にいるお子さんにとって大事な観点として見ていくというふうになると思います。

例えば情緒の安定に関すること、あるいは感情や認知の特性について理解と対応に関すること等々、そのお子さんに6区分27項目あるんですけども、そこを子供さんと重ねながらどうだ、そういう見方をしっかりしていくということでもあります。

特別支援学級は御存じかと思いますが、個別の指導計画を立てています。その中に、自立活動の位置づけをしっかりと特別支援教育の担当が入れ込んでいくと。実践して見返してまた計画をつくる、その営みをさらに確かなものにしていく、そんなことを考えております。文部科学省は調査では、自立活動を入れ込んでいない支援級が大分あるんじゃないかなという、そういうデータからのそういう方法でございますので、以上2点でございます。

それからもう一点常々感じているところなんです、特別支援学級って教科の補充をする学級っていうふうに受け止められがちというのが、個別という言葉を使いますけど、私は個の教育的ニーズに応じたというふうに思っているんで、個別、一対一で教科の勉強ができるそういうサービスもある意味必要ですけども、もっと学校でするのでみんなの中で学んでいく、培っていく、そこをうんと大事にしていくというふうになるかなと思ったので、支援学級は今の自立活動もそうです。そこを大事にしながら子供たちの成長をしっかり図っていく、そういう場だというふうに受け止めています。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） インクルーシブ教育を進める上でも大切なことは、特別な配慮が必要な子供一人一人の困り感や教育的ニーズに合った学びの場の提供が大前提であると思います。本村の小中学校においては、今までもそういう意味で柔軟な対応をしてきたと思いますので、今後も保護者とも相談し理解も得ながら、引き続き適切な支援をしていってほしいと思います。

3 項目め、大芝高原内道路と駐車場の整備についてお尋ねします。

まず、大芝の湯と味工房の間を東から西に抜ける村道3170号線についてです。この道は大芝高原を道の駅に登録申請するために、平成28年12月議会定例会において大型農道から管理事務所までを村道として認定した道で、管理事務所から西側の道路は公園園路のままとなっています。なぜ道の途中までしか村道認定しなかったのでしょうか。

そのときの議員からの質疑では、村道認定すると一般車両が乗り入れてスピードを出すなど危険ではないかとの懸念が示され、それに対して西側を園路として残すことで、一般車両の抜け道とならないような対策を考えていきたいと当時の建設水道課長が答弁しています。どのような対策が取られたのでしょうか。

この道のここまでが村道でここからは園路だということはごく一部の人間しか知らないことですし、実際に公園利用者ではない一般車両や大型車両も普通に通行をしています。村道と同様に通行する車両があるとすれば、当然道路の劣化や横断の際の危険も伴ってきます。マレットゴルフ場南側の駐車場から道路反対側へ渡る横断歩道設置をお願いする声も聞いておりますし、大芝高原将来ビジョンに係る村づくり委員会の答申でも、現状を鑑み道路の安全対策が重要だと指摘しています。

道路の劣化に対する整備や安全対策などを村として責任を持って行っていくためにも、西側園路も村道認定してはいかがでしょうか。お考えをお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原内道路と駐車場の整備についてという質問の中で、まずは管理事務所から西側の道路を村道認定し、より適切な管理と整備をしてはという御質問であります。

こちら、大芝高原の公園内を東西に通る道はもともと村道ではなく、議員御指摘のとおり公園内園路として管理をしておりました。そのため、イベント等で通行止めにしたたり、過去の写真を見ますとダンプ進入禁止といった看板を常時掲示したりなど、園内の安全を確保する様々な取組が村の権限で実施可能でありました。そのような中、こちらも御説明いただきましたが、平成30年に大芝高原に道の駅を整備することになり、道の駅の認定条件として道路に面している必要があることから、農道側入り口から現在の公園管理事務所までを村道に認定をいたしました。

さて、村道となりますと、先ほど申し上げました通行止めやダンプ禁止などの措置を手段なしに村独自で実施することはかないませんので、一概に村道のほうがいいのかと問われると、どうだろうという考えも生まれてまいります。当時の担当者にお話を伺ったところ、村道認定をしなかった公園園路の東西入り口部分に柵などを設置して、進入禁止にしたい構想もあったようであります。ただ、当時は予算不足のため実施できなかったという話でいただきました。

確かに、現在の管理事務所からマレットゴルフ場に向かうルートには歩道がありません。そのため、危険な状況であります。現在はその部分、まだ園路でありますので、村の権限で通行禁止にすればその懸念は解決されることとなります。また、さらに西側に目を移しますと、今横断歩道の要望もありましたが、マレットゴルフ利用者がトイレを利用する際にも通行止めになれば安全確保につながりますし、横断歩道も公園内園路であれば、公安委員会ではなくて村の権限で横断歩道のようなものを引くことはできます。また、利用者の多い土日のみ通行止めにするなども、もしかしたら今後イベント等で考えられるやもしれません。

話を管理するほうに移しますと、現在は村道部分は村建設水道課で、公園内園路部分は指定管理者である村開発公社で行っております。今回の議員の御提案は、公園内園路について村道に認定を要望されております。そのほうが適切な管理と整備が行われるということであり、御提案のとおり、1本の村道として統一的に管理することにはメリットはありますが、園路にしておいた方が、先ほどから御説明しているとおりの弾力的な運用が可能となるというメリットも生まれてまいります。

議員の御意見はいかがでしょうか。どちらにしても適切な管理と整備を心がけてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 今の説明を受けまして、園路管理としていくほうが柔軟な対応ができるということでしたので、柔軟な対応をしていただけて安全対策、あとは道路が悪くなってきたときにもきちんと整備等をしていただければそのほうが良いと思いますので、その辺りは管理が開発公社であるということの後手に回ったりしないようにしていただきたいなというふうには思っています。

本当に開発公社を園路管理者にしておくほうがスムーズにそういった対策ができるのかということが私の懸念材料でありましたので、その辺りは大丈夫なんでしょうか。改めてお

伺います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 現状、あそこの開発公社で管理をしております園路ではありますが、あそこで何か大きな問題が起きたというのは私は聞いておりません。実際に現場、今年から現場に職員も常駐するようになりました。開発公社との連携も取れている中で、大芝高原のことでもありますので、その部分は毎日現場におります開発公社また特命担当室のほうで担当することで、大きな問題は生じないと私は感じております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 大芝高原をより多くの方々に利用していただくためにも、利便性と安全性を維持していくことは大切です。管理責任を明確にし、整備や安全対策に迅速に対応していただけるようお願いいたします。

次に、マレットゴルフ場北側の駐車場についてお尋ねします。

マレットゴルフ場北側の駐車場は現在閉鎖されており、使えない状態になっています。あるのに使えない状態が続くことは決してよいことではありません。閉鎖している理由と今後の対応をお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） マレットゴルフ場の北側の駐車場を閉鎖している理由と今後の対応であります。

マレットゴルフ場北側の駐車場は31台駐車できる駐車場であります。ただ、大芝高原の端にありますので、開いていたときのふだんは営業車が休憩に利用することも多く見受けられ、村民の方でもここに駐車場があることを御存じない方も少しいらっしゃるのかなと思っています。そのため、トータルで利用が大変少ない駐車場であります。また、冬の時期につきましては、当初からこの駐車場は閉鎖措置をしておりました。

現在、この駐車場を閉鎖している理由は2点であります。

1点目は、駐車場周囲の松枯れによる落下木による事故防止、2点目がこちらのほうが大きいんですが、マレットゴルフ場の無断利用者を防ぐためです。非常に人目が届かない場所にありますため、この駐車場と隣接するマレットゴルフ場を無断利用している人がこの駐車場を意図的に活用しておりました。マレットゴルフ場の利用は利用する前に利用料の收受もありますが、コースの管理上からも管理事務所受付をしていただくルールとなっておりますが、この駐車場が人目につきにくい場所にあることで、ここに車を止めて直接隣にあるマレットゴルフ場に入って不正に利用しやすい環境となってしまうっておりまして、長年管理上の課題でありました。

この2点が課題が解決、対策できるまでの間は、当面閉鎖を継続する対応としたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 駐車場への道は通行できるようになっていて、私も歩いて駐車場を見に行ったわけですが、駐車場の閉鎖にかかわらず危険を排除することは必要なので、松枯れ対策など予算の関係もあるかと思いますが、そこは対応をお願いします。

マレットゴルフ場の無断使用については対策が難しいところではありますけれども、ちょっと提案がありまして、マレットゴルフも健康づくりに一役買っているわけですから、管理事務所で受け付けをしたらまっくん健康ポイントを1ポイントつける、これはただの一例ではありますけれども、受付をすることにメリットがあればある程度は未然に防ぐことができるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） マレットゴルフ場を利用する利用者にまっくん健康ポイントを付与してはという御質問であります。

私もマレットゴルフ同好会や令和のクラブに招かれて始球式等行ってまいりますと、上は本当に90を超える方がプレーしておりまして、本当に皆さんお元気だなと思うところであります。本当にマレットゴルフが健康につながるというのは確かなことでありますので、まっくん健康ポイントをつけることで今ある皆さんのマレット熱がかなりありますので、そこにどう貢献できるかというところはあれですが、その部分ちょっと必要に応じてアンケート等もとってみて、もしそういったことで皆がよりマレットゴルフに励めるという回答をいただけるのであれば、そういった取組も進めていってはどうかというところで、担当課のほうで進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 前向きに御検討いただけそうな気がしますので、よろしく願います。

皆さんの憩いの場である大芝高原は、誰もが安心して利用できるよう常に整備が必要です。利用する皆さんの声に耳を傾けて小さなことにも丁寧に対応し、大芝高原将来ビジョンのコンセプトである大芝高原いやしの森、いつもいつまでもが実現するように願っています。

以上で質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、5番、笹沼美保議員の質問は終わります。

ただいまから2時20分まで休憩とします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時20分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番、唐澤由江議員。

8 番（唐澤 由江） 8番、唐澤由江です。

ロシアのウクライナ侵攻で景気が悪く物価高騰し、新型コロナ、オミクロン・BA5が流行し多くの患者で病床使用率が逼迫、自宅療養やホテルなどで7日あるいは10日が経てばほとんど仕事に出でいかざるをえません。感染レベルが高止まりし、自分で命を守らなければなりません。ある病院の発熱外来もいっぱい、ドクターが外に出て行って診てもらっているようなありさま、行動制限がないからと言っても、じっと自粛して自分がコロナにならないように防衛しなくてはなりません。秋に始まるオミクロン対応の従来型でない2価ワクチン接種を期待しております。

圧勝した中の岸田内閣、決断と実行の看板とは似つかわしくなく、縁が切れず選挙応援を統一教会から受けております。9月定例会、我が家の庭ではコスモスのピンクが揺れており

ます。子供たちに恥じない行動が問われております。

5つの質問についてお聞きします。

すみません、1番ですが、5番の次の今後の手続は6番ということで、訂正をお願いいたします。

現在休業している大芝荘の利活用は。5月に示した施設整備に関わる関心表明、その現況と内容は。

2022年5月、大芝高原大芝荘の施設整備に関わる関心表明の募集を出しました。今後の大芝荘の利活用について質問します。平成3年に南箕輪村が村で最も大きな地域資源である大芝高原内に、観光促進及び地域住民の利益のために建設した宿泊施設です。建設から30年が経過し老朽化しており、利用者のニーズにも応えられておらず、利用者数は減少傾向にありました。コロナの影響を受け、令和3年6月から休業しております。設置と経過は以上です。

今後の在り方について、様々な整備手法を検討し方向性を決定していく方針とか。現況は開設が平成3年、費用は5億2,828万3,849円で、土地約9,000平米、建物約2,412平米、宿泊棟客室14棟66名収容、宴会棟・浴室棟・車庫・器具庫、構造は鉄骨2階建て、地域都市計画公園、その他現況として事務室・洋室・レストラン・厨房・和室・食堂があります。利用者数の推移を見ると、2012年宿泊7,382人だったが2020年を機に減少、コロナ1年目となり、宿泊・宴会がめっきり減りました。

休止したのは、仕入れを続けていたため赤字になってしまったからだ。レストランは2012年1万5,621人、2020年1,946人と減少、温泉も2012年には1万4,410人、1万を切ったのは2016年8,224人、2020年に3,239人と激減、住民の福祉向上どころではありません。そんなゆとりがなくなってしまったのです。

売上高を見ると、売上高2012年では2億1,553万6,000円、仕入れ7,127万6,000円、販管費1億561万7,000円で、利益はマイナス1,175万7,000円となる。どうして多くのお客様が来ていただいたのに利益が出ないのか。経営観念があるのかないのか。個人事業主なら考えることはあつたはず。こんなことがあって本当にびっくりしております。

1番についてお伺いします。

5月に示した施設整備に関わる関心表明、その現況と内容は。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号8番、唐澤議員の質問にお答えをいたします。

現在休業している大芝荘の利活用は、その中で5月に示した施設整備に関わる関心表明、その現況と内容はという御質問であります。

大芝荘の現状につきましては、議員から今御説明いただきましたので省略をさせていただきます。長野県が実施しております令和3年観光地利用者統計調査結果によりますと、主要観光施設の延べ利用者数について、南箕輪村が位置する上伊那については29位に伊那市、44位に駒ヶ根市と宮田村、50位に南箕輪村となっております。この上伊那地域が、県の中で観光産業に優れている地域とは言えないというところであります。

実際、大芝荘につきましては、コロナ禍前において年々宿泊及び宴会の売上げが右肩下がりで減ってしまっておりました。そのような環境でありますので、何とか大芝荘を運営をいただく事業者を見つけてまいりたいんですが、大変な手続であります。以前から関心をもつ

ていただいております指定管理を生業とする事業者との話し合いも、コロナ禍で大きく環境が変わり先の見通しが立たない現状では、色よい返事をいただくことは大変難しい状況でありました。非常に厳しい環境であるのは事実ですが、そこで私が諦めてはいけません。

そこで、老朽化した大芝荘の整備を進め、集客確保や住民満足度向上に結びつけ、南箕輪村の地域資源である大芝高原全体の魅力アップと村民福祉向上を目指すことを目的に、民間事業者から御提案いただいた整備手法の比較・検討を行い、優れた提案を採用し整備を進めることを目的とした関心表明の募集を9月30日を締め切りにして実施しているところであります。

民間事業者のメリットといたしますと、自分たちの思うような整備が進み、その運営ができると。もう出来上がった箱を運営するのではなくて、自分たちがビジョン、未来を描きながら施設整備から関わるといふところはメリットであります。そういった取組を進めているところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 村長の意欲に大いに敬意を表します。

2番に移ります。

提案事例4つに対し、村長の考えは。あるかないかは分かりませんので、私の私的な考えを申し述べたいと思います。

大規模な催しを実施できる環境とし、地元住民の憩いの場とする案。かつて高齢者交流事業として地域をまとめてバスで送迎し、レクリエーションや園芸・講演など講師を頼んで宴会を振る舞ったことがあります。タダで振る舞ったのもどうかということで、5,000円のうち1,000円をいただいたこともあります。昔は地区の新年会、予約を8月1日にするのですがたちまち予約が埋まってしまい、羽広荘やながた荘になったこともあります。

また、2番の管理棟・宿泊棟をキッズパークや子供の預かり施設としてする提案。キッズは夢があるかもしれませんが、お金になるのかどうか。

また、3番目として、浴室棟を活用し福祉施設として整備する案。健康ランドなどナイターの練習のあと風呂を利用したいという人がいたんですが、大芝荘のお風呂がもう閉まっているというようなこともあったようですが、そういう希望の声も聞きましたが、だが燃油の高騰が二の足を踏むのではないかと。

4番、宿泊棟を取り壊しコテージを提案する、建設する提案。この案については、まだコテージを造れるスペースがあるのではないかなど。また、普通は空き家を壊したりすれば固定資産税が倍増しますが、宿泊棟を壊すのにどのぐらいかかるのかも気になります。

この関心事例4例に対して、事例の案について、もし村長として関心があればお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 提案事例4つに対し、村長の考えはという御質問であります。

この関心表明の募集資料に掲載いたしました提案の事例については、民間事業者の方から提案を出していただきやすくするために一つの事例として提示したものにすぎません。ですので、私のほうで特に特出すべき特別な考えは持っておりません。しかしながら、これまで熟年者の方から大芝荘での宴会事業を復活させてほしいという意見は多くいただいていると

ころでありますので、こちらには加えさせていただきました。

また、コテージについては村づくり委員会からもそういった提案があったものですから、あくまで事例であります。事例というところで掲載させていただいたものであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 分かりました。

次に、5月提案以後、現在の関心表明応募数は。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 関心表明自体の応募数は、現在4件であります。詳細内容はまだ具体的な提案が提出されておりませんので、ここではお答えをいたしかねます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 関心表明でなく、本当表明の本気度が心配であり、業績を上げていかなければならないので、しっかり審査をしていただきたいと思います。

次に、都市公園にふさわしい施設とは何でしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 都市公園にふさわしい施設とは、概要で申し上げます。

国土交通省によりますと、都市公園とは住民全般の休息・鑑賞・散歩・遊戯・運動等総合的な利用に供することを目的とする公園とされております。都市公園は都市公園法により、公園内に整備する施設の面積、利用形態が限られております。そのため、現在都市公園法で公園内に設置できる施設は、野球場などの運動施設・管理事務所などの管理施設・駐車場やトイレ等の便益施設・休養施設等に加えまして、平成29年の都市公園法の改正によりまして、保育所・学童クラブ・老人デイサービスセンター・障がい者支援施設などの通所利用施設が設置できるようになりました。特別養護老人ホームなど、そういった暮らす施設については、都市公園法の定めで設置することができないということになっております。

都市公園にふさわしい公園というところで、都市公園はある程度の制約がある中で、先ほど申し上げましたが村民全般のまさに癒やしの地域となる、そういったところがふさわしい施設、大芝高原ではないのかなと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 国の補助金等ありますでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 国の補助金等に関する御質問であります。

これからどのように大芝荘を整備していくかによって、使える、使えない補助金等が出てくると思います。今回のこの提案を採用するかどうか、基本的には村の一般財源からの支出を抑えてまいりたいですので、そういった国の補助金が使える、使えないは一つのこの採択の基準になると私は考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 6番の今後の手続は。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今後の手続について御説明いたします。

関心表明募集の資料に掲載しておりますとおり、9月30日まで詳細提案受付をいたします。その後、まだ確定ではありませんが、現在20名ほどで構成する大芝荘利活用検討会（仮称）であります。こちらを立ち上げ、民間事業者の提案、そして村の提案も含めて事業手法の検討をしてみたいと考えております。

検討会の人数であります。当時担当者からは10名ほどで提案をいただいたんですが、大芝高原に関しましては、非常に関心や思い入れがある方が多いというところが現状であります。そのため、私は当初公募も含めて30名ほどから御意見をいただいたほうがいいんじゃないかと御提案いたしましたが、ちょっとあまり多い人数ですと結論がまとまらないというところで、20名というところに落ち着いた背景がございます。

検討会を重ねまして、1月頃には事業手法の決定をしていく予定としております。ただ、その提案が指定管理なのか、それとも賃貸契約なのか、そういった提案内容によっても変わってくるので、スケジュールは多少前後する可能性があります。令和5年度の早い段階では最終的な決定をしてみたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 29年の改正によってデイサービスなどもよいというお話ですので、やはり松寿荘が平成5年の新築、またデイサービスは平成13年に新築しております。ボランティアセンターも合わせてですが、合計1,114.45平米ということでも狭く、また古くなればなるほど利用率、稼働率というかもうけが少なくなってくるので、私の提案ですが、松寿荘のデイサービス部門を切り離して大芝荘へ誘致してはどうかと思います。

例えば、上伊那福祉協会のデイサービス事業所をつくってもいいんですけど、それは公営にはなるんですが、そうするとまた社協のデイサービスの事業運営が苦しくなりますので、ほかの民間が経営すれば余計社協事業が脅かされるのではないかと思います。

介護保険は9割という売上げで利用者が1割です。昔は同級会、新年会で一緒の住民がお世話になれば民間に流れることもなくなるのではないのでしょうか。今、ほとんどが民間参入の施設にいつちゃって利用者が少ないというような話をちょっと漏れ聞いておりますので、やはりここでそういったことも良いことではないかなと私の提案ですので、よろしく願います。

2番に移ります。

10年で小中学生100万人、3,000校減少ということですが、信毎7月19日の見出し、小中学生100万人3,000校減。2010年から10年学ぶ機会確保、課題。小中学生100万人3,000校減、減少。

2010年から2020年の間に少子化の影響で、小中学校に通う児童生徒が大幅に減っている。王滝村の小中一貫校、子供が減って中学校が今春休校し、村内の中学生は木曾町の中学校に通っているということだそうです。長野県は2020年、児童生徒数は15万9,925人で2010年より2万7,818人、14.8%減少している。73市町村で児童生徒が減った一方、南佐久郡北相木村・諏訪郡原村・南箕輪村・中川村が増えたということだそうです。

南箕輪村は10年で児童生徒数88人増、7月19日の信毎によれば、中央アルプスの麓にあり

総面積40平方メートルほどの小さい農村、隣接する伊那市のベッドタウンとして人口は右肩上がり、1975年に7,664人だった住民は85年に1万人を超え、今年6月時点で1万5,890人になった。学齢期の子供を連れた転入が多く、児童生徒の数は2010年1,413人から1,501人になった。村は近隣市町村に先駆け、5年から段階的に保育料を引き下げたほか、18歳までの医療費を無料に、不妊・不育治療への助成金も出す。村内には保育園から大学院までの教育機関がそろい、就学前の子供と自由に過ごせる施設がある。藤城村長も子育てしやすい環境を知った。

そのほかにも、原因や施策があるのか。主なものをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 御紹介いただいた7月19日の新聞の記事であります。こちらは事前に共同通信の記者が取材にまいりまして、全国21社の新聞に掲載をいただいたところがあります。

現在、全国から今視察の要望が相次いでおりまして、対応に追われているところでもあります。その88人増加したその理由につきましては、今議員のほうから紹介をいただいたところでもあります。概念といたしましては、唐木前村長が早くから子育て支援施策を取り入れた、そのメッセージとしては、働く母親が安心して子供を産み育てられる環境の充実というところがあると思います。

やはり、紹介いただいていないところでもあります。子育て関連施設の整備、こちらはかなり進めました。平成17年度には子育て支援センターであるすくすくハウスの建設、平成24年には第6番目の保育園、たけのこ園の整備、さらに平成29年には南箕輪村版ネウボラを実現する施設としてのこども館をオープンしています。加えて、平成28年から伊那地域で働く女性が輝くためのプラットフォーム事業といたしまして、再就職トータルサポートセンター、こちらはかなり効果があったのではないかと考えております。子育て支援と複合した形で、就業に係る一連の支援を行うものでありまして、事業開始の平成28年度から令和3年度までの6年間で268人の再就職のお手伝いができております。

また、施設というところでは、令和5年度には学校給食センターの更新を進めているところでもあります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 村立南部小学校は、明治11年に沢尻区児童、伊那市へ教育委託をしています。その後、神子柴の一部と南原の児童も委託しておりまして、平成元年に小学校新設構想の基本計画が出され、平成8年南部小開校となります。児童数が163名、各学年1学級と特別支援学級で開校宣言をしております。

南原区出身の彫刻家、村澤明生氏の門柱を制定し、平成9年3月校歌が発表され、平成11年にいろんな幼児教育の研究会やら、集会在中南信地区の開催で実践校としていろんな脚光を浴びております。生活に根差す信州総合生活課研究教育研究大会とか、平成17年には開校10周年の記念式典が行われております。

ちょっとその南部小学校の児童生徒数がどのように増えたのかってちょっと調べようと思ったんですが、途中から分からなくなって今は何学級なのかがちょっと分かりませんが、そういうことで人口が増え続けている南部小学校、6教室増築したが、今後の教室数の計画を

お聞きします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 唐澤議員、児童数が増え続けている南部小学校、6教室増築しましたが、今後の計画等についてという御質問でございます。

議員お話のように南部小学校ですが、120有余年、伊那市への教育委託ということできてその解消、それから当該地区の対象児童の増加等ということで、平成8年4月に本村の大事な小学校として開校しました。当時児童数165名、それから各学年1学級ですので、通常級が6学級、それから特別支援学級1学級、学級数でいいますと計7学級で開校でございます。開校から児童数は年々増加してきております。児童の増加に対応するため、平成13年度・26年度・30年度、計3回になります、それぞれ教室等々の増築を行ってきております。

開校から児童数の推移についてでございますが、開校から20年後の平成27年度には児童数が199名、通常級が8クラス、特別支援学級が2で計、学級数でいうと10学級となっております。開校時に比べて34名、学級数は3増ということでございます。そのあとも子供たち増え続け、令和3年度、昨年度になります児童数249名、学級は通常級が10、特別支援学級が3、計13学級となっております。平成27年からの6年間で50名の増、学級数はさらに3学級増え、開校からは1.5倍の児童数となっております。

今後の児童数の将来推計ですが、本年度は昨年度より5年生が2学級、今度今の6年生が卒業、1学級でございますので卒業ということで、来年度は通常級が各学年2クラス、計12学級となる予定でいます。特別支援学級、現在4学級あるんですけども、特別支援学級がそのあとどうなっていくかなというところを含めてでございます。

本村の住民登録による就学前の年齢人口推移でございますが、南部小学校への通学予定者は令和5年度の50名をピークに、令和10年度までの間1学年40人前後、2学級で推移していく見込みでございます。

また本村の人口ビジョンによると、本村の人口でございますが、令和12年まで増加する見込みとなっておりますが、15歳未満の年少人口は令和7年度をピークに減少していく見込みとなっております。特別支援学級の児童の増加、社会増による増加を見込んでも、現時点でございますが、増加の必要はないというふうに考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） ありがとうございます。

子供の増加は地域活性化につながる一方課題も伴いますので、また適切なときにまた関係者で将来を担う子供たちへの投資としてお考えいただきたいと思います。

次に移ります。

村の環境基本計画に森林づくりの推進があります。3月に改訂され、その中に4として村森林づくりの推進があります。長野県森林づくり県民税が導入され、村有林の間伐や危険木の伐採などに活用されている現状から、住民が森林整備事業を支えていくことを追加したとあります。村木のアカマツについて、大切に守りつつ樹種転換等の新たな森林づくりを進めるとあります。

脱炭素に向けた日本の森林の状況は、老木が増え森林のCO₂吸収力が低下しているそうです。戦後植林した人工林が伐採されず、年数が50年を経過した国の森林面積は5割で、

2020年度に二酸化炭素吸収量は4,051トンで、林道整備や機械の技術開発が不十分なことから伐採が滞っているということです。

政府は温室効果ガスの排出量を、30年度に13年度比で46%減らす目標を掲げております。このうち、2.7%CO₂で3,800トン森林による吸収で達成する計画だそうです。森林のCO₂吸収量を確保するには人工林の適切な伐採や跡地の再造林が必要で、公的資金に加え民間投資を呼ぶことが課題になっていると言われております。

伐採木の無償提供をお願いしたいと思いますが、1についてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 環境基本計画に森林づくりの推進があるという中で、通告いただいた部分も含めて回答させていただければと思います。

村をはじめ、長野県は多くの森林資源を保有しておりまして、ゼロカーボンの達成のためには、村民の皆様は森林整備事業について関心を持っていただき支えていただくことは、議員御指摘のとおり重要なテーマであります。そのため、行政が働きかけて村有林に関わっていただく機会を村民の皆様はこれからつくってまいらねばなりません。

その村有林の面積であります。現在村では約1,000ヘクタールの森林を保有しております。そのうち大芝高原にあるものが100ヘクタール、残り900ヘクタールは飛び地でございます。こちら議員から説明ありましたが、現在村有林多くが間伐期を迎えておりまして、手が入らない部分が多く見受けられます。また、松くい虫の被害量も増大しておりまして、今後時がたつにつれて、さらなる被害の拡大や森林の荒廃化が予想されるところであります。

そのような背景を考慮いたしますと、村民の多くの方々に森林における様々な機会を通じて関わっていただくことはこれからの森林づくりについては欠かせないことであり、さらに議員から御提案いただいた踏み込んだ伐採ともなればこれに勝つことはありませんが、伐採は非常に高い専門性を有しまして、かつ危険を伴う大変危険な作業でもあります。林業作業経験の少ない住民の皆様が伐採作業を行うのは大変危険であると、この間にも、伊那市のほうで林業をやっていた1名の方が亡くなるという事故もございました。そのため、伐採という目線で考えますと、低い木の伐採や伐採の見学など、極力危険がない状況で参加する機会を担当課ではつくってまいりたいと考えております。伐採にとらわれなければ、植林等のほうが自分たちが植えた木が育つという楽しみもありますので、そういったところでも関わっていただきたいです。

最後に、伐採木の無償提供であります。今年の7月23日に大芝アカマツ間伐材の販売会を初めて大芝高原で開催いたしましたところ、多くの村民の方が集まりニーズの高さを知ることができました。村有林の木々は村の貴重な財産であります。今後は、まずは公共施設への利用や保育園への木育材などの利用のほか進めてまいりますが、これからかなりの松を切っていかなければなりませんので、そういった住民の皆様への還元については、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） ありがとうございます。

2番に移ります。

（2）番、薪ストーブの材料に何人か集まれば安全安心に伐採できる、その取組をという

ことで、先ほどの笹沼議員の言っていた、公社の管理の西箕輪の辺りの道のそばの木がいっぱいあるんですよ。その程度のものであれば、薪ストーブに使えるかなと思ったりもするんですが、それはかまいませんが、何とかそういった共助の部分をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 薪ストーブの材料にというところで、その取組をという御質問であります。

議員御提案のとおり、人が集まってそれぞれが互いを気にかけて役割分担をし作業を行うのであれば、一人より安全な環境をつくることができます。また、今薪ストーブの材料の薪は非常に価格が高騰しておりますので、そういったところに目をつけられた発想は大変優れた視点であると感じます。ただ、その薪ストーブを欲しい人たち、いろいろな人がいまして好きな木だけが欲しい、好きな樹種だけだとか木をあるだけくださいとか、あとは薪材にあまり適さない木材は要りません、そんないろいろな声を持っているというのも実情であります。

なので、平成23年度に実は南みのわ美森倶楽部というものを発足いたしまして、村内で実施した間伐などの出た材を会員が薪として利用することで、森林資源、木材資源の有効活用を図ってまいったという過去がございます。同時に、それは森林の景観整備を行い、里山をいたわる取組として当初は行われておりましたが、やはり年を重ねるごとに会員の安全性の確保をはじめ作業技術レベル、そして作業の途中放棄や作業期間の長期化など、運営していく中で様々な課題が発生してしましまして、その結果、現在活動を休止している状況であります。

村有林を伐採したりチェーンソーなどを使用する場合、作業に合った特別教育や講習を受ける資格が必要となります。間伐材の利活用は森林整備よって森林を所有する側、間伐材を利用する双方側にとって大変有意義なことでありますので、今担当課では安全に提供できる方法を検討していく必要があると感じているところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 実現できるようにぜひよろしくお願いします。

4 番に移ります。人口が7月1日に1万5,928人になったと。目標人口が3年早く達成し、今年度中にも1万6,000人を突破しそうだという話です。転入数から転出数を引いた社会増が続いており、今年中には人口1万6,000人を突破すると。21年には出生数から死亡数を引く自然増が減少した。地域づくり推進課では、幸せを感じて暮らし続けてもらえるよう力を入れるとか。

隣町の70代の方から話を聞きました。息子が南箕輪村役場近くへ家を建設し、家族で住んでいると。夫は他界したので一人で昔の家に暮らしていると。何か気楽だ、一緒というわけにはいかないの、何かといえば息子も飛んできてくれるからと明るく話された。そのほか、何か原因がありますか。よろしくお願いします。

議長（百瀬 輝和） （1）でいいんですよね。

8 番（唐澤 由江） （1）です。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 人口が増えた要因ということでよろしいんですよね。

南箕輪村は、昭和40年代から実は県内トップの人口増加率をほぼほぼキープしてきており

まして、また土地の価格も、77市町村の中で70番目と非常に低いところも特徴としてあります。そういったことから、地元不動産会社による土地の造成も積極的に進められているのではと感じたところです。そういった人口増加率のトレンドがずっと続いているということと、土地の価格が安いということ、さらにそこに私の前の村長である唐木前村長が実施した子育て支援施策、これが口コミで広がって、その3つが合い重なって現在の人口増につながってきているというのが私の考えであります。

実際もう少し分析しますと、国の住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表によりますと、令和3年度中に村に流入した人口は747人で、そのうち約半数の368人は上伊那の市町村からの流入であります。世代別では、20代と30代が全体の約6割の432人となっております。過去、結構上伊那でほぼ来ているという話がありましたが、今は約半分ほどはこの上伊那ではなくて、それ以外の地域から来ているところは少し傾向が変わってきているのかなと思います。そういった主に来ているのは若い世代でありますので、そういった方々に選ばれているところも分かってまいります。

また、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大で都市部への人口の流出という傾向が少し減少いたしましたので、それもあって、令和7年度に本来達するべき人口を3年早く今回達成したというところで考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 農地転用が容易だとか車庫証明がないとか、水道開栓が無料、農業委員会の農地転用が容易というような口コミがあると思います。さらに、また若い村長が転入してきたということで、これからもどんどん増えていくのではないかと思います。

2番に移ります。

人口が増えても、道路が狭く車の往来に支障を来す場所があるが、解消策はありますか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 先ほどいただいた先に訂正をいたしますと、水道の開栓は恐らく私の前の村長のときに有料化をされましたので、あまり広まってほしくはありませんがそういったことでありますので、御理解いただければと思います。

道路の部分であります。狭い道路を解消するには、一定区間の路線を4メートル以上に拡幅する道路改良が最適で安全な道路整備となります。道路を拡幅するととなりますと、住民の皆様のご貴重な土地を提供していただくこととなりますので、状況によっては難しいところもございしますが、一部を待避所的にすれ違いできる場所を確保して改良していくことも可能であると思います。

道路改良につきましては、御存じのとおり主要道路以外は地区要望による地区計画に基づいて実施をしております。地区からの要望箇所は村内の各地区を平等に状況を確認しながら、危険度が高い順から整備を実施しているところであります。今後も地区から要望があれば現地の状況をしっかり確認して、地区と相談しながら道路整備を実施してまいりたいと思っております。

また、併せてグリーンベルトやイメージハンプ、文字での路面標示のほか、速度抑制の注意看板、必要に応じて速度抑制の対策も実施をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 分かりました。ありがとうございました。

次に、男性の育児休暇をもっと。

（1）番、10月より産後パパ育休が創設されます。男性の育休取得率は2021年度過去最高の13.97%となったそうです。前年度より1.32ポイント増え、政府目標の30%、25年との差は大きい。期間も2週間以内の短期が半数以上を占める。産後パパ育休が創設される通常の育休とは別に、子供の出生週8週間以内に最大4週間利用可能です。通常の育休より申出の期間が長く、労使合意の下完全に休まず、限定的に働くこともできます。この8週間は母体の肉体的・精神的負担が特に重い時期だそうです。

ということで、新たな選択肢により父親がそばにやすくなる意義は大きいだろう。子供が生まれる職員に育休の取得意向を確認することは、今春既に企業の義務になっています。23年4月からは、大企業は男性の取得率公表も求められていると思います。大事なのは、育休充実のこれらの動きを広く男性の仕事と家庭の両立支援につなげていくことだ。

原則、子供が1歳までの育休に対し、子育ては長く続く。仮に育休が取れなくても残業が少なく早く帰れる、フレックスや在宅勤務ができる等で助かる家庭もあるだろうということで、これは企業の例ですけれども、村職員の育児休業の条例の一部改正もありましたが、それらの内容は今話したとおりですが、取りやすくするために村として何をするのかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） （1）はいいんですか。今、（2）を聞きましたよね。

（1）と（2）を一緒に聞きますか。

8 番（唐澤 由江） 一緒をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） お答えいたします。

（1）につきましては、今議員から御説明を丁寧にいただきましたので、ちょっと困っていたところで、ありがとうございます。

（2）に取りやすくするために村として何をするかというところではありますが、現在令和3年度につきましては、男性職員の育児休業の取得状況であります。該当者5人中2人が取得しております。パーセンテージで言うと40%になっております。取得期間に長短はありますが、主には子の出生後1か月以内に取得をされているというのが現状であります。

ただ、男性職員が3人は育児休業を取得しておりません。その理由といたしましては、取得することに対しての本人の抵抗感、収入が減少することへの心配、現在担当している仕事が忙しい、周囲に対して迷惑をかけたくないと思う気持ちなど、いろいろあるのかと思います。

育児休業を取りやすくするために、職員の意識づけと取得しやすい環境づくりを進めていくことが大切であると思いますし、私は育児に関わる時間はある程度持っていて、その育児の大変さ、恐らく人によっては働いていたほうが楽だという方がたくさんいると思います。男性でも育児の大変さを実際に体験していただくことは、子育ての村でもうっておりますので、重要であると考えているところであります。

これまでも庁内会議の場で、私から管理職の方々へ該当職員の取得促進については繰り返

しお願いをしておりますし、そのうち該当職員全員に私から直接お願いもしているところがあります。同時に、育児休業取得に対するハラスメント等がないように規定も整えております。この点も再確認していきたいと思っております。

女性職員の場合は、妊娠の早い段階で状況を把握し職員配置等の対応を事前にできますが、男性職員の場合は現状できていないというのが現状であります。男性職員の育児休業取得を促進させるためには、育児休業取得時における職場の体制づくり、こちらもしっかりと進めていかなければなりません。今回の議会で御提案させていただきました定数条例、こちらの増員の件も、この男性の育児休業取得者の増加も考慮しているところであります。

あとは、取ろうと思っている職員のほうからも早めに報告をしてもらうなど、そういった取組も重要であると思っております。職員を担当しております総務課から該当職員への制度の周知、職員へのリーフレットの配付等を行い、男性職員が計画的に育休を取得できるよう、職場内で育休取得についての機運を高めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 1人だけでなく2人以上産んでいただくように環境整備をお願いします。御丁寧な答弁ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、8番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから3時30分まで休憩といたします。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時30分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に、先ほど質問された8番、唐澤由江議員から訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

8番、唐澤由江議員。

8 番（唐澤 由江） 農地転用について誤解を招く発言がありました。農業委員会が慎重審議をして決めています。よろしくをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 一般質問を続けます。

6番、都志今朝一議員。

6 番（都志今朝一） 議席番号6番、都志今朝一です。私は、先に通告いたしました5項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症の鎮静化が見えない中、県は6日午後8時時点の確保病床使用率が前日より1.9ポイント低下し49.9%となり、県独自の医療アラートで最高の医療非常事態宣言の目安50%以上を8月5日以来、約1か月ぶりに下回ったことを踏まえて議論、宣言解除をめぐっては病床使用率が50%を安定的に下回るか、推移を見て総合的に判断するとした。村の感染者数も過去最高数よりも下回っているものの、依然高い数値で推移している。手洗い・うがい・マスク着用など基本的な感染対策のほか、ワクチン接種などにより感染者の数値が下がればと思うところであります。

それでは、質問に入ります。なお、質問の一部は信濃毎日新聞より引用しております。

1 項目めの通学路の安全対策についての 1 件目、グリーンベルト剥離箇所の補修についてをお伺いいたします。

平成24年より村のグリーンベルトの施工が始まってから、今年で12年目になると思われま
す。始まった当時、小学校1年生に入学した保護者に、学校までの順位が分かりやすくなっ
たと感謝されたことを思い出します。また、グリーンベルト関連の一般質問は2回ほど行っ
ており、平成30年の第1回目の定例会で同様の質問を行っております。グリーンベルトの施
工が始まって7年目に入った年であります。このときの質問でも、場所によっては雨水な
どで泥などが持ち込まれて、ベルトの色が分からなくなっている場所もあります。また、雪か
きなどの折、塗装部分が削られている場所も見受けられます。一部、ほかの工事により補修
などが行われている箇所もあるようですが、全面的な見直しが必要と思われま

す。令和4年度の予算にも、通学路交通安全対策工事費の計上もあります。新規の延長ととも
に補修も必要と思われま

す。なお、当時の村長の答弁では、村内のグリーンベルトが全て完
了した後に計画的に実施していきたいと考えている。また、傷みのひどい箇所については補
修が必要であり、担当課で状況を見ながらやっていければと思うとの回答でありました。

新しい村長になりました。村長の考えをお聞きし、1件目の質問といたします。答弁をお
願ひいたします。

議 長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。
村 長（藤城 栄文） 議席番号6番、都志議員の質問にお答えをいたします。

通学路の安全対策についてという中で、まずはグリーンベルト剥離箇所の補修はという御
質問であります。

村では、歩道のない通学路において児童生徒の安全を確保するために、道路の脇を緑に塗
るグリーンベルトを平成24年度から整備しています。御質問にありましてとおり、経年劣化
や雪かきで削り取られたことによりグリーンベルトの色が薄れ、傷みがひどくなってきた箇
所が多くなってまいりました。

最近では、グリーンベルトを塗った下地の舗装が破損をいたしまして、ひび割れがひどい
箇所が多くなってきているというのも現状であります。今の舗装状態でグリーンベルトの塗
り直しをした場合、接着状態が悪くきれいに施工することができずすぐに舗装がはがれる恐
れもあるため、まずは舗装の補修をしてからのグリーンベルトの実施となります。もちろん
工事費もその分必要になるという現状です。

これまで長年をかけて小学校周辺、また地区要望により整備を進めてきたわけでありま
すが、実はまだまだ新たに整備が必要な箇所があり、引き続き地区からも要望をいただい
てるところであります。まずはその整備を優先に施行をしてはおりますが、明らかに色が消
えている箇所につきましては、状況を確認しながら先ほど申し上げました舗装修繕も含め、グ
リーンベルトの補修を進めてまいりたいと思ひます。

また、今年度中にLINEを使った不法投棄や陥没箇所の報告、そういったところもでき
る見込みであります。グリーンベルトの件も含めるかどうかも含めまして進めてまいりたい
と思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志今朝一） グリーンベルトが引かれている道路のほとんどが生活道路を兼ねており、自動車などの通行もあり歩行者の安全対策になるグリーンベルトの補修など対策をお願いし、2件目のスクールゾーン標識などの修繕についてをお伺いいたします。

通学路の安全対策の内容は、横断歩道手前や交差点内のカラー舗装、歩行帯のグリーンベルト化、スピード抑制のドットライン引き、路面標示、交差点付近のスクールゾーン看板の設置などがあります。このうちで看板の設置は以前から設置が行われており、スクールゾーンを示す文字と絵柄の2種類が設置されております。このほかには、通行の時間帯を示す表示なども設置されております。特に絵柄の看板のものにおいては、経年劣化により絵柄が見えづらく取り替えの時期と思えるものも見受けられます。村内には設置箇所も多く大変とも思われますが、児童生徒のための安全対策と思います。

以上、2点目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2点目といたしまして、スクールゾーン標識の修繕はという御質問であります。

議員より、今回スクールゾーン標識などの修繕に関する御質問を事前にいただいておまして、担当課のほうで現地確認を早速させていただきました。確かに絵柄が見えづらい看板があったというところでもあります。劣化が著しいものから順にできる限り早めに取り替えるというところを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志今朝一） 先ほども述べましたが、スクールゾーンと生活道路が併用しています。車の運転者に認識してもらうにも村全体での見直しも必要と思われまますので、対策をお願いし、よろしくお伺いいたします。

3件目のゾーン30の効果の検証はどうであるかをお伺いいたします。

この質問についても、過去2回ほど行っております。村では平成28年に南原区・南部小・信州大学のエリアでゾーン30の指定を受けて、今年で7年目となりました。ゾーン30は歩行者への安全な通行を確保し、生活道路を走行する車の速度を時速30キロに規制するエリアで、抜け道としての通行を阻止する狙いもある。

南部小学校・信州大学を中心とした南原・神子柴の一部地域、区域面積は約1平方キロメートル。ゾーン30の指定は県公安委員会の指定でもあります。道路には道路標示、標識の設置などが見受けられます。7年目ともなり、ドライバーにも認識されてきていると思います。

7年目となって効果の検証はどうであるかをお伺いし、3問目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ゾーン30の効果の検証はという御質問であります。

ゾーンの入り口に規制看板や路面標示等があることで通学路等があると認識するため、危険を察知して自動車の通過速度を抑制する効果が見られます。また、ゾーン内の住民は速度が抑制されるため、住民も安全運転に心がけるとともに、ゾーン30の指定により安心して暮らすことができるのではと考えられます。

しかしながら、私も特に軽トラで走っているとき、ちょうど私の帰り道に必ず通りますので、30キロぐらいで走っていますとおおむねあおられてしまうというのが現状でありますの

で、なかなかゾーン30というのが広く行き渡っているかといいますと、知っていても守らない人もいるでしょうし、知らない人もいるのかなと。あとは油断していて、ここゾーン30だったと改めて気づくような人もいるのかなと思います。

そういった中、定量的な効果という点ではなかなか図れないのでお答えすることが難しいところですが、警察に問い合わせました。そこの該当するゾーン30のゾーンで交通事故の件数について実際にした数ももらいましたが、実際増えてはおりませんが、劇的に減少しているわけではありません。そういった意味では、なかなか効果がてき面であるということはいづらいのかなというところでもあります。

全国で整備したゾーン30、約2,500か所において整備の前の年と翌年を比較いたしますと、交通事故発生件数は23.5%減、対歩行者自動車事故は18.6%減という数字がありますが、村においてはそこまでの効果は今のところは出せていないというのが現状であります。そうはいえ、引き続きゾーン30の存在やその意味などにつきましては様々な広報媒体で周知をしたり、村交通安全対策協議会を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志今朝一） 生活道路での指定です。地域住民の協力も必要になります。歩行者のための安全対策です。効果の上がる対策をお願いして、2項目目の大規模災害対策についての1件目、災害時備蓄トイレについての質問に移ります。

報道によると、大きな災害を経験した自治体の多くがトイレをめぐる様々な困難に直面した。認識者は平時から取り組む必要性を強調している。自治体に対して敏速な対応をするには事前の計画が不可欠であり、備蓄の現状を地域住民と共有することが必要。過去の災害では断水などで多くのトイレが使用できなくなった。不衛生なトイレに行かないよう水分を控え体調を崩す人が後を絶たず、国も備えを呼びかけている。

2019年の台風19号災害では、便袋式や貯留式の組み立て簡易トイレは使用をためらう意見が女性を中心にあった。南箕輪村の場合は大都会とは違い帰宅困難者はないとしても、避難所開設時下水道が使用できなくなる可能性は十分考えられる。

村のトイレの備蓄状況と対策はどのようなかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大規模災害対策について、災害時備蓄トイレ数が不足ではないかという御質問であります。

トイレを含めまして、避難所用の備蓄用品につきましては課題として捉えておりまして、これまでも各地区の自主防災会と連携し、少しずつですが整備を進めてまいりました。令和2年度においては国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを活用いたしまして、避難所用品の整備を図ったところでもあります。

主なものとしたしましては、避難所用ベッドであります。トイレにつきましても簡易トイレを26基購入し、そのうち13基を各地区の公民館用に配布したところでもあります。残りの13基につきましては、広域避難所となっております村民体育館や小中学校、保育園用として現在村で保管しております。このとき導入した簡易トイレは、簡易トイレ用のテントとトイレ本体、1基当たり100回分の処理剤のセットのものです。

御質問いただきました備蓄トイレ数が不足しているのではないかという点につきましては、まさに御指摘のとおりであります。これで十分という避難所用の備蓄品を準備していくことは様々な保存期間や保存場所・費用面を考慮いたしますと、大量に準備することは逆に難しいというのも現状であります。

とはいえ、避難所で過ごすに当たって良好な環境として考慮すべき点は、トイレを代表する衛生の部分、食事の部分、そして睡眠の部分と言われておりますので、この点を踏まえながら議員から御指摘いただきましたこともありますので、備蓄品の中の優先順位や費用面等のバランスを考え、トイレについても引き続き積極的に準備していくよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長 長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志今朝一） いつ起きるか分からない災害時の想定で、トイレ確保に特化した計画を策定するなど、積極姿勢の自治体もあるようです。平時からの備えも重要と思われます。計画の策定などを期待し、2件目の防災マップの簡素化が必要ではという質問に入ります。

5月25日付の報道で、ハザードマップ課題が浮き彫り。情報量が多くどこを見ればいいのか。損保協会関東支部、長野など10都県住民調査の見出しがあり、保険協会は約4,000人を対象に防災意識調査を実施。

ハザードマップで自宅周辺の被害リスクを認識しているかとの設問では、見たことがあるが被害リスクまでは認識していないとの回答が27.9%を占めた。このうちの3割が情報量が多過ぎることを理由に挙げている。ハザードマップについては見たことがあり被害リスクを認識しているとの回答で、長野県の回答者は48.7%を占めた。また、見たことはあるが被害リスクまでは認識していないとの回答は、長野県については26.4%を占めた。理由は、情報が多過ぎるとした人の割合は45.7%で、10都道府県の中で最多であった。

南箕輪村の防災マップは2019年に改正している。2015年版と比べると地図は大きくなり見やすくなっているが、天竜川浸水想定区域の色使いの違いなどが見づらい。表面には防災情報も必要項目が載せられている。確かにこの項目を理解しリスクを認識するには、情報が多過ぎるとの回答の数値も納得の数値とも思えた。

住民の皆さんの生命・財産を守るマップでもあります。簡素化ができればとの思いでの質問です。答弁をお願いいたします。

議長 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 防災マップの簡素化が必要ではという御質問であります。

現在、村の防災マップには地図上に浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険箇所の情報、指定避難所や医療機関などを示しております。また、裏面には気象情報や河川の水位情報、備蓄品のチェック表など、災害時の行動や行動する上での事前の情報などを整理してまとめたものを表示しております。

議員御指摘のとおり、2019年度からは地図がより見やすくなるようにと、村を2つに分けて図面を大きくいたしました。また、保存しやすいようにA1版をA4版の大きさに畳んでおります。内容につきましては、最低限必要な情報として知っておいていただきたいことや、あらかじめ確認しておいていただきたいことを重点的に表示し、かつA1版に収まるものとしているつもりであります。

私は、災害対応は行政サービスではなく行政サポートが正しい姿であると考えております。そのため、基本的な方針としては提供する情報量をなるべく多くし、判断の材料としていただきたい意向であります。そこで、村といたしましては簡素化ということではなく、デザインを工夫してもう少し分かりやすく見やすい工夫をしていく方向に調整をしていきたいと考えております。

議員御指摘いただいた天竜川の浸水想定区域の色使い、こちらまさに御指摘のとおりで、大変同じ赤みの色で分かりづらいというところ、おっしゃるとおりであります。この部分は大変見づらくなっておりますので、次の防災マップを更新する際にしっかりと対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志今朝一） 今年の気象状況は、温暖化の関係により異常気象による集中豪雨などが日本各地で起きています。村民の皆さんに少しでも理解を得、認識してもらえるマップとなることを願いながら、3項目めの大芝施設の利活用について。

平成16年竣工、フォレスト大芝の今後の利活用についてをお伺いいたします。

昨年、大芝荘とともに村に移管されました。現在、大芝荘はコロナワクチン接種会場として使用されております。フォレスト大芝は、1階部分には会議ができる施設と談話施設、並びに宿泊合宿時に使用できる洗濯室があります。2階には宿泊が可能な部屋が6部屋あり、2部屋はトイレが併設されており、家族連れなどの宿泊には最適とも思われます。また、エアコンの入れ替えなども行っております。

以前の活用では、会社関係の講習会のほか研修会などにも利用されておりました。コロナ感染症で利用などが無いと思います。建設してからの利用頻度も少なく、これからの活用方法を模索する必要があると思われまます。

フォレスト大芝のこれからの利活用をどのような方法で行っていくかをお聞きし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） フォレスト大芝の今後の利活用についての御質問であります。

以前まで、フォレスト大芝は大芝荘の別館宿泊施設としても利用されておりました、そのため現在は大芝荘の休業に伴い同時に閉館をしておるところであります。

今後の活用方法についてですが、合宿の受入れ施設としての活用、また森のコテージと同様に棟貸しでの活用ができないか検討しているところでもあります。どちらにいたしましても大芝荘と同時期に方向性を定めてまいりたいと思いますし、方法といたしましては第三セクターの開発公社、こちらに体力が戻ってくればこちらをお願いする案もありますし、新しく大芝荘の関心表明を出している業者で、同様の例えば宿泊業等で利用するのであれば、そちらのほうで活用いただくことも検討の一つに加えてまいりたいと思っております。

ただ、大芝荘に遅れずにその方向性については必ず決めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志今朝一） 村民にとっても大切な施設です。よりよい利活用ができるような

施策をお願いし、4項目めの他市町村との交流について、村との姉妹友好都市提携についてをお伺いいたします。この質問についても、平成27年の一般質問でお伺いしておりますが、村長も変わりましたので、再度の質問とさせていただきます。

村では、平成3年2月より平成16年6月までの13年間、静岡県土肥町との間で姉妹都市の提携を結んでおり、住民の皆さん同士の交流も盛んに行われておりました。大芝高原の大芝湖畔には、以前の土肥町の恋人岬にある愛の鐘と同じものが土肥町より送られており、今でも人気スポットになっております。

平成の大合併により土肥町が伊豆市になり、姉妹都市も提携が解消されて以来、姉妹都市の提携がありません。以前の回答では、地域グループやスポーツ団体や住民レベルの交流などがきっかけになることが理想と考える。ふるさと大使の皆さんからの情報もいただきながら検討するとの考えでありました。

3年ほど前に神奈川県との話もありましたが、相手の都合により進展が見られません。コロナ感染症のために人の動きも悪く、他市町村との交流が難しくなっていると思われませんが、考えをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 姉妹友好都市提携の考えはという御質問であります。

平成29年9月議会で同様の質問を議員からいただいたとき、当時の村理事者からは提携ができればいいと思っている、姉妹提携というのはいろいろな交流の中から生まれてくるというのが一番の理想といった回答でありました。

私の基本スタンスとしては、交流の中から自然とそういう話につながってまいることが好ましいと考えています。どちらかというと、まだうちの村は一つもそういった今提携している都市がございませんので、比較的大きな自治体と最初は提携できれば理想であると思っております。森林贈与税の件もあり、幾つかトップセールスが必要でありますので、この話題もコロナの状況を鑑みて進めてまいるようにしてまいりたいと思います。

なお、議員御指摘の神奈川のまちであります。こちら引継ぎ事項となっております。しかしながら、前の理事者も想定外であると思っておりますが、当時と相手の神奈川のまちのほうの状況が変わった、表面化したといえますか、町長自身が刑事告発をされたりしたり、副町長人事が3回否決されるなどちょっと行政運営が大変混乱している状況でありますので、この話については進めてもデメリットのほうが大きいと私のほうで判断させていただきまして、私の指示でストップをさせていただいたところでもありますので、御理解いただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6番（都志今朝一） コロナ感染症の衰退が見られません。この時期に姉妹都市の提携も難しいと思われませんが、人口が増加し長野県一若い村などを売りにして、他市町村との姉妹都市の提携ができる施策をお願いし、5項目の学校の安全対策について、学校設備、総点検の結果についてをお伺いいたします。

2021年4月宮城県白石市立小で防球ネットの支柱が倒れ、児童2人が死傷した事故を受け、学校設備の詳細な点検が実施された。結果、都道府県県庁所在地47市区のうち、長野市など19市区の公立小中学校で見つかり、計1,298か所に上った。定期点検では発見できておらず、

事故を契機に隠れた箇所があぶり出された。

21年4月には、北九州市立中でバスケットのゴールボールが落下し生徒が負傷する事故が発生、文部科学省は5月、倒壊や落下の恐れのある設備の総点検を全国の教育委員会に通知した。通知の対象は1、設置経緯が不明などの理由で点検の対象外となっているもの。2、点検が十分でなく安全性の確認が行われていない学校設備。学校保健安全法施行規則は每学期1回以上の点検を義務づけているがすり抜けていた形。地元で事故が起きたし、学校が安全とは限らない。自分たちで確認したい。市立白石中では今年7月、生徒会が声を上げ点検に参加。20人が放課後の校舎を回り、ハンマーを手に音や触診で壁の内部にひび割れがないか確認した。高所の設備もあり、点検箇所も多く大変なことと思われます。

5月の文科省の通知を受け、村の3校の設備の点検の様子はどのようであったかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。都志今朝一議員、学校の設備、総点検の結果はについてお答えいたします。

初めに学校施設ですが、学校は児童生徒が1日の多くの時間を過ごす施設でございます。施設の老朽化対策は、早急に対応すべき重要な課題であると認識しております。村では、平成28年度に南箕輪村公共施設等総合管理計画を策定、令和2年度に個別施設計画を策定し、公共施設の維持・更新及び予算規模に応じた費用の平準化・優先付等を行うことで事業実施の有無や実施時期を適切に判断し、着実な事業実施が可能となる整備計画・整備方針を示しております。

これに基づきまして、快適で機能的な教育環境を確保、多様な形態での学習活動に柔軟に対応できるようにするための施設長寿命化計画を定め、村第5次総合計画の3か年実施計画に位置づけ、計画的に推進してございます。これは施設、大きく言うと全体のところでの村の計画でございます。

議員御指摘の学校設備、総点検の結果につきましてですが、今申し上げた計画によらない学校設備等の点検というふうには受け止めております。昨年4月の宮城県での痛ましい事故を受け、各小中学校の職員が石碑や銅像・バックネット・フェンスなど、目視あるいは実際に手で触れるものは手で触れてゆすったりしながら確認を行いました。

点検した範囲では、南箕輪小学校では立像に亀裂があるものが2件確認されました。周囲をくいとロープで囲うなどの対策を取り、児童には触れないように指導をしてまいりました。また、その中で緊急性の高い立像、小学校の村民体育館のほうから入って左側にすぐある二宮金次郎、二宮尊徳の像でございますけどは、もう既に修繕を行っております。

南部小学校・南箕輪中学校では早急に修繕が必要な工作物等はありませんでしたが、各学校において遊具・運動施設・樹木等点検対象外になっているものはないか確認し、把握漏れない安全点検表を活用して作成して、継続的に安全性の確認をしております。

先ほど議員お話のように、毎月1回教職員が先ほど申し上げたように、目視あるいは触れたりして確認・点検、この中には地震によって倒れたりとか落ちてくるこない、そこも含めております。点検しているんですけども、議員お話の高いところ、高所や専門的な知識が必要なものまでできていない現状があります。

そのようなところにつきましては、点検項目ごとに学校・教育委員会・専門家等による点

検の分担を明らかにして、必要に応じ点検費用の予算化についても検討をしております。
また、点検を実施して異常があった場合は速やかに修繕、当然でございますが修繕していくというふうに考えております。

今後におきましても、各学校や関係各課との連携を密にしながら、施設設備の点検・改修・更新等を適切に実施し、児童生徒が快適に学校生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 都志議員。

6 番（都志今朝一） バスケットボールのゴール落下で生徒がけがをした北九州市の事故を受け、高所の設備に専門業者の目を入れた。バスケットゴールだけでねじの緩みや溶接の不具合など、100か所以上の問題設備を見つけた。担当者は高所はそもそも難しく、さらに設備の内部だと教職員だけでは限界があると語った。目視だけでは児童生徒の安全の確保は難しいと思われまます。安全に対してのやり過ぎはないと思います。楽しい学校生活を送れる対処をお願いいたします。

藤城村長におかれましては、村長に就任して早いもので1年半が過ぎようとしています。立候補時に掲げた激動する社会の中で、誰もがいつまでも幸せに暮らせる村に。6項目の公約実現のために日々の活躍と南箕輪村発展のためにかじ取りをお願いし、以上で今定例会、私の一般質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、6番、都志今朝一議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っていますが、明日13日の午前9時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

散会 午後 4時10分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 9 月 1 3 日 (火曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

2 番 山 崎 文 直

9 番 三 澤 澄 子

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	武井	香織
総務課長	伊藤	弘美	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長			建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	宮澤	文敏

会議のてんまつ

令和4年9月13日

午前9時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。

本日、高橋地域づくり推進課長が病気療養のため欠席する旨の届出がありました。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

2番、山崎文直議員。

2番（山崎 文直） おはようございます。マスクは外してもいいんですか。

議長（百瀬 輝和） したままで。

2番（山崎 文直） 2番、山崎文直です。2日目の質問に立ちたいと思います。

9月は、改めて災害の多い季節だなというのを強く感じるところであります。自然災害で言えば、震災・台風・洪水・土砂崩れ・豪雨など、その災害の規模も近年非常に大型になってきているところが心配であります。気候温暖化というのもその大きな要因になっているのではないかとこのように考えるところであります。そういう意味では、この行政としてもその対策にさらに心血を注ぐことが大事ではないかなということでもあります。

私は、今回3点について質問します。災害の関係のところも多少関わってきているところでもあります。どうか前向きな回答をお願いをいたします。

1問目の質問であります。通学道路のグリーンベルトの効果についてという内容であります。

先般も、テレビの中でもいろんな全国的にも事故の報道等がされている中で、長野県内の生徒の横断歩道における横断歩道を渡った後、車に対して道路のほうに向かって頭を下げるといった行為が取り上げられていました。そのことが非常に運転手にとっても児童・学生の皆さんにとっても事故防止に役立っているのではないかとこのように流されて、なるほどなというふうに思い、同じ県内の者として気持ちのよかった部分がありますが、それがぜひ全国的にもつながっていけばいいのかなというふうな思いで聞いていたところであります。

そういう中では、学校の関係者の皆さん、交通安全の活動に携わる皆さん、それから保護者・PTAの皆さん、行政の皆さん、いろんな人たちの努力が生きてるんだなという思いもするところで、それぞれ頭が下がる思いであります。

そういう意味で、今回私はまずグリーンベルトについての効果等について尋ねるところでございます。

1番目の質問であります。昨日の同僚議員にもありましたので多少ダブルところがあるかと思えますけれども、その辺はよろしく願いいたします。

通学路にグリーンベルトが設置されてから、昨日も12年という話をお聞きしたところであ

ります。既にそんなに時間がたっているんだなという思いもありますけれども、グリーンベルトが当初設置をされるときにそれで思い出したことが1点ありました。

私の地元の地区の中でも、グリーンベルトが順次色が塗られていったところで、ある地区の住民の方から話を聞いたことがあります。何で緑色なんだとか、そんなラインを引いてどれだけの効果があるんだろうというようなことで、非常にきつい質問を受けたことがあります。結果的に、ある一部分についてはグリーンベルトは塗られたものですからそのまま残ったんですけれども、その横に白いラインが通常引かれていると思いますけれども、そのラインは結果的に引くことができなかつたというのがいまだに続いている状況を思い出したわけです。

そういう点でグリーンベルト、緑色のラインというのが引かれてきた、それからその後この12年経って交通安全等にする評価、この辺のところについてお聞きしたいところでありませう。何らかの調査等があればそういったこと、また学校の中における意見だとか、この役場の近所の交差点においても今、毎朝見守り隊の父兄の皆さん、それから先生方も熱心に交通指導をされているところでもあります。そういったところの関係者の皆さん等の御意見が聞くことができればありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。議席番号2番、山崎文直議員、グリーンベルトに関しての御質問でございます。昨日の村長答弁と重なる向きもございますけれども、よろしくお願ひいたします。

今、議員お話の、横断歩道を渡って子供たちが本当に丁寧に頭を下げて気持ちを伝えていただける、その爽やかさをうんと感じている者の一人でございます。特に中学生がというのは、ああ、いいなってそんなことを思っております。

議員お話のグリーンベルトでございますが、歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、ドライバーに通学路であること、歩行空間の存在を視覚的に認識させ注意を喚起と、それからそれに伴いながら車両の速度を抑制させるとともに、通行帯を明確にすることにより歩行者との接触事故を防ぐことを目的としているというふうに理解しています。よって、グリーンベルトは路側帯を明示するものであり、歩道ではないということになります。

通学路にグリーンベルトが設置されてから、通学する子供たちの意識変化、交通事故との関係性などの具体的な調査・検証はしておりませんが、昨日の都志今朝一議員のお話にもありましたけれども、子供が小学1年生に入学した保護者の言葉で、学校までの道順が分かりやすくなったということや、先生方と話す中で、教職員の安全指導でグリーンベルトがあることで道の端を歩くということを具体的に伝えやすい、ここを歩くんだよというそういう指導ができるということ、それからその上を歩くという意識、子供たちの意識が定着してきているかなとそんなことを考えております。

歩道のない狭い通学路でも、子供たちが広がって歩く姿は少なくなっているかなというふうに思うところでもあります。しかしながら、下校時に役場のこの道路を本当に解放感に満ち溢れた子供たちが元気に歩いているなど、広がっているなというのを感じたり、あるいは地域の方々にあの歩き方は危ないというふうに苦言をいただいたこともございます。学校では見かけたらその場で声をかけたり、翌日生徒指導係から全校放送で留意しましょうという

注意喚起をしている状況があります。

やはり思うのは、歩行者は弱者であるということ。ドライバーの認識、子供がいつ飛び出すか分からない等々を含めながら、その認識がやはり大事かなというふうに思っております。国交省のホームページを少し調べさせていただきましたが、生活道路対策エリアの具体的事例ではグリーンベルト、いろいろな表示がございますので、道路標示等々、その中でグリーンベルト等の対策前と対策後では車の速度が抑制されているという、そんなことが載っていました。20キロから10キロぐらい、大分統計的に調査したら速度が抑制されている、そんなデータでございます。

通学路の安全を継続的に確保するために、村の通学路交通安全プログラムがしっかり動き、可能であればグリーンベルトを含め安全対策の効果や検証を取り入れるなどして、子供たちへの正しい安全教育を行っていくことができるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） グリーンベルトが設置されて以後の、今のいろんな反響・効果、その点についていろんなところからの意見が聞かれているというふうに受け止めております。ぜひ、今後とも引き続きもうちょっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、例えば幅を広くするとか広い道だったら可能かなということも考えられますので、その辺のところの追加の検討というのをぜひお願いをしたいなというふうに思います。

2番目として、このグリーンベルト、ラインの更新は順調に進んでいるかという質問であります。場所によってはこの日当たりの良いところは大分色が薄くなっているところもありますし、私の近くのところにも、例えば山林とか林の近くを走っている道路にあるグリーンベルトについては、木のあくなどでかなり見づらくなっているところがあるというふうに思います。

そういう点で、今まで既に設置をされているラインについての更新について、昨日の質問にもありましたけども、少しこの辺で違う意見とか回答がございましたらお願いしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号2番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

グリーンベルトの効果の中でそのラインの更新は順調に進んでいるのかという御質問であります。

グリーンベルトにつきましては、通学する子供たちの安全確保を目的に、平成24年度から令和3年度までにこれまで村内全域で約12キロメートル施工をしてまいりました。小学校周辺から、また地区要望により整備を進めてまいりましたが、まだ実は整備をしなければならない箇所が残っております。加えまして、南箕輪村は人口が増えて、また新たに宅地造成がされている部分も増えていきますので、そういったところもこれから必要に応じてグリーンベルトの整備が必要になってまいります。

補修につきましては、昨日都志議員へも答弁をさせていただきましたが、明らかに色が消えている箇所につきましては、状況を確認しながらこちらもグリーンベルトの更新作業が必要と判断をしておりますので、塗り直しを進めてまいります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） ラインの更新、まだ残るところがあるということでありましてけれども、進むほうも順調かなというふうに思っています。

3 番目の質問になるんですけれども、通学路以外にも設置を広げる計画はあるかということで、今村長からの答弁もありました、非常におかげさまでこの村は人口が増えているということは住宅も増えている。今まで、例えば農道のようなところが住宅化して舗装されて、車が多く通ったりするという地域も増えてきているかと思えます。そういう意味では通学路という指定というか、その辺も枠が広がってくる、そうするとグリーンベルトの必要性も拡大してくるというそういうことも考えられるかと思えます。

そういう点で、この通学路以外にも設置を広げるという計画の中で、少し答弁がありましたらお願いをしたいというふうに思っています。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） グリーンベルトの整備、これを通学路以外にも広げる計画はあるのかという御質問であります。

村の方針といたしましては、グリーンベルトの整備につきましては通学路のみを対象とするところで動かしております。そのため、通学路以外に設置を広げる計画はございません。まだまだ引かなければならないグリーンベルトがある段階では、まずは通学路、その部分を徹底してまいりまして、先ほども申し上げましたが補修も必要になってまいりますので、通学路を重点的にグリーンベルトは施工してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 理解いたしました。まだ通学路でもまだ塗り足りないところがあるそうですので、今後とも引き続きグリーンベルトの整備、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それでは、2 番目の質問になります。生ごみ処理機の設置普及についてということでありまして。

生ごみ処理機の設置については、太陽光発電とかいう部分については補助制度が終了していますけど、生ごみ処理機の設置については、この補助制度が引き続き設けられているということでありまして。

1 番目の質問ですけれども、今朝も私、地元の可燃物の出す日でありました。行ってみますと、やはりこの時期、庭木の剪定をするお宅も非常に増えているかなというふうに思っています。中がほとんど木の葉っぱ、枝の袋も多く見受けられました。そういう点で、今後ともこれからもそういうごみの出すのが増えてくるのかなというふうに考えられます。

私自身は生ごみ処理機を設置しておりませんので分からない部分がありますけれども、この青い木の剪定した枝、そういうものだけが主に入っているような袋という部分については、例えばクリーンセンターでは燃やすときに特に問題ないということなのか、あとこういう部分については、逆に生ごみ処理機でやったほうが分解処理について進むのかどうかという部分について効果、その辺のところがありましたら教えていただきたいなというふうに思っています。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 生ごみ処理機の設置普及の中で、可燃物の袋に庭木の処理材も多く見られる、これらも生ごみ処理機で分解処理可能なのかという御通告に基づいたお答えと、加えましてクリーンセンターでそういった問題ないのかというところ2点、お答えをさせていただきます。

1点目につきましては、基本的に生ごみ処理機は野菜等の生ごみを分解する、処理するための物でありますので、現在広く普及している生ごみ処理機の技術レベルにおきましては、そういった庭木の枝や葉を分解処理することはできない、推奨されていないものであります。

現在、広く普及しております生ごみ処理機につきましては、大きく乾燥式・バイオ式に加えてコンポスト容器の3種類がございます。

乾燥式の生ごみ処理機は、生ごみを温風で乾燥させ減量させます。室内で使用することが多く生ごみを移動させる必要がないというメリットがあります。数時間で5から10分の1ほど生ごみを減量することができます。ただ、次に説明しますバイオ式に比べますと電気代が多くかかり、音も大きめだという特徴があります。

次にバイオ式の生ごみ処理機は、微生物の力で生ごみを分解・熟成させて堆肥にします。こちらは屋外に置くのが主流です。処理中の音は静かとなっております。

最後にコンポスト容器は、微生物の働きを利用して生ごみを堆肥化するものです。エコで昔ながらのこちらは生ごみの処理方法となります。

加えまして、クリーンセンターでの取り扱いにつきましては、担当課長より答弁させていただきます。

議 長（百瀬 輝和） 清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

剪定枝ですが、通常は50センチとかに切って袋に入る分は入れていただいて出してくださいですが、たくさんある場合は長さは50センチに切っていただいてクリーンセンターのほうに直接搬入していただければ、搬入は可能ということでやっております。

よろしく願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） クリーンセンターのほうも小さく刻んでいけばいいのかなというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、私自身は木の枝を出すということはほとんどありませんが、近くの高齢者の方のたまにお手伝いする部分については、これがなかなか大変だという話がありましたのでこういう質問をしたわけでもありますけれども、それで2番目の質問になりますけれども、生ごみ処理機の先日新聞で見えてありましたが、この生ごみ処理機を製造する業者の方が伊那市にいらっしゃるという報道がありました。ただし、その工場はこの南箕輪村内にあるというような記事でありましたので、そういう業者がいらっしゃるんだなということでもあります。

ということで、この生ごみ処理機の一層の周知というのをこれからもしていったらいいんではないかなというふうに思いますので、この辺の一層の周知方法、方針等を聞かせていただければなというふうに思います。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 生ごみ処理機の補助制度の一層の周知が必要ではという御質問で

す。

現状であります、燃やせるごみに含まれる生ごみの割合であります、令和3年度の実績といたしまして、上伊那の平均でありますと全体の生ごみが25%ほどとなっております。少し高いと判断しております、この生ごみを削減することはごみ排出量の削減に大きく貢献できる、そういった状況であります。

そのため、村では20年以上前、平成10年度から生ごみ処理機設置補助事業を始めました。その内容は、生ごみ処理機・コンポスト容器の設置費の2分の1を補助するものでありまして、上限が現在3万円となっております。また、コンポスト容器は一度に二つまで、2基まで補助対象としております。これまで、平成10年度から令和3年度末までで累計668件の申請を受けつけているところであります。

この生ごみ処理機設置補助事業につきましては、南箕輪村だけでなく近隣市町村も実施をしております、補助率はどこも2分の1と同じところが多いのですが、その上限については南箕輪村は3万円と申し上げましたが、ほかの市町村は2万円から4万円と少しばらつきがあるのが現状であります。

議員御指摘のとおり、このバイオ式の生ごみ処理機を製造している会社が村内にございます。しかしながら、このバイオ式は初期の設置の金額が比較的高価になりますので、その部分は近隣市町村の状況を見ながら補助金額の見直しも検討をしていけたらと担当課では考えております。

補助事業のこの周知につきましては、現在村ウェブサイトや広報誌、またケーブルテレビ等で広報をしております。今後も、SNS等も活用して周知を広げて、ごみ削減のために一層の努力を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2番（山崎 文直） 生ごみ削減のために有効であるというお話ですので、今後ともぜひこの良い部分をよく周知されて普及を図っていただくような努力もお願いをしたいというふうに思います。

それでは3番目の質問であります。資材価格高騰に対する対策についてということで、御承知のように今円安、1ドル非常に多くなってきておりますし、世界的にも紛争が絶えないというような部分ということで、この秋からの多くの物の価格が高騰をもう既にしていますし、これからまだなっていくというのがあります。非常に心配です、家計においても大きな影響を与えてくるかなというふうに思っています。

今現在、学校給食センターの工事もこれが今始まっております。そういう点でいろんな資材の高騰っていうのも心配になるところであります、この給食センターの工事はもう既に始まっていますが、今後まだ令和4年度の中のいろんな事業の中でこれから始まる部分もあるかというふうに思います。そういう点で、私どもの地元で公民館のエアコンの整備をしていこうというところに、これから値上がり部分が心配で少し検討をしなければならないかなというふうな思いもあるところがあります。

そういう点で、村の事業の中でもこの後半戦の中で事業にこの物価価格の高騰という部分が非常にのしかかってきて、着工についても遅らせざるを得ないのかなというふうなものもあるのかどうか、この辺の後半の事業運営についての心配なり、それらのところで懸念され

る部分があるのかどうか、村として今の現時点で考えを聞かせていただければというふうに思いますが、お願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 資材価格高騰に対する対策についてという項目で、村事業の影響、事業の推進で着工を遅らせる等の考えがあるのかという御質問であります。

村事業に関して、燃料費・電気代・建設資材などが高騰しておりまして、今後も引き続き補正予算での対応が必要になってくる可能性が高い状況であります。特に建設資材、こちらの推移を見ますと、令和3年12月の建設資材価格指数が138.3だったのに対しまして、令和4年8月の指数は146.0と7.7ポイント、約5.6%上昇しておりまして、既に令和4年度の予算作成時の想定を上回っておりまして、実際に今年度予定しております公共施設の照明器具LED化工事は、令和4年度の予算作成時の想定よりも資材費・労務費が大幅に上がっておりまして、予算額で約8%の追加補正をお願いしてきているところであります。

財源に配慮しての事業着工の先送りとの御意見もありますが、私はこの世界情勢が不透明、さらに円安、そして日本国内の働き方改革も相まって、今後もこの傾向、高値の傾向はさらに続いていくという予想で事業を進めていかねばならないと思っております。

そのため、村といたしましては限りある財源の中ではありますが、できる限り早期発注に努めたい、そういった考えであります。したがって、現在設計中の庁舎LED工事ほか、予定しているほかのLED工事等ほかの工事全てであります。今後も追加で補正をお願いして何とか早い段階で施工してまいりたいと、そういった方針であります。

また、学校給食センター建設工事につきましては、今年度補正予算の第4号で既に2,000万円の追加補正をお認めいただいたところであります。しかしながら、その他の発注済の事業につきましては、現段階ではおおむね当初予算の範囲で事業が実施できる見込みであります。

令和4年度に予定している普通建設費の総額は、9月現在で令和3年度からの繰り越し分を合わせまして約12億2,000万円となっておりますが、このうち支出負担行為済のものが約4億3,000万円、約35%となっております。9月8日に予定しております学校給食センター、これはもう終わりましたが、関連施設の大規模工事の開札を含めると、約今年度は80%既に発注済となっております。そのため残り20%となりますので、あまり大きな影響はこれからはかかってこないのかなど、かかってこないことを願っているところであります。

引き続き、公共工事等につきましては適切な積算の下、引き続き早期発注に努める予定であります。よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2番（山崎 文直） 80%の契約、進み具合ということですので、これを聞いてもう安心したところであります。今後ともまだこの高騰の影響はまだ続くかというふうに思っていますので、職員の皆さんも一体となって積算等で早期の発注等に努めていただければありがたいというふうに思っていますので、どうかよろしく願いをしたいと思っております。

以上で、私の質問3点について質問いたしました。明快な回答をありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これで、2番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから、9時40分まで休憩とします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時40分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

9番、三澤澄子議員。

9番（三澤 澄子） 議席番号9番、三澤澄子でございます。通告いたしました3項目について質問いたします。最後の質問でありますので、今日よろしくお願ひいたしたいと思っております。

今も外はセミの声が最後の鳴き声というか賑やかなんですけども、夜にはうちの庭でもコオロギがすごく賑やかに泣いておりまして、稲刈りなどが始まれば、実りの秋だなということを感じております。

今議会は私たちの任期の最後の決算議会でありまして、一般質問も合わせてしっかりと次の来年度につなげられるような質問にしていきたいなと思っております。

それでは、1項目めの新型コロナウイルス感染第7波についてお聞きします。

今も今日の新聞で医療非常事態宣言今日解除ということで、特別警報引き下げという記事もありましたが、2020年3月に学校一斉休業がコロナ対策として指示され、子供の学ぶ権利が奪われ、それに伴う全ての活動が制限され、混乱の中で日本の政治の在り方や社会の脆弱さが露呈しました。そこから3年目を経ても、まだこの段階では第7波の中にあつて、出口の見えない状況が続いています。

通告した時点では8月24日に県は新型コロナウイルスの感染第7波を抑えるため、BA5対策強化宣言を全県に出し、医療逼迫を避ける正念場を強調、高齢者や基礎疾患のある人ら、重症化リスクの高い人や同居家族には感染しやすい場面・場所を避け、最大限慎重な行動を取るよう求めたとなっています。

一方で、社会経済活動との両立のため、引き続き外出自粛などの強い行動制限は求めないということで、期間は9月4日までの12日間でありました。9月4日には強化宣言は終了しましたが、医療非常事態宣言は継続しました。特に8月中は本村でも2桁の感染数字が毎日続き、医療福祉・介護の施設でも連日感染や濃厚接触者で休業者が多く、このままでは事業継続困難になる可能性が心配される事態となっていました。

村内の福祉関係の職場でも、子供が保育園・学校で次々と休みになって親が出勤できない人が複数出ていて、先延ばしできる事業は遅らせて対応していると聞きました。特に第7波は子供と若い世代の感染が多く、どこでどのように感染が広がっているのか全く見えないまま、リスクの高い高齢者はじっと我慢の毎日を強いられています。

そこで、1として毎回同じことを聞いているわけでありましてけれども、県や伊那保健所に対し新型コロナウイルス感染者に関する詳細な情報提供を求めてください。後日、県のホームページ、昨日も村長も言われましたが一覧表で出ていると言われても、長野保健所なんかは毎日記者会見しているようでありましてけれども、10代以下から年代別の数が発表されています。そういうことが分かれば、どこでの行動が感染リスクが高いかある程度判断できますし、その上で村としての行動指針と具体的な対策、特に示す必要があるのではないのでしょうか。

昨日もちょっとお答えはいただいておりますけれども、県から出されているお願ひは今つけてあります新聞、参考記事ということがありますけれども、県民へのお願ひというところがありますね。重症化リスクの高い人と同居家族らは感染しやすい場所を避け、最大限慎重

な行動をとるか、重症化リスクの低い人も感染防止対策を徹底し、軽症の場合は慌てて医療機関を受診しない、休日夜間の受診はできるだけ控える、会食・旅行の際は感染リスクの高い行動を控えるなど対策を徹底という程度のことを言うわけで、むしろ不安をあおるだけで何の対策にもなっていないのではないかと思います。

村としてどういうお考えかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号9番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染第7波について、1項目めでは県に詳細な情報を求めること、その上で村として行動指針、具体的対策を示すべきではという御質問であります。

長野県内の陽性者ごとの情報につきましては、プレスリリースの数日後に情報が整理され、県のホームページで発表されております。感染拡大時は急激な陽性者の増加によりまして、保健所の業務の負担が増加していることが推測されます。村に個別に届けられる情報につきましても、当初は保育園名だとか学校名だとかそういったことがありましたが、陽性者数が拡大してからはそういった把握も困難で、村に来る情報も徐々に簡素化しているというのが現状であります。

そういった中でありますが、長野県知事は感染者の全数把握の見直しを国へ申請せず、現在の対応を維持していく考えを示しております。現在、保健所の第一優先は陽性になった方々を、重症化している方を確実に医療へつなぐということを第一優先にしておりまして、潜伏期間が非常になくなってからは濃厚接触者、そういったことを追って、そこで感染拡大を防ぐということは難しいというところはお聞きをしております。医療へつなぐというところを最優先にされているところであります。

このような状況におきまして、非常に業務が過大な保健所に対して、村独自で保健所に詳細な情報を求めていくことはその保健所の医療をつなぐという第一優先、その業務を少し邪魔をして増やしてしまいますので、難しいのではないかと私は考えます。

国は、9月26日から全国一律に全数把握を見直し、報告を簡略化していく方針であることも現在報道されております。村の考えであります、これまで同様に県から提供される情報を参考にしながら、昨日の答弁でもお答えいたしました、村独自の判断、指針をそれに加えまして、感染症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 昨日も、村長が独自にデータを取って発表されておりました。ああいうデータは、やっぱり私たちが具体的に目に見えるように出させていただくとある意味安心できるかなということで、県に求めるよりもそのほうが実際には速いかなというふうに思うんですけども、やっぱりああいうことを通じて、やっぱり本当にこの村が今どういう状態に置かれているのか、本当に出口が見えるのかっていうところが村長の発信の仕方ですごく変わってくるのかなというふうに思いますので、引き続きああいうデータも示していただきながら、安心の対策をぜひ続けていただきたいと思います。

それで2として、今でも感染の拡大を防ぐには、一番先にやっぱり検査というふうに言われております。検査と陽性者の適切な医療へつなぐということが一番大事なことだというふ

うに言われております。

8月に知人が感染しました。今までに感じたことのない体調の異変があって、持っていた抗原キットで陽性反応が出たので、これが14日の日だったんですけど、保健所へ連絡しなければと電話したが何回かけてもつながらず、丸一日保健所につながらないまま過ごしたと。やっとつながったところ、自分の陽性確認は感染者に登録されないので、要するに医療機関で検査しなければならないということだったんですけど、それが分からなかったのが娘さんが検査できる医療機関をネットで検索して、16日にやっとPCR検査で陽性が判明し、要するに陽性者として登録され投薬を受けて、一応療養ということになったそうです。

やっと18日にパルスオキシメーターという検査する機械と自宅療養のパンフレットが保健所から送られてきたと。1日1回看護師さんから電話で症状確認の電話があって、3日間で熱が下がったらそれは終了ということでありました。今回、検査・薬・PCR検査は全て無料だったんですけども、インフルエンザと同じ扱いになれば全部有料になります。あとで考えたら、このとき上伊那では300以上の陽性者が出ていまして、対応できなかったことは容易に想像できると言っておりました。

そこで、無症状でも安心できる検査、無料PCR検査を受けられる医療機関の案内がいつもなされていけば安心かなということと、昨日も質問がありましたけれども、抗原キット配布場所を分かるように周知することが大事だと思いますが、その点をお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） その陽性になられた方は、1日本当に対応に苦しんだということとは本当に申し訳なかったなと思うところであります。恐らく、確実ですが、県の対応が間に合わなかったというのが現状だったと思います。そういったことを受けまして、県も医療機関への負荷を下げる仕組みを重点的に行っておりまして、そういった中では無料のPCR検査を受けられる医療機関、こちら案内いたしますと医療機関の負荷がその分上がってまいりますので、県の方針としてはそういったことはせずに、まず各個人個人がそれぞれ対応できる場所は対応してほしいという事業を集中的に進めているのが現状であります。

御紹介いたしますと、県では感染拡大傾向時の一般検査事業といたしまして、抗原検査キットを使って無料検査を実施をしております。感染したかもしれないと不安がある方は実施事業所、主に薬局等になりますがこちらで検査を受けることができまして、上伊那圏域では23か所該当があります。そのうち、村内では2か所の薬局であります。ただ、こちらは現在のところ9月30日までの実施予定となっているところです。

しかしながら、この検査は発熱など症状がある方、また濃厚接触者は受けることができませんので御注意ください。また、実際症状がある方でも受けられるのがございまして、こちらは年代が限られております。20代から40代、重症化リスクが低いと考えられる皆様につきましては医療機関を受診しないで、ウェブの申請によりまして抗原定性検査キットの無料配布によりまして、陽性等の判断が行われております。

こういった県の方針といたしましては、なるべく医療機関に負荷をかけない対策を進めているところでありますので、御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 確かにそのように書いてあります。重症化リスクが低くかつ症状

が軽い方ということでキットで自己検査して、あと20～40代は若年輕症者登録センターにオンラインで登録と、そのほかは平日の昼間にかかりつけ医に相談というように県のホームページに載っておりました。ただこういうこと、陰性の方も偽陰性の可能性もあるので、仕事を休むなど外出控えとか警戒をしても、一週間程度は他者に感染させないなどが書いてありましたが、やっぱりこれだと本当にその今の自分の症状でどういうふうに医療につなげていくのかということも含めて、安心できる療養の体制がちょっとしっかり支援されているなどというふうには思わないわけです。

今のところは、村内には薬局で2か所で無症状の人は9月30日までと。症状のある人は別にやっぱりほかの対応をとということになっております。やっぱりしっかりそのこのところの陽性判断がついて医療や支援が受けられることが大事かというふうに思いますので、その点はもう少し分かりやすく説明していただいたほうがいいかなというふうに思います。

3として、第7波は県でも過去最大を更新して、自宅療養の方が75%にもなっています。調整中の人も多い中で必要ないろいろな今いうようにアクセス、健康観察や食糧支援の強化等を求めるところでありますが、何の支援もなく放置される人がないように、村でも相談窓口の対応も必要ではないかと思いますが、その点いかがでしょう。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 御通告いただいている部分も含めまして回答させていただきます。必要な医療へのアクセス・健康観察・食糧支援の強化をとということも含めて回答させていただきます。

自宅療養者が増加いたしましたのは、先ほど申し上げました医療の逼迫、負荷を軽減、そういったことが主な理由であります。実際入院が必要がない軽症者の方も多いということも一因として判断したと考えられます。

長野県の対策といたしましては、確保病床を520床から531床に11床拡充することや、宿泊療養施設の入所基準を重症化リスクの高い方を優先する運用に切り替えることなどが行われました。その他、先ほど申し上げましたウェブでの検査、そういったところを進めたところでもあります。また、自宅療養者につきましてはアプリを活用いたしまして健康観察が行われるなど、放置される人が出ることがないように体制が整備されているとお聞きをしております。

村といたしましては、食糧支援の強化にも含まれますが、社会福祉協議会のほうで陽性者になった方に対して5,000円を上限とした買い物代行サービス、こちらを始めております。平日要望いただければ、社会福祉協議会の職員が買い物等に行って、陽性者が欲しいものを買ってきてくれるというサービスでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） やはり放置されることのないように、しっかりとした支援の体制を整えていただきたいと思います。

また、4として保健所の体制についてであります。

2020年5月のときにコロナの発生の直後でございますけれども、私は伊那保健所の健康づくり支援課と懇談をさせていただきました。このときは保健所が全てのPCR検査を担ってございましたので、8人の保健師の皆さんが月100時間以上の残業をして、そのときは50件しか限界だというふうな話をしてございました。本当に大変な状況が見受けられましたが、今は

今おっしゃったように、医療機関につなげるのが主な仕事ということで支援体制が進んでいると思います。ただ、やはり保健所の体制は今言うようにかなり逼迫した状況で、この間ずっと保健所の機能が縮小し、医師・看護師を減らしてきたことが今日の事態を招いていると思いますけれども、この間3年間でしっかりと保健所の体制は充実されてきたのかをちょっとお聞きしたいと思います。

引き続き医療機関の状況、福祉事業所等のコロナ対応での実態をつかんでの支援をお願いしたいと思います。

医療では、一般の人に影響が出ています。高齢の母さんが体調を崩し呼吸器系で入院が必要になったが、伊那中央病院に入れず諏訪日赤に入院したというお話を聞きました。介護職場でも、子供の休業で介護職や事務職も含め人員不足が生じています。また、衛生用品や抗原キットの常備品等、介護職場・福祉職場では引き続き必要だというふうに思います。引き続きの支援が必要だと思いますが、その点も含めてお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 保健所の体制の抜本的強化、また引き続き医療機関・福祉事業所への支援強化をという御質問・御提案であります。

まず県の保健所の体制強化であります。県の行うことですのでなかなか分かりかねるところもありますが、県の出している資料によりますと、保健所の保健師・臨床検査技師・事務職員等の臨時的な任用や定数の増などによって強化されました体制を維持しつつ、各地方部の行政職員に保健所への兼務発令、こちらを行いまして、行政職員も疫学調査の支援を行うことができる体制にそういった形で強化をしたと県の資料では発表されております。

また、自宅療養者の健康観察などを行う健康観察センター、こちらも引き続き設置をすることによりまして、保健所の負担軽減を図っていくと、こちらも資料のほうで掲載をされております。

また流行株の特性を踏まえまして、引き続き重症化リスクがある方などを迅速に適切な療養へつなげる体制をこちらも維持するとともに、感染がさらにまた拡大するときには、必要に応じて兼務発令等を行って体制を強化する、そういった方針であると伺っておるところであります。

また、御指摘いただきました医療機関・福祉事務所、村でいいますと福祉事務所・社会福祉協議会が中心になってまいりますが、そういったところへの支援につきましては、今後も必要に応じて村としては講じていかななくてはならないと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 今後も引き続きまだまだ見通しがつかない中でありますので、しっかりと支援をお願いしたいと思います。

次に移ります。

大芝高原の管理運営についてであります。大芝高原は昭和40年にスポーツ公園として開発が始まって以来、徐々に高原内の整備が進み、スポーツのみならず観光・健康づくり・憩い・地産地消・防災など、多様な面を持つ村のシンボルとして発展してきました。一方、最近では既存施設の老朽化・ニーズの変化・松くい虫による松枯れの増・コロナ禍による利用

者の減など多くの課題に直面しており、転換期を迎えています。これは村づくり委員会での将来ビジョン策定について記された文章でありますけれども、まさにこれらの課題を計画的に取り組んでこなかったことへのつけが来ているということで、今後の姿勢が問われているというふうに思います。

そこで1として、特命室を置いて取り組んでいる大芝高原将来ビジョンに基づく整備計画の進捗状況についてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原の管理運営についての中で、大芝高原将来ビジョンと整備計画の現状はというところの御質問であります。

大芝高原につきましては非常に愛している方が多く、また村民の関心が非常に高いスポット、資源であるという認識であります。そのため、これまで進める中で議会からもそうですが、村づくり委員会もそうです。非常に多様な意見をいただいておりますので、ここの部分は丁寧に進めてまいりたいという、そういった方針で現在進めております。

その中、昨年7月に取組を開始いたしました大芝高原将来ビジョンにつきましては、コンテストやアンケートを活用して村民の皆様の意見やニーズを取り込みまして、村の最高諮問機関であります村づくり委員会への諮問を経て、今年6月に策定をいたしました。策定をいたしました内容につきましては、まずはコンセプトを大芝高原いやしの森、いつもいつまでもというところを定めまして、今後の大芝高原の在り方、それに基づく公園内施設利活用の方向性を6つのゾーンに分けて示す、そういったところに留めております。

大芝高原将来ビジョンには、そういったランドデザインとなるものしかお示しをしておりません。そのため、次にこのビジョンに従いまして整備費用・効果などを可視化したより具体的な大芝高原施設整備計画を策定していきます。策定には、こちらも複数の議員の皆様からの御意見もありまして、この施設整備計画には、専門的知識のあるコンサルタント業者に支援を受けて実施をしているところであります。このコンサルタント業者につきましては、先月公募型のプロポーザルを行いまして選定が完了したところで、今年度内にこの大芝高原施設整備計画の策定を目指しているところであります。

大芝高原内の施設整備は、基本的にはこの計画に基づきまして段階的・計画的に行い、先ほど申し上げましたコンセプトを実現するため、また今の大芝高原の魅力を維持しよりよくしていくために、将来的には広い世代の村民に愛される癒やしの公園となるよう目指してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 今の整備計画が今年度中に作成ということで、大枠はそこから始まるというふうに今理解をしております。ただ、やはり今もずっと皆さんが利用している大事な大芝高原なんですけれども、それぞれの不具合がたくさん出てきている中で、緊急に直すべきところ、それから計画的に直すべきところがあるのではないかとということで、一つ一つちょっとお聞きしてまいります。

ひとつ2として、スポーツ施設の老朽化と緊急整備なんですけど、スポーツ公園として村民の健康づくりにも貢献してきた大芝公園です。私はかつては村のテニス教室とか夏休みの親子水泳教室とか利用させていただきましたし、子供たちはみんな野球をしていた関係で試

合や練習に通いました。また、つい最近では信濃グランセローズが春のキャンプも使いながら、村民との交流も行われたりしていたときもありました。

近年スポーツ施設の老朽化が進んで、整備も後回しになっていると思います。先日、中学生の野球のシニアリーグ、伊那ファイターズが練習試合をしていたのを見て、応援している保護者から野球場の修繕が遅れているんじゃないかという話をお聞きしました。スコアボード下の壁の辺りも塗装が剥げた状態を放置されたり、グラウンドの排水が詰まったようなブルペンにも雨水がたまっている状況などお聞きしていたところでもあります。

今年はシニアリーグの全国大会が長野県で行われて、全国からも県内の球場を利用しているという状況があるようです。教育委員会に最初問い合わせたんですけども、特命室が担当になったということで予算も縮小されて、修理があまりきめ細かく進まないのではと心配されます。

スポーツ施設の点検整備は現在どのように行われているかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） スポーツ施設の老朽化に伴う整備、どのように行われているかという御質問であります。特に野球場等というところでお示しをいただいたところでもあります。

大芝高原内には多くのスポーツ施設がある、本当にたくさんあるなと思います。昭和47年に開発が始まりまして、野球場・テニスコート・プール・陸上競技場など、多くのスポーツ施設が整備をされてまいりました。昭和49年に新規整備された野球場につきましては、49年でもありますので48年が経過しておりまして、ダグアウトやスコアボード・防護マット等の老朽化に伴う各所の修繕、改修は課題であります。

公園内のほかの施設も含めまして、計画的に進めてきているところでもあります。私もいろいろと地域の方だとか、あとは村長杯のときに各チーム集まっておりますので、各チームのコーチにどういったところを整備していったらいいですかというのを正直に聞いたりしているところでもあります。

そういった中で優先事項といたしましては、今話がありましたがスコアボードの裏側のキャットウォーク、要するに得点を変えるときに乗る台なんですけど、あれがかなり老朽化して危険だということでありまして、これはそういった意見を受けましたので急遽私の判断、管理職にも相談いたしました。この部分は早期に手をつけるよう指示したところでもあります。また、バックスクリーンボードの塗装工事につきましては、今年度既に完了しております。防護マットの改修についても、防護マットといいますと周りのところですね。あそこの改修についても予定しているところでもあります。

また、皆さんから御意見いただいて、老朽化により損傷が激しかった陸上競技場サッカーゴール、またこれは屋内運動場だと思うんですがフットサルのゴール、テニスネット、こちらについても今年度新しくしたところでもあります。実際こういった意見は今年から特命担当室を現場に置いたことでより迅速な対応、また現場をすぐ確認できますので、そういったところでは非常に係としても仕事がしやすいということをお聞きしておりますので、今後もしそういった仕事がしやすい環境の中で迅速に整備等を進めていければと思っているところでもあります。

また、先ほど申し上げました大芝高原施設整備計画、こちら今年度策定してまいりますので、その計画に基づきまして計画的に公園内の各スポーツ施設を再整備いたしまして、村

民の皆さんに魅力あるスポーツ公園として大芝高原を御利用いただけるよう努めてまいり所存であります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 計画的に整備できるということで、期待しております。

3として、公園内の遊具、アスレチックについてお聞きします。子供が小さいときはよくアスレチックを利用しました。今、二十歳を過ぎた孫が東京から来るとき、小学生のときですけれども、孫は毎年夏休みは毎日大芝に行くと言いまして、楽しみにしておりました。今は近くにいる保育園や小学校の孫がいますが、さすがに遊具が古すぎて何回も挑戦とはなりません。

資料として、駒ヶ根公園の遊具更新の記事をちょっとつけておきました。駒ヶ根のちびっこ広場遊具更新へという記事であります。2年間で6,000万円かけて新しい遊具を更新していくという報道であります。老朽化が進んだアスレチック遊具を2年間かけて更新するというわけですけれども、最近の遊具は本当に私もあちこち孫と一緒に遊びに行くわけですけれども、本当に安全で、子供の好奇心やチャレンジ心が満たされる遊具に本当に工夫されております。大芝高原の遊具はあまりにも時代遅れであります。計画的に早期に整備計画と改修をする必要があると思います。

本当にはっきり言って今すぐ改修してもらいたいというふうに思うんですけれども、予算の関係もあります。その辺の計画はどういうふうになっているかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 公園内の遊具、アスレチックの早期整備をという御提案であります。

三澤議員の思いに私も同じでありまして、今すぐ遊具については新しくしたいなという思いではありますが、そういったところなかなか私が独断で進めてもいけませんので、しっかりと整備計画をつくって進めているところは御理解いただければと思います。

ただこの大芝高原施設整備計画、10年の施設整備計画を定めていくところでもあります。私の中でここは私の公約を発表する場ではありませんが、公約の中でも大芝高原の遊具については改修をしていきたいとお示しをしておりますので、早い段階でアスレチックも含めまして遊具・アスレチックについては整備を進めていきたいと考えております。

その際に、遊具につきましては障がいのある子もない子も一緒になって安全に遊べるインクルーシブな大型遊具、こちらをメインに今検討しているところであります。議員御紹介のとおり、最近本当伊那市でも鳩吹公園だとか榛原だとか春日公園ですか、一気に新しい遊具が入るというところで、やはりそういったところでは上伊那は本当に子育てに優しい地域になってきたなというところで、南箕輪村も負けないように努力してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 次に、大芝の湯の運営改善リニューアルについてお聞きします。

大芝の湯は環境にも恵まれ、上伊那でもトップの入場者を今までも誇ってきております。近年、コロナ禍と燃油の高騰で大きな影響を受けていますが、入湯税については今でも上伊

那でトップになっています。藤城村長になって、食堂の開放や受付の改善などを行っていますが、利用者増にはまだまだ課題があります。

私は一時期、県内や近隣の公共温泉施設を回った期間がありまして、それぞれのサービスを見てきました。何回も足を運ぶところには特徴があり、見習うべき点が多いわけです。松川町の清流苑では常にリニューアルを行い、接遇もとてもよく食事も工夫されています。ポイントはサービス業を意識すれば常にリニューアルと、利用者目線での接遇が大事だというふうに思っております。

大芝は特に施設全体が老朽化し、例えば少しの汚れや不都合があっても修理とか改修がなかなかすぐに行われなような状態が見受けられ、その積み重ねが今日の姿じゃないかなというふうにも思っておりますが、本当に私は大芝の湯が大好きですし、しょっちゅう行く中でいろんな利用者の声を聞くわけです。もっと利用者の声を聞いて思い切ったリニューアルが今必要ではないかと思えます。

食堂利用者へのアンケート調査や利用者の提案などをつかむために、開発公社と特命担当室が今おりますので、連携はどのようになっているかお聞きします。特に大規模改修の計画はあるのかどうか、特命担当室が大芝の湯にあって、今こそそのところをしっかりとつかみながら計画を出していくべきときではないかと思えますのでお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝の湯、大幅リニューアルまた開発公社と特命担当室の連携はという御質問であります。

ふれあい交流センター大芝の湯は、開湯してから今年で20周年を迎えました。コロナが来る前はよく私が一般人のときは、大芝の湯は込んでいるからながたに行こうとかみはらしの湯に行こうとか、これは嫌味じゃありませんけど、そういったことで大芝の湯を避けてきたというそういったこともあるぐらい人気のスポットであると思えます。

そういった大芝の湯も新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて、かなり苦労してまいりました。しかしながら、今年度利用者数につきましては、前年度8月末同期比較で117%と少しずつではありますが、着実に開発公社の新体制の皆様奮起もありまして改善の兆しを見せております。私も一昨日大芝の湯に夜行きましたが、入り口の部分で10人ぐらい並んでらっしゃいまして、食堂もいっぱい、温泉もちょっと混んでいるというとちょっと足が遠のいてしまいますので、今までに比べると入っているなという印象でありました。本当にコロナの前の大芝の湯を見ることができました。

今年3月よりふれあい交流センターの名前のおり、村民のふれあいの場として活用いただけるように食堂などへの入場は無料といたしましたが、まだまだこの食堂の部分につきましてはコロナの影響で生活様式が変わってきたため、食堂の回復については、増えてはきていますが遅れているというのが現状であります。

そういった中、利用者増加のための対策といたしまして、開発公社ではまずソフト面では、8月に大芝のアカマツの炭を活用したブラックまつりというイベントを企画して、食堂利用者の増加を図っております。また、職員のサービス向上、技術向上の研修も新しい体制になってから積極的に取り組んでいるところでありますので、御理解いただければと思えます。

大芝の湯の大幅なリニューアルにつきましては、まずは今検討しておりますのは、足の悪い、悪くない方もそうですが、高齢者の配慮といたしまして、ちょっと駐車場から入り口ま

での距離がかなりありまして、その部分で不便だという声をいただいております。今入ってくるところがアカマツの枝が落ちてくる関係で駐車禁止にしておりまして、昔はあそこに駐められたので少し近くから入れましたが、今そういったことができません。そういったことも含めまして、バリアフリー対応で建物東側のところに大きな駐車場の設置を検討しているところでもあります。

施設自体の大幅なリニューアルもやってまいりたいという思いはありますが、南箕輪村公共施設個別施設計画では、大芝の湯の計画改修は令和11年を設定されております。全体の財政状況を勘案しますとその時期が適切であろうというところではありますが、引き続きこの部分は大芝の湯はサービスを提供する部門でありますので、そういったところは再度検討も状況によっては必要ではないかというところが正直なところでもあります。

加えて、少し赤字がかさんでしまっておりましてふれあいプラザ、こちらにつきましては先月利用者の方の動向アンケートを実施いたしまして、113件の回答を得ました。結果を踏まえながら、少しでも赤字額を抑える運用に切り替えてまいります。具体的には個人利用、今まで朝から晩まで個人、夜8時まで利用できる状況でありましたが、アンケート調査をとって見たところ、ほぼ夜の時間は利用がございませんでした。そういったところを団体貸し切りに設定することで費用を抑えていくなど、進めてまいりたいと考えております。

最後に、開発公社と特命担当室の連携については、実際現場におります特命担当室長より回答させていただきます。

議長（百瀬 輝和） 原特命担当室長。

特命担当室長（原 和子） 三澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

本年4月から特命担当室3名で、今までの出向とかそういう形ではなく職員として、同じフロアで大芝の湯の中で開発公社の職員と一緒に同じフロアの中で事務をとっております。そういった近い同じ空気の中で事務をするということが、非常に村の職員と開発公社の職員と立場が違いますけれども、コミュニケーションが非常に生まれやすくなって非常に良い状態に、連携が取りやすくなるっていう状態になってきているのではないかと現場では感じています。

そういった中で大規模な補修はまだできないんですけれども、ちょっとした緊急的なものとかもコミュニケーションが取りやすいので改善に、また接遇などについても立場は違いますけれども、立場が違う中でそれぞれの立場としての意見を出し合ったり知恵を出し合ったりして、運営の改善に努めていけるのではないかと考えています。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） そうですね。開発公社の社長にもお聞きしました。事務の支援もしていただいたりして、前よりずっといろいろやりやすくなったという話を聞いております。これからはしっかりとその小さな修繕も含めて、いろんなコミュニケーションを取りながら改善の中で進んでいただければと思います。

あと5として、村直営施設の利用状況であります。昨日は大芝荘とかフォレスト大芝については質問がありましたので、私は森の学び舎の利用状況をお聞きしたいと思います。

それで、公園内には似たような屋内運動場の会議室とか味工房の運動施設などがあります。特命室が今つないでいるようですので、例えば大芝の湯のプラザと健康福祉課の企画に直営

施設もセットして、大芝高原の全体が生かされる取組ができないかをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 時間の関係でということですので、防災研修センターのみ申し上げます。

今年度4月から利用を開始している防災研修センター森の学び舎は主に研修会での利用がありまして、これまで87件、約1,000人の方に御利用いただいている状況であります。大芝荘・フォレスト大芝・防災研修センターそれらの施設につきましては、現在のところ大芝荘を除く2施設はフォレスト大芝はどちらか今悩んでいるところですが指定管理に出しまして、大芝高原のほかのスポーツ施設、研修施設とともに一元管理することにより、有効な利活用ができると考えております。

現在、大芝高原の施設指定管理者は開発公社であります。この開発公社は現在正規職員が4名と圧倒的に法人の力が足りていないところでありまして。彼らにもう少し法人として体力をつけていただいた上で、そういった追加の指定管理ができる状態になってからそういったところは連携をして、有効な利活用を図りたいと考えております。

また、ちょっとふれあいプラザと健康福祉課の話がありましたが、ちょっといただいた情報の中ではお答えできるところまでちょっと分かりかねましたので、ここでの答弁は省略させていただきます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 私もこれからもふれあいプラザも含めていろんな提案をできる限りしていきたいと思っておりますので、またぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に最後の質問です。

コロナ禍の社会保障、今生活というふうになんか直していただきたいと思ひます。間違っておりますので。

生活保障、公を取り戻そうという講座、先日第13回生活保護問題議員研修を受講して、オンラインで4日間15時間の講座を受けました。貧困と生活保護をめぐる最近の情勢を学び、改めて自治体の仕事とは何かを問い直す機会となりました。これからも還元していきたいと思ひます。

膨大な資料の中から、2点について質問します。

生活福祉資金特例貸付についてであります。コロナ感染の拡大で住民の生活はかつてない困窮状態が広がりました。国は今までの生活福祉資金の要件を緩和した特例貸付として2020年3月より受付を開始しました。これまでも大規模災害時に特例貸付がありましたが、今回は全国で等しく必要とされる、長引くコロナの中で期限が延長され金額は膨大なものとなっております。来年1月から本格的な償還が始まります。村の状況を調べてここに示しておきました。

1として、緊急小口資金が93件の1,320万円、2として総合支援資金が88件の4,232万円、総合支援資金24件のこれが延長で792万円、総合支援資金再貸付が21件の882万円、計226件の7,226万円にも及んでいます。この中で外国籍の方が62件、2,114万円でありました。全国では367万件、約1兆4,000億円に上ります。先ほども言ったように、令和5年から償還が本格的に始まります。貸付は償還が原則ですが、今回は住民税非課税世帯の免除が導入されま

した。条件はいろいろある中で、免除にならず償還が始まって償還できないなど困難事例の発生が心配されています。そういう方への次の支援が求められます。

また、今回の貸付は全国的に外国籍の方が多いのが特徴です。外国籍の方は生活保護等次の支援が受けられないため、数字から見ても特別な支援相談が必要と思いますが、その体制はどうなっているのかお聞きいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） コロナ禍、生活保障、生活福祉資金特例貸付等について、免除にならない人への次の支援、また外国籍の方への支援についての御質問であります。

免除にならない方、非課税世帯の方は免除となりますが、免除とならない方の償還期間は最長で10年とされております。また、ある程度弾力的な対応がなされておまして、現在のところ無理な取り立てをするようなことはございません。月々の償還額を少額に抑えて長期間で返済していただくなど、基本的には無理のない計画で返済をお願いするところであります。

そういった中でありますが、村社会福祉協議会では貸付を行うだけでなく、必要に応じて別の制度につないだり貸付後も随時相談に応じて継続的な支援を行っております。また、長野県のほうでも別途このことに対して補助を行っておりまして、該当になりますと緊急小口資金はその半分が、総合支援資金は10分の1が県から補助される形となっております。

外国の方であります。外国の方は、手続きの際に言葉の壁という部分で苦勞した点は確かにございます。そのため、現在村における地域おこし協力隊2名から3名が英語が堪能でありますので、そういったところお力をお借りしたところであります。ただ、そういった人的なサポートは必要であると思いますが、外国籍の方を過度に優遇するような支援については、村としては今考えていないというのが現状であります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。これから償還が始まり、いろんな困難がまた出てくると思いますので、適切な支援をお願いしたいと思います。

2としてありますけれどもちょっと時間がなくなりましたので、取りあえず生活保護のことについて触れたいと思います。

生活困窮時の最後のセーフティーネットとして生活保護制度があります。全国では何度窓口足を運んでも申請さえかなわず、一家心中など悲惨な事例も後を絶ちません。窓口の差別的な扱いも問題になりました。村の生活保護の状況を調べましたが、以前お聞きしたときには村で約50件前後の利用、必要な人に適切に窓口申請できるということをお話されておりました。生活保護のしおりが当たり前の制度として目にすることができるように取り組んでいただきたいというお願いであります。

ここに付けております資料でありますけれども、窓口に行きますと、こういう県から出されております新型コロナウイルス感染症で影響を受けた生活にお困りの皆さんへというパンフレットが置いてあります。この中に生活保護のところがちょっと書いてあります。ただ、しおりとして窓口置くということは誤解を受けてはいけないのでということで、今置いていないということであります。

実際の申請時にいろんな困難が生まれていることは事実でありまして、安心してやっぱり

この制度を受けられるということが原則だというふうに思いますので、役場の窓口への生活保護のパンフレットをぜひ設置していただきたいということをお願いして、ちょっとすみません、時間が押してしましまして、後のことについてはまた次の機会にお聞きしたいと思います。お願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議員御説明のとおり、生活保護につきましては県福祉事務所の管轄になりますが、村でも相談はしっかりと受けつけております。相談内容や生活状況をお伺いいたしまして就労支援や貸付制度を御紹介することもありますし、状況によっては生活保護制度の担当である県福祉事務所へつなぎ、一緒に対応しているのが現状であります。

現在、南箕輪村役場の窓口には生活保護のしおりは置いてありません。誰でも手に取って見れるような取組をということにつきましては、今後福祉事務所と相談をして検討・決定をしてみたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 時間になりましたので、以上でまた終了させていただきます。

また、しっかりと議員研修が今できる制度ができましたので、学んだ成果につきましてはまた次の機会に生かさせていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、9番、三澤澄子議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

14日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くこととします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

散会 午前10時31分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 4 年 9 月 1 4 日 (水曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|------------------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 17 号～議案第 20 号 | 提案～審議 |
| 第 2 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 3 | 発議第 1 号 | 提案～採決 |
| 第 4 | 議案第 1 号～第 2 号 | 討論～採決 |
| 第 5 | 議案第 3 号～第 8 号 (委員会の審査報告) | 質疑～採決 |
| 第 6 | 議案第 9 号～第 14 号、第 17 号～第 20 号 | 討論～採決 |
| 第 7 | 継続審査事項 | |
| 第 8 | 継続調査事項 | |
| 第 9 | 議員派遣 | |

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	武井	香織
総務課長	伊藤	弘美	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長			建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	宮澤	文敏

会議のてんまつ

令和4年9月14日

午後3時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。本日、高橋地域づくり推進課長から病気療養のため欠席する旨の届出がありました。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告します。

村側からの追加議案4件、議員からの意見書案1件を加え本日の会議日程といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案4件、意見書案1件を本日の会議日程とします。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第17号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第17号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳出で花火大会実施に伴う費用、また過年度分の子育て世帯等臨時給付金の精算金の追加であり、予備費での調整となるため、既定の歳入歳出予算の総額69億6,405万7,000円に変更はありません。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第17号の細部説明を申し上げます。議案書4ページをお開きください。

歳入歳出補正予算、今回、今提案の理由のとおり歳入の補正はございません。事項別明細

書の歳出を説明いたします。

2 款総務費、1 項12目0242地域づくり推進事業335万円であります。昨今のコロナ感染対応また物価高騰、また大芝高原まつりの中止等々、国内外問わずに明るい話題がない状況の中でありますけれども、住民・地域の皆様に元気を発信したいという思いから、来る10月14日19時30分から30分程度であります、大芝野球場を打ち上げ場所としまして、大芝高原森の花火大会、これを開催することといたしました。つきましては、大会開催に必要な費用を今回お願いするものでございます。

なお、この財源につきましては、大芝高原まつり実行委員会への補助金720万円を既に支出しておりますが、まつりが中止だったということで、今回の費用につきましては返還される分につきましてその分を充てるということにいたしますので、結果的には増額となるものではございません。御理解お願いいたします。

11節役務費2万円は、煙火消費申請手数料8,000円、それから事故賠償保険1万2,000円でございます。12節委託料は花火打ち上げ委託料300万円、また、当日は伊那ケーブルテレビで生中継を予定しておりますので、中継委託料33万円の合計330万円でございます。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項1 目0334特別給付金事業120万円でございます。22節償還金、利子及び割引料で、令和3年度で実施しました18歳以下を対象としました特別臨時給付金、これにつきましてこのたび額が確定いたしましたので、先行分分で60万円、追加分で60万円、合わせまして120万円の精算金を支払うものでございます。

次の6ページ、14款予備費で455万円を減額いたしまして、歳入歳出の調整をさせていただくものでございます。

以上、議案第17号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第18号、議案第19号及び議案第20号、「工事請負契約の締結について」を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第18号から議案第20号までは、南箕輪村学校給食センター建設工事の工事請負契約の締結に関する3議案でありますので、一括して提案理由を申し上げます。

令和3年度繰越南箕輪村学校給食センター建設工事における建築工事・機械設備工事・電気設備工事について、予定価格が南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に当たるため、地方自治法及び条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水教育次長。

教育次長（清水 勝宏） それでは、初めに議案第18号、令和3年度繰越南箕輪村学校給食センター建設工事建築工事の細部説明を申し上げます。

議案書の2ページ、説明資料により説明をさせていただきますので、そちらを御覧ください。

令和3年度繰越南箕輪村学校給食センター建設工事建築工事の入札結果についてでございます。

1の入札会の時期につきましては、令和4年9月8日午前10時からでございます。

2の工事内容についてでございますが、学校給食センター建設のための建築工事及び外構工事一式となります。構造・規模につきましては鉄骨造平屋建て、建築面積は1,146.46平米でございます。

3ページの平面図を御覧ください。

当学校給食センターの諸室の配置につきましては平面図のとおりでございますが、建物の北側に給食エリアを配置し、検収から下処理・上処理・調理・配缶・洗浄・消毒を工程ごとに区分し、明確なワンウエーの導線計画により交差汚染等の防止を図った配置としております。

建物南側には事務室・食堂兼打ち合わせ室・アレルギー対応室・防災フロア等を配置しており、この防災フロアにつきましては、通常時には食育ルームとして学校・地域での食育教育等に活用することができ、見学窓から調理の様子を見学することができます。また、災害等の有事の際には、広域避難場所として指定されております南箕輪中学校の第2グラウンドの避難所等としても利用することができ、その地下部には防災備蓄倉庫を設置いたします。

当学校給食センターの建設によりまして、一日当たり最大で1,500食規模の給食の提供が可能となります。

2ページにお戻りください。

3の契約の方法につきましては総合評価一般競争入札。

4の入札の結果でございますが、応札者数5者、落札金額は4億1,030万円、落札業者は上伊那郡南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役、原武光でございます。

5の工期につきましては、議会議決の日から令和5年8月31日まででございます。

続きまして、議案第19号、令和3年度繰越南箕輪村学校給食センター建設工事機械設備工事の細部説明を申し上げます。

議案書の2ページ、説明資料を御覧ください。

令和3年度繰越南箕輪村学校給食センター建設工事機械設備工事の入札結果についてでございます。

1の入札会の時期でございますが、令和4年9月8日午前10時からでございます。

2の工事内容でございますが、学校給食センター建設のための機械設備工事一式でございます。空調設備・衛生設備・厨房設備の工事となります。

3の契約の方法は総合評価一般競争入札。

4の入札結果でございますが、応札者数は3者、落札金額は4億1,800万円、落札業者は上伊那郡南箕輪村982番地2、株式会社堀建設、代表取締役、堀正秋でございます。

5の工期につきましては、議会議決の日から令和5年8月31日まででございます。

続きまして、議案第20号、令和3年度繰越南箕輪村学校給食センター建設工事電気設備工事の細部説明を申し上げます。

議案書の2ページ、説明資料を御覧ください。

令和3年度繰越南箕輪村学校給食センター建設工事電気設備工事の入札結果についてでございます。

1の入札会の時期でございますが、令和4年9月8日午前10時からでございます。

2の工事内容でございますが、学校給食センター建設のための電気設備工事一式でございます。受変電設備・幹線動力設備・電灯設備のほか、電気設備全般の工事となります。

3の契約の方法は制限付一般競争入札。

4の入札の結果でございますが、応札者数3者、落札金額は1億4,135万円、落札業者は上伊那郡南箕輪村2364番地、株式会社エイ・エム・シイ、代表取締役、吉田将和でございます。

5の工期につきましては、議会議決の日から令和5年8月31日まででございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、丸山議員。

1 番（丸山 豊） 1番、丸山です。

今18号だけということになるとちょっとあれかもしれませんが、19号も次のやつもみんな同様のことをちょっと聞きたい……。

議長（百瀬 輝和） このあと19、20とあります。

1 番（丸山 豊） ということですね。

設計額に対する落札率だけで結構ですので、教えていただければと思います。総合評価を使ったということで一般競争入札、どのぐらい競争性が発揮されたかというところをちょっと知りたいと思ひまして、落札率だけ教えてください。

議長（百瀬 輝和） 藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 学校給食センター建設工事の請負比率でございます。

99.94%でございました。

以上であります。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員、よろしいですか。

1 番（丸山 豊） はい。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございませんか。

7番、加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 7番、加藤です。

この応札業者の業者名をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 建築工事の応札者でございます。

原建設株式会社ほかに、宮下建設株式会社南箕輪営業所、浅川建設工業株式会社、西武建工株式会社、株式会社ヤマウラ南箕輪営業所でございます。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員、よろしいですか。

7 番（加藤 泰久） はい。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第19号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、丸山議員。

1 番（丸山 豊） 1 番、丸山です。

19号、これも同様に設計額に対する落札率をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 機械設備工事につきましては、請負比率99.25%でございました。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、丸山議員。

1 番（丸山 豊） 1 番、丸山です。

同様に落札率を教えてください。

議長（百瀬 輝和） 藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 電気設備工事につきましては、96.97%でございました。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

日程第2、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） 総務経済常任委員会に付託されました陳情について、村議会会議規則第91条第1項に基づき、委員長報告をいたします。

8月31日午後1時半から第1委員会室で審議いたしました。

陳情第9号「中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情」。

中国共産党による法輪功に対する臓器収奪と迫害が始まっており、日本人の配偶者や関係

者にも広まっているというもの。臓器提出源で大利益を得て法輪功を迫害しようという残虐なもの、法輪功は心の修養を重んじる中国の伝統的な気功で人気があるので、中国共産党の江沢民が嫉妬して中国国内の身柄拘束で人権侵害に当たるというもの。

各委員の意見。

賛成意見。臓器の収奪、これは人権問題だ。法輪功の信者が弾圧を受けている。これを見逃すわけにはいかない。

反対意見。心情的には分かるが、賛成するわけにはいかない。事実としても加害者にならない法整備が大切だ。人権侵害などひどい内容は理解できる。地方議会で判断できない。内政干渉になる。

採択結果。賛成1、反対3で不採択と決しました。

以上で委員長報告とします。

議長（百瀬 輝和） 委員長報告に対する陳情第9号「中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第9号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

陳情第9号を採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立ゼロです。

したがって、陳情第9号は不採択とすることに決定しました。

日程第3、発議第1号「安倍元首相の国葬の中止を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について趣旨説明を求めます。

5番、笹沼美保議員。

5番（笹沼 美保） 発議第1号「安倍元首相の国葬の中止を求める意見書」の趣旨説明をいたします。

意見書を読み、趣旨説明とさせていただきます。

岸田政権は、安倍元首相の葬儀を国葬とし、令和4年9月27日に日本武道館で行うことを閣議決定しました。しかし、戦前の法的根拠であった国葬令は1947年に失効しており、法的根拠のない国葬の実施を国会で議論することなく、政府が独断で決定したことになります。国葬の要件を定めた法規がなく、国会審議も経ないまま多額の税金が費やされる国葬を行うことになれば、法治主義にも財政民主主義にも原則に反するもので、国民の理解が得られるかは疑問が残ります。戦後の首相経験者の葬儀をみても国葬は吉田茂氏のみで、そのほとん

どが政府と自民党の合同葬となっております。安倍元首相の葬儀については、国民の賛否は二分しており、国民の厳しい経済情勢を鑑みても、全額国費負担となる国葬は中止すべきです。よって、国におかれましては上記の問題点を考慮し、令和4年9月27日に予定される安倍元首相の国葬を中止するよう強く要望します。

以上です。御賛同をよろしく願います。

議長（百瀬 輝和） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 1番、丸山です。

ここに提出者と賛成者も5人いるもんですから、今ここで私が討論をしゃべってももうどうにもなるものでもないかとも思いますけれども、反対の意思だけは示したいと思ひまして、先日これをいただいたときのことを材料にして話をしたいと思ひますが、段落的にも上から1、2、3段落目までは私の思っていることとほとんど一緒でございます。法定根拠がないということだとか法治主義だとか、財政民主主義の原則にも反するということがありますし、今までも吉田茂氏のみということで内閣葬・自民党葬を合同葬でやられていたということもそのとおりでございますので、私も落とすところとしてはこら辺が一番妥当なところかななんて勝手に自分では思っていたところでございます。

最後に書かれている、国民の賛否を二分しておりというところでございまして、まさに二分して、私もどちらかという、今のこの意見書に反するほうのことで思っておるわけでございます。だから、今意見書のほうはこういうふう国葬を中止すべきであるとまとめたいただいておりますけれども、だからといって葬儀を中止しなくてもよいと思ひしております。

理由を簡単に言いますと、国によってもう9月27日に葬儀が実施されようとしておりまして、外国からもそれなりの要人も来ておりますし、たまたまこれが国葬となるということでありますので、私はここで弔意を表したいとそんなふうにも思っております。

2番目といたしましては、総理としての功績を評価すれば妥当なところかなと。

葬儀にみる3番目とすれば、弔問外交など先ほども申しましたが、外国の要人が出てきて重要な会議をいくらかでも開催できるというそういうことでもありますので、そこら辺の3点で私はこの意見書には反対という立場で討論させていただきました。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 賛成討論はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

7月に全県の町村議員研修会がありまして、松本で行われたわけでありまして、冒頭に安倍総理に黙祷の時間が取られたわけでありまして。亡くなられてすぐのときだったわけであ

りますけれども、それでも私自身は違和感を覚えました。たまたま南箕輪議会は到着が遅れまして参加したのは私一人でしたが、私は黙祷の中で、亡くなられたことはとても残念だと思いますと。なぜなら生きて様々な疑惑に答えてほしかったからだと言っていました。

安倍元総理の国葬については、日々反対の声が広がっております。意見書案にあるように法的根拠もなく内閣の権限でいきなり国葬を決め、後づけで様々な言い訳をしていますが、国民は納得しません。私は常々、議員活動の基本は憲法にあると言ってきました。今回の国葬はまさに憲法違反の行為です。

そして、安倍元総理ほど日本国憲法を軽んじ、壊してきた首相はいません。共謀罪や安保法制など憲法に反する法改正を繰り返し、モリ・カケ・桜疑惑も残ったままです。安倍総理はみっともない憲法だと言って改憲を主張していました。国会議員の憲法尊重擁護義務、これは憲法99条にありますけれどもを犯してきた人であり、日本国憲法の下で国葬を強行することには反対いたします。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） これで討論は終わります。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号から議案第8号の質疑・討論・採決を行います。

議案第3号から議案第8号は決算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

三澤決算特別委員長。

決算特別委員長（三澤 澄子） 決算特別委員長報告をします。

決算特別委員会に付託されました議案第3号から議案第8号までの6議案につきまして、審査の結果を報告いたします。

お手元に配布の報告書のとおり、議案第3号から議案第8号は審査の結果、認定すべきものと決しました。なお、審査の過程において各議員から出されました指摘事項等を十分留意の上、より一層の効率的な事業展開を図り、健全な行財政運営に当たるよう、また次年度の予算編成に生かしていただくよう要望いたします。

新型コロナウイルス感染症はいまだに収束が見えないことから、住民に寄り添った丁寧な対応を求めます。

以上で、決算特別委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

これから、議案第3号「令和3年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第3号は認定することに決定しました。

議案第4号「令和3年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第4号は認定することに決定しました。

議案第5号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第5号は認定することに決定しました。

議案第6号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第6号は認定することに決定しました。

議案第7号「令和3年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第7号は認定することに決定しました。

議案第8号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第8号は認定することに決定しました。

日程第6、議案に対する討論・採決を行います。

議案第9号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「令和4年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

福祉教育常任委員長から、委員会において審査中の事件について会議規則第72条の規定によりお手元に配布のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって福祉教育常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第8、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定によりお手元に配布のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りのとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

議長（百瀬 輝和） ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月定例会、15日間の長い会期となりました。大変お疲れさまでした。

また、全議案原案どおりお認めをいただきありがとうございます。議案審議や一般質問でいただきました様々な意見・御提言は、今後の行政執行や村づくり・地域づくりに可能な限り生かしてまいります。

さて、医療非常事態宣言が解除され、感染警戒レベルが5に引き下げられました。昨年を振り返りますと、10月から12月までは陽性者が低く推移をいたしました。しかしながら、一昨年を振り返りますと第3波の時期でもありました。新しい株等の流行がないよう願うとともに、村はこれからオミクロン対応ワクチンの接種に大変忙しい時期となってまいります。

また、10月から利用できます一人5,000円分の商品券の配付も始まってまいります。今後、感染警戒レベルが下がってまいると思われますので、村内の飲食店等を中心に積極的な利用をお願いしたいところであります。

さて、9月議会が終了いたしますと予算編成の時期となってまいります。私の任期の後半戦に差しかかってまいりますので、公約とした内容を中心に、職員の皆様の御協力を得てしっかりと進めてまいります。

収穫の秋を迎えますが、台風による被害もなく、収穫の喜びを感じられるようなそんな秋になることを願い、また議員各位にも村の発展のために御協力いただくことをお願い申し上げます。また慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これをもちまして、令和4年第3回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後3時47分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員